

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 17,979	2,021,208	
第 1 項 議会費	△ 17,979	2,021,208	
第 1 目 議会総務費	△ 16,241	1,419,094	
(財源内訳) 一般歳入	△ 16,241		(節内訳)
(1) 議員報酬	△ 13,421	1,062,079	(1) 報酬 △ 9,891 (2) 給料 2,857 (3) 職員手当等 △ 9,193 (4) 共済費 △ 14
(2) 職員給与費	△ 2,820	357,015	県議会議員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 9,891 ・職員手当等 △ 3,530 期末手当 △ 3,530
			議会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 2,857 一般職給 2,857 ・職員手当等 △ 5,663 扶養手当 △ 903 地域手当 △ 1,096 住居手当 △ 689 通勤手当 502 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 1,874 期末手当 △ 71 勤勉手当 △ 345 児童手当 △ 840 単身赴任手当 △ 348 ・共済費 △ 14 地方職員共済組合等負担金 △ 14
第 2 目 事務局費	△ 1,738	602,114	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	401 △ 2,139		(節内訳)
			(9) 旅費 △ 737 (10) 交際費 △ 500 (11) 需用費 △ 103 (12) 役務費 △ 390 (14) 使用料及び賃借料 △ 8

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 1,738	602,114	県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 経営管理費	35,113,986	67,136,647	
第 1 項 経営管理費	36,328,324	52,389,650	
第 1 目 一般総務費	302,816	12,052,678	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 40,019		(1) 報酬 17,362
県債	△ 100,000		(2) 給料 21,979
一般歳入	442,835		(3) 職員手当等 289,585
			(4) 共済費 △ 101,123
			(7) 賃金 75,013
(1) 職員給与費	302,816	12,052,678	経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 17,362
			・給料 21,979
			一般職給 21,979
			・職員手当等 289,585
			扶養手当 △ 4,562
			地域手当 147
			住居手当 △ 272
			通勤手当 47,879
			管理職手当 1,610
			特殊勤務手当 △ 4,432
			時間外勤務手当 398,552
			休日勤務手当 2,492
			期末手当 △ 6,139
			勤勉手当 △ 9,190
			退職手当 △ 136,506
			児童手当 △ 1,498
			単身赴任手当 △ 276
			管理職員特別勤務手当 1,780
			・共済費 △ 101,123
			地方職員共済組合等負担金△ 102,733
			社会保険料 1,610
			・賃金 75,013
第 2 目 文書費	△ 5,232	100,889	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 5,232		(8) 報償費 △ 1,592
			(9) 旅費 △ 2,348
			(11) 需用費 △ 311
			(12) 役務費 △ 981
(1) 法令審査等事業費	1,550	32,760	
ア 法令審査等事業費	1,550	22,265	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 文書事務費	△ 6,782	64,383	
ア 文書収発事業費	△ 1,027	26,832	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 5,755	37,551	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 人事管理費	△ 656	181,520	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	1,069		(4) 共済費 43
一般歳入	△ 1,725		(8) 報償費 △ 265
			(9) 旅費 141
			(11) 需用費 2,126
			(12) 役務費 △ 1,040
			(13) 委託料 △ 77
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,092
			(18) 備品購入費 △ 89
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 403
(1) 赴任旅費	2,076	46,104	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	0	22,278	財源更正に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 2,732	87,628	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 93,324	761,247	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	400		(5) 災害補償費 △ 23,691
財産収入	△ 18,783		(9) 旅費 △ 58
県債	△ 8,000		(11) 需用費 △ 188
一般歳入	△ 66,941		(12) 役務費 △ 36
			(13) 委託料 △ 19,000
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,123
			(15) 工事請負費 △ 47,238
			(19) 負担金、補助及び交付金 10
(1) 非常勤職員等災害補償費	△ 23,691	6,498	静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等に基づく災害補償に要する経費の補正である。
(2) 職員健康指導事業費	△ 161	138,368	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員被服等貸与費	645	7,745	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 職員厚生事業費	△ 11,974	180,007	
ア 共済組合事務費負担金	10	54,985	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ もくせい会館管理運営費	△ 11,984	94,068	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職員住宅等維持管理費	△ 18,880	102,809	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 職員住宅等建設費	△ 39,263	295,820	
ア 職員住宅等建設費償還金	0	272,470	財源更正に伴う補正である。
イ 職員住宅解体等事業費	△ 39,263	23,350	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 乳幼児一時預り施設設置運営費	0	30,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 財政管理費	35,760,424	35,855,725	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	37,906		(9) 旅費 △ 59
一般歳入	35,722,518		(11) 需用費 △ 158
			(12) 役務費 △ 31
			(14) 使用料及び賃借料 △ 115
			(25) 積立金 35,760,787
(1) 財政管理運営費	△ 363	12,546	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 基金積立金	35,760,787	35,796,787	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 管財費	△ 154,796	1,851,432	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	875		(1) 報酬 60
諸収入	2,427		(4) 共済費 90
財産収入	2,861		(8) 報償費 △ 1,996
県債	18,000		(9) 旅費 △ 47
一般歳入	△ 178,959		(11) 需用費 △ 44,436
			(12) 役務費 △ 3,421
			(13) 委託料 △ 26,400
			(14) 使用料及び賃借料 2,238
			(15) 工事請負費 △ 80,314
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 570
(1) 財産管理費	△ 17,583	302,531	
ア 県有財産管理費	△ 17,105	55,343	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有資産所在市町村交付金	△ 478	247,188	交付金の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 46,264	1,099,350	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 90,949	443,551	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目 営繕費	△ 30,796	85,304	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 389
一般歳入	△ 30,796		(12) 役務費 △ 38
			(13) 委託料 △ 30,323
			(14) 使用料及び賃借料 △ 46
(1) 営繕推進事業費	△ 473	21,377	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県有施設の法定定期点検事業費	△ 30,323	63,927	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 恩給及び退職年金費	△ 1,833	18,184	(節内訳)
(財源内訳)			(6) 恩給及び退職年金 △ 1,833
一般歳入	△ 1,833		
(1) 一般職員恩給費	△ 1,833	18,184	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 9 目 諸費	551,721	1,482,671	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 17
国庫支出金	△ 194		(10) 交際費 △ 2,887
一般歳入	551,915		(12) 役務費 △ 177
			(23) 償還金、利子及び割引料 554,802
(1) 過年度支出金	554,802	1,470,802	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 2,887	10,550	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 自衛官募集事務費	△ 194	339	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	△ 6,340	8,523,412	
第 1 目 賦課徴収費	△ 6,340	8,523,412	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 16,300
一般歳入	△ 6,340		(9) 旅費 △ 962
			(11) 需用費 △ 1,496
			(12) 役務費 △ 1,595
			(13) 委託料 3,067
			(14) 使用料及び賃借料 △ 529
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 21,125

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 県税賦課徴収費	2,485	1,026,637	
ア 県税賦課徴収事務費	3,316	514,568	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 394	470,706	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 437	41,363	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 437	8,363	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	△ 8,825	7,496,775	
ア 特別徴収義務者等報償金	13,000	970,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 700	23,700	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	△ 7,125	6,288,875	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	△ 14,000	209,000	地方消費税の賦課徴収を行う国に対して支払う徴収取扱費の補正である。
第 3 項 市町振興費	△ 1,011,794	1,874,949	
第 1 目 市町振興費	△ 1,011,794	1,874,949	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 856,453		(9) 旅費 △ 166
一般歳入	△ 155,341		(11) 需用費 △ 480
			(13) 委託料 △ 612
			(14) 使用料及び賃借料 △ 147
			(18) 備品購入費 51
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,010,440
(1) 市町行財政等支援費	△ 879,634	479,509	
ア 市町振興事務費	△ 424	18,351	事業費の確定に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 11,006	89,390	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方分権推進費	△ 11,751	364,018	
(ア) 地方分権推進事業費	△ 166	4,603	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 権限移譲事務交付金	△ 11,585	359,415	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 社会保障・税番号制度 市町システム整備事業 費助成	△ 856,453	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県営事業市町負担金軽 減交付金	△ 5,758	45,242	事業費の確定に伴う補正である。
(3) コミュニティづくり推 進費	△ 15,024	79,976	
ア コミュニティ施設整備 費助成	△ 15,024	58,976	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 市町村振興宝くじ交付 金	△ 111,378	1,269,222	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 105,702	1,929,700	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 4,939	26,216	
(財源内訳) 諸収入 14			(節内訳)
一般歳入	△ 4,953		(1) 報酬 △ 4,966
			(2) 給料 695
			(3) 職員手当等 △ 346
			(4) 共済費 △ 293
			(9) 旅費 △ 29
(1) 職員給与費	△ 5,090	21,231	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,095 ・給料 695 一般職給 695 ・職員手当等 △ 346 扶養手当 △ 118 地域手当 △ 2 通勤手当 △ 167 期末手当 △ 45 勤勉手当 △ 14 ・共済費 △ 344 地方職員共済組合等負担金△ 344
(2) 選挙管理委員会運営費	151	3,480	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 選挙啓発費	△ 61	13,186	
(財源内訳) 一般歳入	△ 61		(節内訳)
			(9) 旅費 △ 116
			(12) 役務費 30
			(14) 使用料及び賃借料 25
(1) 明るい選挙推進費	△ 61	3,186	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 明るい選挙推進事業費	△ 61	2,132	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県議会議員選挙費	△ 100,702	218,298	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 100,702		(3) 職員手当等 △ 570 (4) 共済費 8 (9) 旅費 △ 198 (11) 需用費 △ 9,602 (12) 役務費 △ 369 (13) 委託料 540 (14) 使用料及び賃借料 △ 64 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 90,447
(1) 県議会議員選挙執行経費	△ 100,702	218,298	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 出納費	△ 77,274	1,937,284	
第 1 目 出納総務費	△ 19,713	1,028,647	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 19,713		(2) 給料 △ 5,218 (3) 職員手当等 △ 11,097 (4) 共済費 △ 3,398
(1) 職員給与費	△ 19,713	1,028,647	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 5,218 一般職給 △ 5,218 ・職員手当等 △ 11,097 扶養手当 522 地域手当 △ 824 住居手当 △ 746 通勤手当 201 管理職手当 △ 1,060 時間外勤務手当 71 期末手当 △ 4,104 勤勉手当 △ 3,615 児童手当 △ 1,650 単身赴任手当 108 ・共済費 △ 3,398 地方職員共済組合等負担金 △ 3,398
第 2 目 会計費	△ 29,420	622,403	(節内訳)
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 211,000 △ 116 181,696		(1) 報酬 △ 804 (4) 共済費 △ 144 (9) 旅費 △ 392 (11) 需用費 △ 417

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(12) 役務費 △ 6,065 (13) 委託料 △ 10,742 (14) 使用料及び賃借料 △ 10,856
(1) 会計運営事務費	△ 474	12,755	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	△ 3,234	194,788	収入証紙の売りさばきに伴う手数料の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 2,123	43,927	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用 事業費	△ 21,598	323,958	財務会計システムの運用等に要する経費の補正である。
(5) 電子収納運用事業費	△ 369	25,507	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(6) 地域出納運営事務費	△ 1,622	19,468	出納室の運営に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 28,141	286,234	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 116		(1) 報酬 △ 1,108
財産収入	5,877		(4) 共済費 △ 145
一般歳入	△ 33,902		(9) 旅費 126
			(11) 需用費 1,689
			(12) 役務費 △ 13,441
			(13) 委託料 △ 7,726
			(14) 使用料及び賃借料 369
			(18) 備品購入費 △ 7,663
			(27) 公課費 △ 242
(1) 集中事務管理運営費	△ 12,572	176,728	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 6,690	62,919	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 8,879	46,587	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 6 項 人事委員会費	△ 1,626	223,141	
第 1 目 委員会費	△ 512	18,307	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 512		(1) 報酬 △ 400
			(3) 職員手当等 7
			(4) 共済費 △ 37
			(9) 旅費 △ 82

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 委員給与費	△ 430	17,661	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 400 ・職員手当等 7 通勤手当 6 期末手当 1 ・共済費 △ 37 地方職員共済組合等負担金△ 37
(2) 委員活動費	△ 82	646	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 1,114	204,834	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 50		(1) 報酬 △ 8
一般歳入	△ 1,064		(2) 給料 △ 235
			(3) 職員手当等 190
			(4) 共済費 735
			(8) 報償費 △ 92
			(9) 旅費 △ 15
			(11) 需用費 △ 351
			(12) 役務費 △ 270
			(13) 委託料 △ 958
			(14) 使用料及び賃借料 △ 198
			(18) 備品購入費 93
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5
(1) 職員給与費	726	187,594	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 235 一般職給 △ 235 ・職員手当等 190 扶養手当 258 地域手当 4 通勤手当 △ 353 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 4 期末手当 184 勤勉手当 △ 50 児童手当 150 ・共済費 771 地方職員共済組合等負担金 771
(2) 事務局運営活動費	△ 1,840	17,240	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 監査委員費	△ 11,602	258,511	
第 1 目 委員費	△ 1,466	33,011	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 1,466		(1) 報酬 △ 947
			(3) 職員手当等 △ 77

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 委員給与費	△ 1,114	32,633	(4) 共済費 △ 90 (9) 旅費 △ 352 監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 947 ・職員手当等 △ 77 通勤手当 △ 78 期末手当 1 ・共済費 △ 90 地方職員共済組合等負担金△ 90
(2) 委員活動費	△ 352	378	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 10,136	225,500	(1) 報酬 5 (2) 給料 △ 804 (3) 職員手当等 △ 736 (4) 共済費 △ 760 (7) 賃金 5 (8) 報償費 30 (9) 旅費 △ 268 (11) 需用費 △ 176 (12) 役務費 △ 26 (13) 委託料 △ 7,379 (14) 使用料及び賃借料 △ 2 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 25
(財源内訳) 諸収入	△ 20		
一般歳入	△ 10,116		
(1) 職員給与費	△ 2,258	169,763	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 804 一般職給 △ 804 ・職員手当等 △ 736 扶養手当 △ 252 地域手当 △ 559 通勤手当 1,261 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 100 期末手当 △ 494 勤勉手当 △ 413 児童手当 △ 180 ・共済費 △ 718 地方職員共済組合等負担金△ 718
(2) 事務局運営活動費	△ 499	10,016	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 7,379	45,721	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 企画広報費	123,003	8,711,882	
第 1 項 企画広報費	123,003	8,711,882	
第 1 目 企画広報総務費	16,314	2,210,349	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	8,173		(2) 給料 18,794
諸収入	△ 3,315		(3) 職員手当等 945
一般歳入	11,456		(4) 共済費 △ 3,425
(1) 職員給与費	16,314	2,210,349	特別職及び企画広報部職員の人件費の補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・給料 18,794 <ul style="list-style-type: none"> 特別職給 9,498 一般職給 9,296 ・職員手当等 945 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 384 地域手当 △ 599 住居手当 1,560 通勤手当 5,127 管理職手当 84 時間外勤務手当 △ 1,282 期末手当 90 勤勉手当 △ 3,722 児童手当 470 単身赴任手当 △ 1,167 ・共済費 △ 3,425 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金△ 3,425
第 2 目 企画広報管理費	888	14,320	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	888		(25) 積立金 888
(1) 基金積立金	888	14,320	
ア 社会環境基盤整備資金積立金	9	350	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 浜名湖花博開催記念基金積立金	99	100	基金運用益の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくにづくり推進基金積立金	755	11,900	基金運用益の確定に伴う補正である。
エ 地域活性化・公共投資臨時基金積立金	4	70	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ ワールドカップ開催記念基金積立金	21	1,900	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 目 知事戦略費	△ 1,753	20,201	(節内訳) (8) 報償費 51 (9) 旅費 △ 823 (11) 需用費 △ 565 (12) 役務費 △ 57 (13) 委託料 △ 306 (14) 使用料及び賃借料 △ 53
(財源内訳) 諸収入 100 一般歳入	△ 1,853		
(1) 知事戦略事務費	△ 1,753	20,201	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広報費	△ 1,399	461,543	(節内訳) (8) 報償費 △ 77 (9) 旅費 △ 877 (11) 需用費 △ 445
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 1,322 △ 77		
(1) 広報事業費	△ 925	426,434	
ア 重点広報推進費	△ 925	91,475	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	0	313,000	財源更正に伴う補正である。
(2) 広聴事業費	△ 474	35,109	
ア 開かれた県政推進事業費	△ 474	8,966	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 地域外交費	△ 1,854	495,147	(節内訳) (1) 報酬 438 (4) 共済費 103 (9) 旅費 △ 433 (11) 需用費 △ 241 (12) 役務費 △ 1,704 (13) 委託料 △ 188 (14) 使用料及び賃借料 171
(財源内訳) 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 169 507 △ 2,192		
(1) 地域外交展開事業費	△ 897	282,450	
ア 地域外交展開事業費	△ 897	75,703	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 多文化共生事業費	△ 1,869	122,238	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 多文化共生推進事業費	△ 259	22,141	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民国際理解推進費	△ 1,610	100,097	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東京事務所運営費	1,051	74,587	東京事務所の運営等に要する経費の補正である。
(4) 大阪事務所運営費	△ 139	15,872	大阪事務所の運営等に要する経費の補正である。
第 7 目 政策企画費	193,231	3,574,596	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	260,862		(1) 報酬 △ 1,951
諸収入	801		(4) 共済費 △ 542
繰入金	△ 50,000		(8) 報償費 840
一般歳入	△ 18,432		(9) 旅費 786
			(11) 需用費 △ 367
			(12) 役務費 438
			(13) 委託料 306,893
			(14) 使用料及び賃借料 72
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 112,938
(1) 企画調査推進費	309,303	410,952	
ア 企画調査事務費	△ 697	25,994	事業費の確定に伴う補正である。
イ まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費	10,000	10,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定する。
ウ 地方創生推進事業費	300,000	300,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 300,000 千円) 地方創生に関する効果的な施策を迅速かつ機動的に実施する。
(2) 「内陸のフロンティア」推進事業費	△ 3,600	49,900	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,000 千円) 防災先進県として情報発信する。
(3) 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 54,138	1,754,718	
ア 電源立地地域対策交付金事業費	△ 70,138	1,692,706	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 石油貯蔵施設立地対策事業費	16,000	59,230	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 新エネルギー等導入促進事業費	△ 58,334	1,339,276	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 分散自立型エネルギー 推進事業費	△ 8,334	15,966	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,000 千円) 環境に配慮した取組を行う伊豆半島地域の魅力を発信する。
イ 新エネルギー導入促進 事業費助成	0	709,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 避難所等太陽光発電設 備導入推進事業費助成	△ 50,000	595,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 情報政策費	△ 64,467	1,351,445	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 28,000		(11) 需用費 △ 4,000
諸収入	△ 10		(12) 役務費 △ 2,141
一般歳入	△ 36,457		(13) 委託料 △ 38,973
			(18) 備品購入費 △ 2,297
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,056
(1) 高度情報化推進費	△ 19,170	362,969	
ア 高度情報化推進事業費	△ 5,500	90,784	事業費の確定に伴う補正である。
イ 光ファイバ網整備推進 事業費	△ 13,670	270,330	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(2) 電子県庁推進費	△ 12,577	614,319	
ア 電子県庁推進事業費	△ 7,139	93,251	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかデジタル・オ フィス運用事業費	△ 5,438	521,068	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁クラウド推進事業 費	△ 32,720	367,280	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 統計調査費	△ 17,957	564,854	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 17,954		(1) 報酬 289
諸収入	△ 3		(4) 共済費 △ 37
			(7) 賃金 △ 2,393
			(8) 報償費 △ 219
			(9) 旅費 △ 4,722
			(11) 需用費 △ 6,453
			(12) 役務費 △ 2,954
			(13) 委託料 △ 10,355
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,600
			(19) 負担金、補助及び交付金 11,487

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 国の委託統計調査費	△ 17,957	544,231	
ア 総務省関係統計調査費	△ 18,654	350,495	
(ア) 生活関連統計調査費	2,591	146,634	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 6,487	174,009	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	348	6,758	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 15,106	23,094	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	50	2,166	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	661	41,857	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	50	23,176	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	△ 64	126,537	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 くらし・環境費	△ 596,856	7,951,508	
第 1 項 くらし・環境費	17,320	2,553,902	
第 1 目 くらし・環境総務費	△ 17,796	2,478,195	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,779		(2) 給料 626
一般歳入	△ 16,017		(3) 職員手当等 △ 15,652
			(4) 共済費 △ 2,742
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 28
(1) 職員給与費	△ 17,796	2,478,195	くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 626
			一般職給 626
			・職員手当等 △ 15,652
			扶養手当 △ 5,489
			地域手当 433
			住居手当 1,335
			通勤手当 2,081
			管理職手当 △ 944
			特殊勤務手当 △ 545
			時間外勤務手当 △ 164
			期末手当 △ 5,081
			勤勉手当 △ 5,287
			児童手当 △ 2,207
			単身赴任手当 216
			・共済費 △ 2,742
			地方職員共済組合等負担金△ 2,742
			・負担金、補助及び交付金 △ 28
第 2 目 くらし・環境企画費	35,116	75,707	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	36,700		(8) 報償費 5,116
一般歳入	△ 1,584		(9) 旅費 2,324
			(11) 需用費 1,446
			(12) 役務費 3,427
			(13) 委託料 21,875
			(14) 使用料及び賃借料 408
			(18) 備品購入費 120
			(19) 負担金、補助及び交付金 400
(1) くらし・環境企画推進費	△ 484	29,607	
ア くらし・環境企画推進費	△ 484	8,207	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) ユニバーサルデザイン 推進事業費	△ 1,100	9,400	
ア ユニバーサルデザイン 推進事業費	△ 1,100	9,400	事業費の確定に伴う補正である。
(3) ふじのくにに住みかえ る事業費	36,700	36,700	
ア ふじのくにに住みかえ る事業費	36,700	36,700	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 36,700千円) 首都圏在住者等の移住を促進するため、東京都 内に相談窓口を開設するほか、情報を発信する。
第 2 項 県民生活費	1,435	764,097	
第 1 目 県民生活費	1,435	764,097	
(財源内訳) 国庫支出金	20,405		(節内訳) (8) 報償費 2,295
財産収入	123		(9) 旅費 223
繰入金	△ 18,046		(11) 需用費 △ 571
一般歳入	△ 1,047		(12) 役務費 △ 1,091
			(13) 委託料 △ 5,417
			(14) 使用料及び賃借料 △ 769
			(19) 負担金、補助及び交付金 7,837
			(25) 積立金 △ 1,072
(1) 県民生活事業費	△ 20,362	515,924	
ア 消費生活事業費	△ 16,870	302,551	
(ア) 消費者行政総合推進事 業費	△ 252	77,864	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政活性化基金 事業費	△ 15,546	131,454	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 消費者行政活性化基金 積立金	△ 1,072	86,943	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ NPO推進費	△ 2,608	79,941	
(ア) NPO推進事業費	△ 108	43,392	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくにNPO活動 基金事業費	△ 2,500	24,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県民生活センター管理 運営費	△ 884	99,116	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 328	63,877	
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 106	11,094	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 222	52,783	
(ア) 交通安全対策推進事業費	△ 222	18,083	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進費	22,125	184,296	
ア 男女共同参画推進事業費	△ 175	4,596	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに女性大活躍応援事業費	22,300	22,300	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 22,300 千円) 官民一体となった組織を構築し、女性の活躍を推進する。
第 3 項 建築住宅費	△ 580,885	2,391,143	
第 1 目 住宅対策費	△ 50,886	375,039	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	25,021		(11) 需用費 △ 230
分担金及び負担金	△ 24,870		(12) 役務費 △ 1,526
諸収入	17		(13) 委託料 △ 1,283
一般歳入	△ 51,054		(14) 使用料及び賃借料 △ 23,399
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 24,448
(1) 宅地建物等指導費	906	12,419	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特定優良賃貸住宅供給促進事業費	△ 3,020	4,212	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 24,853	109,588	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 環境配慮型住宅改善事業費助成	△ 50,019	207,981	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 災害公営住宅建設基準等策定事業費	△ 900	3,100	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(6)	豊かな暮らし空間創生事業費	27,000	27,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 27,000 千円) 内陸フロンティア推進区域において、豊かな暮らし空間を実現する宅地造成事業に補助する市町に対する助成等を行う。 ・補助率 1/2
第 2 目	建築安全推進費	△ 507,999	619,004	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 65,645		(8) 報償費 △ 93
	一般歳入	△ 442,354		(9) 旅費 △ 47
				(11) 需用費 △ 312
				(12) 役務費 △ 121
				(13) 委託料 △ 14,952
				(14) 使用料及び賃借料 △ 23
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 492,451
(1)	震災建築物対策事業費	△ 50	3,369	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費	△ 492,000	568,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	住宅・建築物アスベスト改修事業費	△ 16,400	9,700	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	建築指導行政費(確認検査)	△ 297	19,726	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	構造計算適合性判定事業費	748	6,589	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	住宅整備費	△ 22,000	1,397,100	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 22,000		(2) 給料 △ 54
				(3) 職員手当等 79
				(4) 共済費 △ 25
				(28) 繰出金 △ 22,000
(1)	公営住宅等指導監督事務費	0	6,100	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	県営住宅事業特別会計繰出金	△ 22,000	1,391,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項	環境費	△ 34,726	2,242,366	
第 1 目	環境政策費	19,580	1,996,524	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	67,000		(8) 報償費 687
寄附金	△ 2,745		(9) 旅費 △ 500
財産収入	1,861		(11) 需用費 △ 2,490
繰入金	△ 17,795		(12) 役務費 △ 2,323
一般歳入	△ 28,741		(13) 委託料 54,339
			(14) 使用料及び賃借料 △ 653
			(15) 工事請負費 △ 185
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 27,182
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 668
			(25) 積立金 △ 1,445
(1) 環境企画推進費	△ 4,364	32,662	
ア 地球に優しい”ふじのくに”推進事業費	△ 1,204	12,207	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県・浙江省環境交流推進事業費	△ 1,700	400	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助成	△ 15	18,755	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地球環境保全等に関する基金積立金	△ 1,445	1,300	基金運用益等の確定に伴う補正である。
(2) 地球環境費	△ 12,772	32,828	
ア 中小企業エコマネジメント推進事業費	△ 772	1,928	事業費の確定に伴う補正である。
イ 温室効果ガス削減対策支援事業費助成	△ 13,000	7,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ スマートコミュニティ形成促進事業費	1,000	1,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,000千円) エネルギーを効果的・効率的に活用するスマートコミュニティ形成を促進する。
(3) 環境ふれあい費	0	311,835	
ア 環境教育推進事業費	0	6,400	財源更正に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 80	138,096	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	2,911	114,711	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 1,953	10,547	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 783	35,017	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 453	57,447	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 特定鳥獣安全捕獲特別対策事業費	6,100	6,100	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 6,100 千円) 安全で効率的な野生鳥獣の捕獲技術を持った担い手を育成する。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 2,991	23,385	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 2,380	20,320	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 611	3,065	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 7,429	131,664	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 290	8,097	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 7,139	123,567	
(ア) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 5,149	66,051	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 静岡県災害廃棄物処理計画等策定事業費	△ 1,990	7,010	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 185	192,411	
ア 環境保全推進事業費	△ 185	7,628	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 185	5,524	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水利用費	44,410	1,157,028	
ア 水資源対策事業費	58,853	296,057	
(ア) 水資源企画調整事業費	△ 652	184,741	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 250	6,750	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ウ) 長島ダム流域連携事業費助成	△ 145	4,266	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 地下水保全対策構築事業費	59,900	100,300	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 59,900 千円) 水需要の増加に対応するため、県内全域の地下水の賦存量を調査する。
イ	長島ダム対策事業費	△ 13,990	848,335	
	(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 13,990	438,064	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	水道指導事業費	△ 453	12,636	
	(ア) 水道維持管理指導事業費	△ 453	3,936	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	環境衛生科学研究所費	△ 54,306	245,842	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	3		(4) 共済費 △ 240
	諸収入	△ 48,684		(9) 旅費 △ 434
	財産収入	△ 51		(11) 需用費 △ 17,867
	県債	31,000		(12) 役務費 △ 150
	一般歳入	△ 36,574		(13) 委託料 △ 17,850
				(15) 工事請負費 △ 6,200
				(18) 備品購入費 △ 11,115
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 450
(1)	環境衛生科学研究所運営費	△ 54,306	245,842	
ア	環境衛生科学研究所運営費	△ 50,106	184,475	事業費の確定に伴う補正である。
イ	環境衛生科学研究所建物・設備改修事業費	△ 4,200	61,367	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 文化・観光費	△ 175,201	12,754,566	
第 1 項 文化・観光費	△ 70,150	2,206,680	
第 1 目 文化・観光総務費	△ 69,949	2,170,093	
(財源内訳) 一般歳入	△ 69,949		(節内訳) (2) 給料 △ 39,077 (3) 職員手当等 25,284 (4) 共済費 △ 57,464 (19) 負担金、補助及び交付金 1,308
(1) 職員給与費	△ 69,949	2,170,093	文化・観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 39,077 一般職給 △ 39,077 ・職員手当等 25,284 扶養手当 4,626 地域手当 △ 1,172 住居手当 4,412 通勤手当 14,530 管理職手当 8,814 休日勤務手当 △ 102 期末手当 △ 8,066 勤勉手当 △ 3,632 児童手当 4,750 単身赴任手当 1,124 ・共済費 △ 57,464 地方職員共済組合等負担金△ 57,464 ・負担金、補助及び交付金 1,308
第 2 目 文化・観光企画費	△ 201	36,587	
(財源内訳) 一般歳入	△ 201		(節内訳) (9) 旅費 △ 50 (11) 需用費 △ 112 (12) 役務費 △ 18 (14) 使用料及び賃借料 △ 21
(1) 文化・観光企画推進費	△ 201	36,587	
ア 文化・観光企画推進費	△ 201	7,087	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 文化学術費	△ 41,835	4,383,118	
第 1 目 文化事業費	5,918	3,561,848	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 使用料及び手数料	37,650 500 31		(節内訳) (1) 報酬 △ 282 (4) 共済費 △ 92 (8) 報償費 △ 155

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 42		(9) 旅費 △ 717
財産収入	△ 669		(11) 需用費 △ 912
県債	835,000		(12) 役務費 △ 95
一般歳入	△ 866,552		(13) 委託料 59,157
			(14) 使用料及び賃借料 △ 488
			(15) 工事請負費 △ 31,093
			(18) 備品購入費 △ 9,835
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 9,570
(1) 文化振興事業費	29,435	1,836,465	
ア 文化振興推進事業費	△ 2,176	23,914	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 10,836	73,364	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ ふじのくに芸術祭等開催事業費	△ 2,802	117,598	事業費の確定に伴う補正である。
エ 芸術文化普及事業費	△ 4,000	85,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ こどもたちの文化芸術鑑賞推進事業費	60,000	60,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 60,000 千円) 中高生を対象に舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
カ グランシップ安全対策事業費	0	866,000	財源更正に伴う補正である。
キ グランシップ大規模修繕事業費	△ 10,751	606,649	事業費の確定等に伴う補正である。
(2) グランシップ管理運営関連事業費	△ 10,957	878,043	
ア グランシップ管理運営事業費	0	773,000	財源更正に伴う補正である。
イ グランシップ修繕事業費	△ 10,957	105,043	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 舞台芸術センター関連事業費	△ 2,238	305,662	
ア 舞台芸術拠点施設管理運営事業費	△ 2,238	55,662	事業費の確定に伴う補正である。
(4) ふじのくに地球環境史ミュージアム整備事業費	△ 10,322	541,678	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	世界遺産推進費	△ 42,951	398,256	
	(財源内訳)			(節内訳)
	寄附金	△ 29,976		(1) 報酬 △ 858
	諸収入	△ 141		(4) 共済費 △ 276
	財産収入	53		(8) 報償費 △ 843
	繰入金	26,800		(9) 旅費 △ 448
	県債	△ 2,000		(11) 需用費 △ 309
	一般歳入	△ 37,687		(12) 役務費 △ 37
				(13) 委託料 △ 10,138
				(14) 使用料及び賃借料 △ 119
				(25) 積立金 △ 29,923
(1)	世界遺産推進費	△ 42,951	398,256	
ア	「富士山」後世への継承推進事業費	△ 9,398	150,602	事業費の確定に伴う補正である。
イ	富士山世界遺産センター(仮称)整備事業費	△ 3,571	177,429	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	富士山後世継承基金積立金	△ 29,923	61,084	寄附金等の確定に伴う補正である。
エ	韮山反射炉世界文化遺産登録推進事業費	△ 59	9,141	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	美術館費	△ 4,802	423,014	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 4,187		(9) 旅費 △ 560
	諸収入	1,231		(11) 需用費 △ 4,327
	財産収入	3,174		(12) 役務費 △ 322
	一般歳入	△ 5,020		(13) 委託料 △ 15,895
				(14) 使用料及び賃借料 △ 123
				(18) 備品購入費 16,457
				(25) 積立金 △ 32
(1)	美術館運営事業費	△ 4,770	419,230	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	△ 32	3,784	基金運用益の確定に伴う補正である。
第3項	観光交流費	58,402	2,068,047	
第1目	観光費	96,629	1,593,062	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	101,186		(1) 報酬 △ 1,760
	使用料及び手数料	△ 178		(4) 共済費 △ 550

科	目	補正額	現計額	説明
	諸収入	△ 266		(9) 旅費 2,011
	県債	△ 62,000		(11) 需用費 409
	一般歳入	57,887		(12) 役務費 1,824
				(13) 委託料 25,422
				(14) 使用料及び賃借料 3,023
				(19) 負担金、補助及び交付金 66,250
(1)	観光交流推進費	96,629	1,593,062	
ア	観光施策推進費	△ 2,515	10,018	事業費の確定に伴う補正である。
イ	観光交流促進事業費	99,341	588,241	
(ア)	伊豆半島ジオパーク推進事業費	77,000	96,200	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 77,000 千円) 世界ジオパークネットワーク加盟に向け、中央拠点施設の整備促進や加盟推進事業に取り組む。
(イ)	国内誘客推進事業費	△ 1,823	143,877	事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ)	海外誘客推進事業費	10,247	142,947	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,400 千円) 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、外国人観光客誘致を促進する。
(エ)	スポーツ交流推進事業費	11,401	59,201	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 11,600 千円) 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致及びラグビーワールドカップ2019の開催に向けた機運の醸成を図る。
(オ)	おもてなし推進事業費	△ 6	83,494	事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	富士山ナビゲーター設置事業費	△ 2,478	11,022	事業費の確定に伴う補正である。
(キ)	県内観光交流振興事業費	5,000	5,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) 旅行距離、宿泊回数等に応じて特典を付与する制度を創設し、県民の県内観光交流を促進する。
ウ	観光施設整備事業費	△ 197	994,803	事業費の確定等に伴う補正である。
第2目	交流推進費	△ 38,227	474,985	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 38,227		(8) 報償費 △ 2,700
				(9) 旅費 △ 221
				(11) 需用費 △ 118
				(12) 役務費 △ 150

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 38 (18) 備品購入費 △ 35,000
(1) 交流定住促進費	△ 3,117	14,306	
ア 交流促進総合推進費	△ 156	2,967	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに交流・定住促進事業費	△ 2,961	11,339	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プラサヴェルデ管理運営事業費	△ 35,110	460,679	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 空港振興費	△ 121,618	4,096,721	
第 1 目 空港管理費	△ 2,856	598,392	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	15,129		(9) 旅費 △ 79
諸収入	2,496		(11) 需用費 △ 1,130
財産収入	1,594		(12) 役務費 △ 276
一般歳入	△ 22,075		(13) 委託料 △ 1,277
			(14) 使用料及び賃借料 △ 94
(1) 空港管理運営事業費	△ 2,856	587,144	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 空港政策費	△ 111,503	2,864,388	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	47		(1) 報酬 232
財産収入	4,364		(4) 共済費 96
繰入金	△ 106,000		(9) 旅費 △ 265
一般歳入	△ 9,914		(11) 需用費 △ 330
			(12) 役務費 △ 580
			(13) 委託料 △ 1,609
			(14) 使用料及び賃借料 △ 47
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 106,000
			(25) 積立金 △ 3,000
(1) 空港行政費	△ 343	19,548	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 富士山静岡空港新運営体制構築事業費	△ 453	2,340,547	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 107,707	290,793	
ア 隣接地域振興事業費助成	△ 106,000	157,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 空港周囲部環境保全対策事業費	△ 1,707	133,793	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 静岡県空港建設基金積立金	△ 3,000	47,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 3 目 空港利用促進費	△ 7,259	633,941	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 284		(1) 報酬 △ 1,952
一般歳入	△ 6,975		(4) 共済費 △ 586
			(9) 旅費 △ 101
			(11) 需用費 △ 100
			(12) 役務費 △ 128
			(14) 使用料及び賃借料 △ 57
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,335
(1) 空港企画広報推進事業費	△ 2,784	12,216	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 富士山静岡空港利用促進事業費	△ 4,475	621,725	
ア 空港競争力強化事業費	△ 4,335	368,665	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 航空物流推進事業費	△ 100	12,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 空港アクセスバス運行事業費	△ 40	67,960	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 健康福祉費	△ 8,699,381	212,021,121	
第 1 項 健康福祉費	△ 137,374	9,963,599	
第 1 目 健康福祉総務費	△ 110,499	9,722,807	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	6,368		(2) 給料 △ 41,522
諸収入	△ 60,029		(3) 職員手当等 △ 42,275
一般歳入	△ 56,838		(4) 共済費 △ 26,662
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 40
(1) 職員給与費	△ 110,499	9,722,807	健康福祉部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 41,522
			一般職給 △ 41,522
			・職員手当等 △ 42,275
			扶養手当 △ 408
			地域手当 △ 3,290
			住居手当 50
			通勤手当 2,398
			管理職手当 △ 1,320
			初任給調整手当 685
			特殊勤務手当 5,283
			時間外勤務手当 1,255
			休日勤務手当 △ 3,635
			夜間勤務手当 △ 96
			宿日直手当 △ 1,778
			期末手当 △ 21,379
			勤勉手当 △ 19,481
			児童手当 △ 1,780
			単身赴任手当 1,221
			・共済費 △ 26,662
			地方職員共済組合等負担金△ 26,662
			・負担金、補助及び交付金 △ 40
第 2 目 健康福祉企画費	△ 26,875	240,792	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,945		(1) 報酬 △ 846
諸収入	△ 25		(4) 共済費 △ 49
一般歳入	△ 24,905		(8) 報償費 △ 186
			(9) 旅費 △ 1,277
			(11) 需用費 △ 1,015
			(12) 役務費 △ 2,070
			(13) 委託料 △ 21,374
			(14) 使用料及び賃借料 △ 20
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 38
(1) 健康福祉推進費	△ 3,421	96,877	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 1,018	35,423	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 1,018	13,023	事業費の決定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 1,374	51,026	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 1,029	10,428	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 3,454	138,915	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 医療水準向上のための体制整備推進事業費	△ 20,000	5,000	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 2,345,682	52,138,919	
第 1 目 地域福祉費	△ 102,570	3,018,459	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	52,639		(8) 報償費 △ 200
諸収入	△ 143,729		(9) 旅費 △ 54
財産収入	1,158		(11) 需用費 △ 255
繰入金	3,272		(12) 役務費 △ 27
一般歳入	△ 15,910		(13) 委託料 △ 8,354
			(14) 使用料及び賃借料 △ 9
			(19) 負担金、補助及び交付金 50,058
			(21) 貸付金 △ 143,729
(1) 地域福祉推進費	△ 78,050	2,753,720	
ア 地域福祉活動費	2,314	704,643	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	0	173,975	財源更正に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	4,443	73,327	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 471	317,914	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 1,658	117,842	事業内容の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	119,898	173,624	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 生活福祉資金貸付推進事業費助成	119,898	172,864	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 120,000千円) 生活福祉資金の貸付原資を積み増す。
ウ	社会福祉施設等指導費	△ 35,357	674,744	
	(ア) 社会福祉推進事業費	△ 150	7,224	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	△ 35,207	660,103	補助単位金額の確定等に伴う補正である。
エ	社会福祉施設整備費	△ 164,905	1,200,709	
	(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 21,176	1,134,438	事業費の決定に伴う補正である。
	(イ) 民間社会福祉施設整備資金貸付金	△ 109,529	40,471	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
	(ウ) 社会福祉施設緊急耐震化整備資金貸付金	△ 34,200	25,800	新規貸付事業費の減に伴う補正である。
(2)	福祉人材確保事業費	△ 13,595	131,742	
ア	福祉人材確保対策事業費	△ 13,595	84,537	事業費の決定に伴う補正である。
(3)	人権・同和対策等事業費	△ 10,925	132,997	
ア	人権同和対策事業推進費	△ 3,834	85,827	
	(ア) 隣保館運営費助成	△ 2,961	58,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 隣保館整備事業費助成	△ 873	10,727	事業費の決定に伴う補正である。
イ	人権問題啓発事業費	△ 7,091	47,170	
	(ア) 人権啓発活動事業費	△ 7,091	31,322	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	生活保護費	△ 423,556	4,596,010	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 98,632		(8) 報償費 △ 210
	諸収入	26,316		(9) 旅費 △ 544
	繰入金	△ 330,155		(11) 需用費 △ 265
	一般歳入	△ 21,085		(12) 役務費 11
				(13) 委託料 △ 29,000
				(14) 使用料及び賃借料 130

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 生活援護推進費	△ 423,556	4,596,010	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 284,946 (20) 扶助費 △ 108,732
ア 社会福祉統計調査費	573	3,401	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 生活援護事業費	△ 424,129	4,592,609	
(ア) 生活保護費	△ 90,189	3,672,811	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	△ 425	5,410	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 生活保護運営対策事業費	△ 515	30,388	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 離職者等緊急住まい対策事業費助成	△ 333,000	884,000	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 1,819,556	44,488,493	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,322		(1) 報酬 143
諸収入	286,319		(8) 報償費 △ 2,194
財産収入	△ 2,335		(9) 旅費 △ 5,301
繰入金	△ 1,624,602		(11) 需用費 △ 244
一般歳入	△ 468,616		(12) 役務費 △ 498
			(13) 委託料 △ 21,551
			(14) 使用料及び賃借料 △ 960
			(18) 備品購入費 △ 167
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,719,784
			(21) 貸付金 △ 70,000
			(25) 積立金 1,000
(1) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	△ 27,136	1,238,244	
ア 高齢社会総合対策費	△ 338	24,869	
(ア) 高齢社会総合対策推進費	△ 338	15,869	事業費の決定に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策費	△ 1,021	199,073	
(ア) 長寿者元気応援事業費	△ 3,021	6,279	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 健康長寿の秘訣調査事業費	2,000	2,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,000 千円) 本県の100歳長寿者を調査分析し、健康長寿の秘訣について周知する。
ウ 介護予防推進費	△ 25,777	982,702	
(ア) 介護予防施策推進事業費	△ 2,267	21,212	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 地域支援事業費県交付金	△ 23,510	961,490	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 介護保険制度推進費	△ 1,792,420	43,250,249	
ア 介護サービス推進事業費	△ 1,521,061	3,965,880	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 1,071	5,970	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 1,521,472	3,931,528	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 公共投資市町交付金 (介護施設関係)	△ 1,518	17,382	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 介護基盤緊急整備基金積立金	3,000	11,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 240,707	39,209,321	
(ア) 介護給付費県負担金	△ 149,301	38,337,699	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 822	656,920	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 2,419	68,867	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 4,698 千円) 介護報酬改定等に伴い、システムを改修する。
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	△ 2,000	27,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 16,165	118,835	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 介護保険財政安定化基金貸付金	△ 70,000	0	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 30,652	75,048	
(ア) 介護人材確保・定着推進事業費	△ 27,761	53,239	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入促進事業費	△ 2,891	21,809	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	△ 1,846,440	34,189,309	
第 1 目 こども未来費	△ 1,846,440	34,189,309	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,751,243		(1) 報酬 344
諸収入	△ 915		(4) 共済費 106
財産収入	17,060		(8) 報償費 2,906
繰入金	△ 314,183		(9) 旅費 1,003
県債	1,000		(11) 需用費 △ 26
一般歳入	201,841		(12) 役務費 1,685
			(13) 委託料 8,182
			(14) 使用料及び賃借料 16
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,834,012
			(20) 扶助費 △ 51,869
			(25) 積立金 17,225
			(28) 繰出金 8,000
(1) 少子化対策推進費	△ 15,910	139,540	
ア ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 26,410	113,590	事業費の決定に伴う補正である。
イ 官民連携子育て応援事業費	△ 500	6,200	事業費の決定に伴う補正である。
ウ ふじのくに出会い結婚サポートモデル事業費	6,000	6,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 6,000 千円) 企業が結婚を応援する取組を支援する。
エ ふじのくに子育てに優しい職場づくり推進事業費	5,000	5,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) 企業が子育てに優しい職場づくりを行う取組を支援する。
(2) 保育サービス推進費	△ 1,186,938	8,349,690	
ア 質の高い保育の確保推進費	16,903	2,803,431	
(ア) 保育所運営費	218,000	2,788,000	保育所入所児童数の変動等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 保育士登録制度事業費	637	6,718	申請件数の変動に伴う補正である。
(ウ) 保育士等確保対策事業費	△ 38,014	7,633	実施件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 保育体制強化事業費助成	△ 163,720	1,080	実施か所数の変動等に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 1,203,841	5,546,259	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 641,778	1,350,222	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	22,000	617,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 保育所等整備事業費助成	△ 225,600	2,127,000	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 認定こども園等整備事業費助成	△ 132,939	1,292,561	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(オ) 待機児童解消特別対策事業費	△ 5,540	44,460	実施か所数の変動に伴う補正である。
(カ) 待機児童解消加速化プラン推進事業費	△ 219,984	115,016	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支援推進費	△ 1,063,974	18,357,173	
ア 地域における子育て支援推進費	△ 738,987	5,822,617	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 3,890	30,010	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) ファミリーサポートセンター支援事業費	△ 1,322	1,198	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 子育て支援事業費助成	△ 751,000	761,000	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 安心こども基金積立金	17,225	5,030,409	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	△ 194,987	963,686	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	△ 197,533	898,467	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 子育て支援施設整備費 助成	2,546	65,219	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支 援費	△ 130,000	11,568,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 120,000	9,480,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	△ 10,000	2,088,000	給付件数の変動等に伴う補正である
(4) 母子保健推進費	144,855	1,245,735	
ア 乳幼児検査・健診事業 費	△ 2,700	57,000	検査件数の変動等に伴う補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	△ 6,361	48,500	給付件数の変動等に伴う補正である。
ウ 身体障害児育成医療等 扶助費	△ 4,852	38,200	給付件数の変動等に伴う補正である。
エ 小児慢性特定疾患治療 研究事業費	△ 18,000	460,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
オ 小児慢性特定疾患児日 常生活用具給付事業費 助成	515	1,198	給付件数の変動等に伴う補正である。
カ 不妊治療費助成	176,253	552,298	給付件数の変動等に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進 費	275,527	6,097,171	
ア 児童虐待防止対策費	302,210	4,576,740	
(ア) 児童相談所等活動推進 費	160	45,084	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 一時保護児童収容費	△ 950	85,800	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 児童入所措置費	303,000	4,363,000	措置児童数の変動等に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 21,067	319,897	
(ア) 県立児童福祉施設運営 費	△ 14,789	194,724	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 被措置児童等支援事業 費	1,534	9,096	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 社会的養護入所者環境改善事業費	△ 10,656	30,140	実施か所数の変動等に伴う補正である。
(エ) 被虐待児等支援施設あり方検討事業費	△ 864	2,136	事業費の決定に伴う補正である。
(オ) 児童養護施設等整備費助成	3,708	43,071	事業費の決定等に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	1,872	95,592	
(ア) DV相談体制強化事業費	450	7,240	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 婦人一時保護所・婦人保護施設運営費	1,422	84,850	入所者数の変動等に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 7,488	1,104,942	
(ア) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 5,139	40,761	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 児童扶養手当給付費	△ 10,349	738,351	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 母子寡婦福祉資金特別会計繰出金	8,000	64,000	母子寡婦福祉資金特別会計の貸付財源の更正に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	△ 294,118	17,681,381	
第 1 目 障害者支援費	△ 294,118	17,681,381	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 75,178		(1) 報酬 △ 6,026
諸収入	△ 36,064		(4) 共済費 △ 1,839
財産収入	689		(8) 報償費 △ 6,181
繰入金	△ 36,212		(9) 旅費 △ 2,052
一般歳入	△ 147,353		(11) 需用費 △ 10,378
			(12) 役務費 △ 967
			(13) 委託料 △ 54,951
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,184
			(18) 備品購入費 △ 100
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 154,218
			(20) 扶助費 △ 56,875
			(25) 積立金 689
			(27) 公課費 △ 57
			(28) 繰出金 21
(1) 障害者支援体制整備費	△ 246,227	17,504,821	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 障害者相談・支援推進費	△ 7,766	318,391	
(ア) 障害児(者)地域療育支援センター事業費	△ 2,319	38,573	利用件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 障害者福祉推進事業費	△ 2,795	112,805	事業費の決定等に伴う補正である。
(ウ) 障害児・者虐待防止対策事業費	△ 219	3,881	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 地域生活定着支援センター事業費	0	25,000	財源の変更に伴う補正である。
(オ) 自殺総合対策事業費	△ 791	61,179	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 地域自殺対策緊急強化基金積立金	28	94	基金運用益の確定に伴う補正である。
(キ) ひきこもり対策推進事業費	△ 1,670	19,980	事業費の決定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	△ 332,872	12,150,728	
(ア) 障害者総合支援法関連事業費	△ 257,641	10,932,495	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 5,000	19,000	利用件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	△ 1,712	3,425	対象施設数の変動等に伴う補正である。
(エ) 重症心身障害児施設等援護費	39	5,556	措置人員の変動等に伴う補正である。
(オ) 県立障害児(者)施設運営費	△ 36,711	193,254	利用人員の変動等に伴う補正である。
(カ) 障害者施設等整備費助成	18,480	631,280	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 社会福祉施設等耐震化等事業費助成(障害施設関係)	△ 39,275	323,025	事業費の決定に伴う補正である。
(ク) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	661	1,500	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ケ) 公共投資市町交付金 (障害施設関係)	△ 11,713	4,987	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 発達障害支援推進費	△ 6,110	59,090	
(ア) 発達障害者支援センター 一運営費	△ 4,032	28,068	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支 援体制強化事業費	△ 1,021	27,079	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 発達障害者成人期支援 事業費	△ 1,057	3,943	事業費の決定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	△ 35,000	2,003,441	
(ア) 精神障害者措置・通院 医療費負担金	△ 35,000	1,898,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正である。
オ 障害者(児)手当等給 付費事業費	135,521	2,973,171	
(ア) 身体障害児(者)援護 費負担金	189,228	952,228	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 特別障害者手当等給付 事業費	272	62,272	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 重度障害者(児)医療 費助成	△ 54,000	1,830,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ) 心身障害者扶養共済事 業特別会計繰出金	21	127,161	保険料納付金等の確定に伴う補正である。
(2) 自立と社会参加促進費	△ 47,891	176,560	
ア 地域生活移行促進費	△ 22,000	7,510	
(ア) 精神障害者訪問支援推 進事業費	△ 22,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 22,949	77,851	
(ア) 障害者働く幸せ創出事 業費	△ 22,949	73,051	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 2,942	91,199	
(ア) 障害者スポーツ振興事 業費助成	△ 2,942	42,197	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 医療健康費	△ 4,109,224	97,612,317	
第 1 目 医務福祉費	△ 2,111,123	15,758,029	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,083,131		(1) 報酬 △ 7,835
諸収入	10,930		(4) 共済費 126
財産収入	△ 27,665		(8) 報償費 △ 4,645
繰入金	△ 978,946		(9) 旅費 △ 7,021
一般歳入	△ 32,311		(11) 需用費 △ 8,611
			(12) 役務費 △ 1,892
			(13) 委託料 △ 35,083
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,018
			(18) 備品購入費 △ 2,380
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,165,041
			(20) 扶助費 252,974
			(21) 貸付金 △ 101,032
			(25) 積立金 △ 27,665
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 286,523	1,736,325	
ア 医師確保対策推進費	△ 208,878	1,093,840	
(ア) ふじのくにバーチャル メディカルカレッジ運 営事業費	△ 187,260	1,028,233	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 県立病院医師派遣事業 費	△ 10,500	21,000	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 専門医認定支援事業費 助成	△ 11,118	6,882	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 看護職員確保対策推進 費	△ 77,645	642,485	
(ア) 看護職員確保対策事業 費	△ 1,930	105,288	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 看護職員指導者等養成 事業費	△ 4,909	23,051	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 看護職員需給計画作成 事業費	△ 2,500	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 外国人看護師定着支援 事業費	△ 1,267	1,527	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 1,200	2,737	事業費の決定に伴う補正である。
(カ) 看護職員就労環境改善事業費	△ 13,746	4,259	事業費の決定に伴う補正である。
(キ) 看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 43,399	0	事業費の決定に伴う補正である。
(ク) 看護職員養成所運営費助成	△ 1,297	132,957	事業費の決定に伴う補正である。
(ケ) 県立看護専門学校運営費	△ 5,965	80,443	事業費の決定に伴う補正である。
(コ) 医療従事者修学資金貸付金	△ 1,432	65,868	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,879,276	7,465,361	
ア 救急医療対策推進費	△ 98,991	1,163,747	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	△ 6,495	673,905	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	△ 67,903	435,685	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 3,600	1,400	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	△ 7,638	6,052	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 緊急医療施設等運営費	△ 13,355	43,705	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 5,236	52,030	
(ア) 医療施設耐震化臨時特例事業費助成	△ 5,320	33,780	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 医療施設耐震化臨時特例基金積立金	84	470	基金運用益の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 62,494	538,625	
(ア) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 38,373	252,427	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 小児救命救急センター 運営事業費等助成	△ 24,121	50,392	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ ヘき地医療対策推進費	△ 9,524	159,013	
(ア) ヘき地医療対策事業費 助成	△ 8,259	12,841	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) ヘき地医療施設設備整 備促進費助成	△ 1,265	16,372	事業費の決定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 59,737	3,519,124	
(ア) 中東遠地域医療再生支 援センター運営費助成	△ 800	5,320	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 医療人材確保・在宅医 療体制強化推進事業費	△ 23,282	237,718	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 静岡県保健医療計画改 定事業費	△ 2,876	10,324	事業費の決定に伴う補正である。
(エ) 医療連携体制推進事業 費	△ 5,030	10,480	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 地域医療再生基金積立 金	△ 28,549	19,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(カ) 地域医療介護総合確保 基金積立金	800	3,170,800	基金運用益の確定に伴う補正である。
カ 医療関係対策事業費	△ 7,000	97,778	
(ア) 救急医療情報センター 運営事業費	△ 7,000	82,974	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 医療機関整備充実費	△ 1,636,294	1,935,044	
(ア) 医療施設設備等整備事 業費助成	△ 513,862	68,476	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 3次医療圏再生事業費 助成	△ 719,128	861,872	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 医療施設等スプリンク ラー等整備事業費助成	△ 403,304	96,696	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 難病・感染症等対策推 進費	54,676	6,556,343	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	がん総合対策推進事業費	△ 151,330	476,073	
	(ア) がん総合対策推進事業費	△ 14,620	196,783	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 136,710	279,290	事業費の決定に伴う補正である。
イ	難病・原爆被爆者等対策費	△ 86,289	4,907,183	
	(ア) 特定疾患治療研究事業費	△ 70,200	4,483,800	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(イ) 難病等対策推進事業費	△ 4,320	101,674	事業費の決定に伴う補正である。
	(ウ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 11,769	298,231	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
ウ	感染症対策事業費	292,295	1,173,087	
	(ア) 感染症患者入院医療費負担金	△ 2,131	34,324	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 28,000	50,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 感染症等対策事業費	1,200	57,017	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,200 千円) エボラ出血熱の県内での発生に備え、防護具等を配備する。
	(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	1,850	28,850	事業費の決定に伴う補正である。
	(オ) 結核患者医療費負担金	△ 213	4,634	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(カ) 肝炎対策事業費	△ 2,900	27,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(キ) 肝炎患者医療費負担金	337,287	751,287	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(ク) 風しん抗体検査事業費助成	△ 14,798	10,902	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	健康増進費	△ 4,122	356,813	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,383		(8) 報償費 △ 869
	繰入金	△ 332		(9) 旅費 △ 769

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 1,407		(12) 役務費 △ 562 (13) 委託料 △ 1,698 (14) 使用料及び賃借料 △ 214 (18) 備品購入費 △ 10
(1) ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 4,122	356,813	
ア ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 3,232	120,425	事業費の決定に伴う補正である。
イ 健康長寿日本一推進事業費	△ 650	8,850	事業費の決定に伴う補正である。
ウ ふじのくに地域食育フェア開催事業費	△ 240	5,020	事業費の決定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	△ 52,735	30,992,809	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	12,981		(9) 旅費 △ 133
財産収入	17		(14) 使用料及び賃借料 △ 87
繰入金	17		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 52,532
一般歳入	△ 65,750		(25) 積立金 17
(1) 国民健康保険事業費	△ 52,735	30,992,809	
ア 国民健康保険事業費	9,233	536,676	
(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 220	14,223	事業費の決定に伴う補正である。
(イ) 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金	9,453	506,453	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 国民健康保険静岡県調整交付金	130,000	19,310,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ 国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 121,985	8,978,015	負担対象経費の変動に伴う補正である。
エ 国民健康保険高額医療費共同事業費負担金	△ 70,000	2,069,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
オ 国民健康保険広域化等支援基金積立金(償還金)	17	99,118	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 目 老人医療費	△ 571,529	34,656,720	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 諸収入 財産収入 一般歳入	200,820 300 △ 772,649		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 571,829 (25) 積立金 300
(1) 後期高齢者医療対策事業費	△ 571,529	34,656,720	
ア 後期高齢者医療給付費負担金	△ 371,100	27,628,900	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 後期高齢者医療制度関連事業費	△ 200,429	7,027,820	
(ア) 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 228,274	4,526,726	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ) 後期高齢者医療高額医療費負担金	27,545	1,345,545	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金	300	482,083	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 5 目 県立病院費	△ 1,369,715	15,847,946	
(財源内訳) 県債 一般歳入	△ 1,341,000 △ 28,715		(節内訳) (9) 旅費 △ 50 (12) 役務費 △ 25 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 28,640 (21) 貸付金 △ 1,341,000
(1) 静岡県立病院機構関係事業費	△ 1,341,075	9,474,915	
ア 静岡県立病院機構貸付金	△ 1,341,000	2,473,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う補正である。
イ 静岡県立病院機構評価委員会運営費	△ 75	1,052	事業費の決定に伴う補正である。
(2) がんセンター事業会計繰出金	△ 28,640	6,373,031	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 生活衛生費	33,457	435,596	
第 1 目 食品衛生費	△ 3,660	293,847	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入	△ 1,584 △ 521		(節内訳) (1) 報酬 △ 505 (4) 共済費 85

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 1,555		(7) 賃金 △ 77 (8) 報償費 △ 593 (9) 旅費 △ 478 (11) 需用費 △ 2,792 (12) 役務費 △ 543 (13) 委託料 1,249 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 6
(1) 動物愛護管理対策事業費	1,221	157,718	
ア 人と動物との共生推進事業費	1,221	133,005	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 食品・食肉衛生事業費	△ 4,860	85,472	
ア 食の安全・安心推進事業費	△ 4,815	81,869	
(ア) 食の安全・安心向上事業費	△ 1,807	39,793	事業費の決定等に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業費	△ 2,025	16,733	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) と畜・食鳥検査事業費	△ 983	19,998	事業費の決定に伴う補正である。
イ 調理師試験等実施事業費	△ 45	3,603	事業費の決定に伴う補正である。
(3) 生活衛生・温泉指導事業費	△ 21	45,027	
ア 生活衛生・温泉指導事業費	△ 21	10,927	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	37,117	141,749	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	39,695		(1) 報酬 61
諸収入	△ 6		(9) 旅費 △ 159
一般歳入	△ 2,572		(11) 需用費 △ 605
			(12) 役務費 △ 97
			(13) 委託料 △ 97
			(14) 使用料及び賃借料 △ 67
			(18) 備品購入費 40,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,919
(1) 先進医薬普及促進事業費	△ 1,919	28,981	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 964	64,717	
ア 薬事関係指導費	△ 824	36,195	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 305	10,418	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 296	14,279	事業費の決定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 223	3,188	事業費の決定に伴う補正である。
イ 血液事業対策費	△ 140	5,603	
(3) 薬物乱用防止対策費	40,000	48,051	
ア 危険ドラッグ撲滅対策事業費	40,000	44,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 40,000 千円) 危険ドラッグの買上検査や健康被害発生時の緊急検査を適時適切に実施するため、検査機器を整備する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 経済産業費	△ 673,646	41,985,776	
第 1 項 経済産業費	△ 79,635	10,945,824	
第 1 目 経済産業総務費	△ 77,484	10,677,246	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	38,650 3,991 △ 120,125		(節内訳) (2) 給料 △ 2,214 (3) 職員手当等 △ 50,897 (4) 共済費 △ 24,373
(1) 職員給与費	△ 77,484	10,677,246	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 2,214 一般職給 △ 2,214 ・職員手当等 △ 50,897 扶養手当 △ 7,832 地域手当 △ 4,544 住居手当 907 通勤手当 △ 2,093 管理職手当 71 特殊勤務手当 △ 8,889 休日勤務手当 △ 1,049 夜間勤務手当 64 宿日直手当 △ 296 期末手当 △ 7,363 勤勉手当 △ 13,308 農林漁業普及指導手当 △ 1,749 児童手当 △ 4,359 単身赴任手当 △ 457 ・共済費 △ 24,373 地方職員共済組合等負担金△ 24,373
第 2 目 経済産業企画費	△ 2,151	268,578	
(財源内訳) 国庫支出金 財産収入 一般歳入	40,000 △ 240 △ 41,911		(節内訳) (9) 旅費 4,009 (11) 需用費 △ 536 (12) 役務費 189 (13) 委託料 20,637 (14) 使用料及び賃借料 △ 207 (18) 備品購入費 △ 26,243
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 892	25,105	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ミラノ国際博覧会参加事業費	40,000	44,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 40,000 千円) 「ミラノ国際博覧会」及びミラノ市街において、本県の持つ多彩な「食」の魅力を世界に向けて発信する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 産業成長戦略推進事業費	△ 41,259	158,741	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 経済産業振興費	2,316,425	5,071,180	
第 1 目 経済産業振興費	2,476,306	2,626,952	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	2,485,061		(1) 報酬 △ 3,590
諸収入	2,170		(8) 報償費 323
一般歳入	△ 10,925		(9) 旅費 7,475
			(11) 需用費 △ 663
			(12) 役務費 260
			(13) 委託料 431,563
			(14) 使用料及び賃借料 △ 611
			(18) 備品購入費 3,800
			(19) 負担金、補助及び交付金 2,037,749
(1) 産業振興施策推進事業費	△ 3,946	14,747	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 6次産業化推進事業費	△ 30,062	27,798	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 「食の都」づくり推進事業費	△ 526	25,774	事業費の確定に伴う補正である。
(4) ふじのくにブランド販路開拓支援事業費	3,459	31,919	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 4,000 千円) 県産農林水産物の海外販路開拓支援に必要な機器を導入する。
(5) 農水商工連携促進事業費	△ 2,101	2,899	事業費の確定等に伴う補正である。
(6) 食材の王国PR事業費	△ 1,514	3,486	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 地域消費喚起型事業費	2,511,000	2,511,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,511,000 千円) 地域の名物商品及び観光資源に対する消費を喚起、拡大し、地域経済の活性化を図る。
(8) 農協等団体検査費	△ 4	9,329	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 研究振興費	△ 159,881	2,444,228	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 42,455		(1) 報酬 △ 3,026
使用料及び手数料	△ 684		(4) 共済費 △ 635
諸収入	△ 82,083		(7) 貸金 1,134
財産収入	421		(8) 報償費 △ 631

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 35,080		(9) 旅費 △ 4,725 (11) 需用費 △ 40,118 (12) 役務費 △ 7,245 (13) 委託料 △ 25,827 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,926 (15) 工事請負費 △ 720 (18) 備品購入費 △ 73,017 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,085 (27) 公課費 △ 60
(1) 研究強化事業費	△ 1,056	310,694	試験研究機関の重点研究の推進及び研究機能の強化に要する経費の補正である。
ア 研究環境整備事業費	△ 1,056	10,694	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 技術研究所費	△ 139,807	1,376,432	技術研究所における試験研究の推進等に要する経費の補正である。
ア 管理運営費	△ 6,239	927,432	
(ア) 技術研究所管理運営費	△ 5,519	826,133	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 技術研究所庁舎等維持補修費	△ 720	72,899	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 133,568	449,000	
(ア) 技術研究所試験研究費	△ 3,624	272,623	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 公募競争型資金活用研究事業費	△ 56,695	51,005	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 技術研究所依頼試験費	828	51,028	依頼試験件数の確定に伴う補正である。
(エ) 技術研究所施設備品等整備事業費	△ 74,077	74,344	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3) 試験研究機関耐震化対策事業費	△ 19,018	757,102	事業費の確定に伴う補正である。
第3項 就業支援費	△ 648,501	4,532,638	
第1目 就業支援費	△ 321,503	3,390,863	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	81,400		(4) 共済費 △ 305
諸収入	14,350		(8) 報償費 △ 130
財産収入	2,574		(9) 旅費 393
繰入金	△ 415,178		(11) 需用費 △ 410
一般歳入	△ 4,649		(12) 役務費 △ 3,874

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 委託料 △ 214,468 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,071 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 118,447 (25) 積立金 16,809
(1) 労働福祉推進費	3,420	62,255	勤労者福祉の増進、労使関係の安定促進及び男女雇用機会均等の推進に要する経費である。
ア 女性役職者育成セミナー事業費	3,420	3,420	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,420 千円) 女性の活躍を促進するため、女性役職候補者や経営者を対象にセミナーを開催する。
(2) いきいき職場づくり推進事業費	△ 430	2,670	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 雇用対策推進費	75,733	472,159	地域の雇用情勢に対応した雇用、就職支援施策の推進に要する経費の補正である。
ア 働いてよし新卒者就職応援事業費	26,683	42,293	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 29,000 千円) U I ターン就職の促進をはじめ、大学生等の県内企業への就職と県内中小企業の人材確保を総合的に支援する。
イ 雇用のミスマッチ解消事業費	△ 950	10,800	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業等U I Jターン促進事業費	50,000	50,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,000 千円) 都市部の経験豊富な人材を対象に、正式な雇い入れ前の「お試し就業」を実施する県内中堅・中小企業に対して助成する。
(4) 障害者・高齢者等就業支援推進費	△ 1,552	62,291	障害のある方、高齢者等の就業支援に要する経費の補正である。
ア シルバー人材センター自立促進事業費助成	△ 1,552	11,080	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(5) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業費	△ 398,674	2,791,488	国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して行う一時的な雇用と就業機会の創出及び人材育成に要する経費の補正である。
ア 緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	16,504	24,230	基金運用益の確定等に伴う補正である。
イ 緊急経済対策民間活力等推進事業費	△ 245,683	1,907,253	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ウ	緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費助成	△ 166,895	853,105	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業管理運営費	△ 2,600	6,900	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	職業能力開発費	△ 326,998	1,141,775	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 263,235		(1) 報酬 △ 5,916
	諸収入	△ 3,052		(4) 共済費 △ 223
	財産収入	842		(8) 報償費 △ 1,439
	県債	△ 3,000		(9) 旅費 △ 2,997
	一般歳入	△ 58,553		(11) 需用費 △ 4,671
				(12) 役務費 △ 474
				(13) 委託料 △ 223,149
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,284
				(15) 工事請負費 △ 3,468
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 83,377
(1)	専門学校等運営指導事業費	△ 45,728	468,851	就業を促進するための職業訓練、職業能力開発に関する企画、技術専門学校等の管理運営及び訓練機器等の整備に要する経費の補正である。
ア	技術専門学校障害者再就職支援事業費	△ 34,026	87,777	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ	成長産業分野人材育成支援事業費	△ 2,444	7,956	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	専門学校等庁舎管理費	△ 5,199	79,213	事業費の確定に伴う補正である。
エ	県立技術専門学校等施設整備事業費	△ 1,015	61,503	事業費の確定に伴う補正である。
オ	技術専門学校等施設改修事業費	△ 3,044	12,256	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	離職者等再就職支援事業費	△ 202,383	364,181	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(3)	認定訓練事業費助成	△ 4,123	93,093	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(4)	技能評価向上推進費	△ 1,768	64,002	技能労働者の地位の向上、技能の重要性の啓発など技能尊重機運の醸成に要する経費の補正である。
ア	技能の場力強化事業費	△ 1,768	23,632	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 72,996	151,648	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 農林業費	△ 468,404	7,293,275	
第 1 目 農業費	△ 385,100	6,225,600	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	514,816		(8) 報償費 △ 882
諸収入	△ 2,301		(9) 旅費 △ 7,150
財産収入	686		(11) 需用費 △ 6,239
繰入金	△ 733,308		(12) 役務費 △ 1,598
一般歳入	△ 164,993		(13) 委託料 △ 5,100
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,461
			(18) 備品購入費 △ 2,600
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 821,715
			(24) 投資及び出資金 △ 1,200
			(25) 積立金 470,681
			(28) 繰出金 △ 5,836
(1) 農業振興対策費	△ 4,088	117,826	県が実施する各種農業振興指導事業の推進に要する経費の補正である。
ア 農業振興総合推進費	△ 4,088	98,846	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(2) 経営基盤対策費	△ 555,342	1,967,318	認定農業者等の経営基盤の強化を図る経費の補正である。
ア 担い手対策費	△ 5,000	31,522	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 5,000	27,300	事業費の確定に伴う補正である。
イ 経営基盤強化推進費	△ 550,342	1,756,973	
(ア) 地域農業マスタープラン総合支援事業費助成	△ 440,585	578,415	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 175,000 千円) 就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者等に対し、給付金を給付する。
(イ) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 73,209	226,791	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 農地中間管理機構体制整備費	△ 507,229	78,915	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	470,681	788,252	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 466,012 千円) 農業構造の改革を支援する事業に要する経費に充てるために、基金を積み増す。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 農山村共生対策費	△ 596,104	2,634,187	農山村地域の活性化及び経営構造対策の推進並びに循環型社会の構築を図る農産環境対策に要する経費の補正である。
ア 山村振興等農林漁業特別対策事業費助成	△ 20,198	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 9,095	242,198	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 強い農業づくり対策費	△ 520,749	2,248,351	
(ア) 強い農業づくり整備事業費助成	△ 224,003	528,097	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 経営体育成支援事業費助成	△ 296,746	1,720,254	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 県単独農林業振興事業費助成	△ 8,000	0	補助対象経費の確定に伴う補正である。
オ 鳥獣被害防止総合対策事業費	△ 27,828	34,172	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 環境保全型農業推進費	△ 10,234	16,366	
(ア) 環境保全型農業推進対策等事業費	△ 8,371	10,729	受託費の確定等に伴う補正である。
(イ) 環境保全型農業直接支払事業費助成	△ 1,863	5,637	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
(4) 組合金融対策費	△ 18,036	83,068	農業経営の金融支援に要する経費の補正である。
ア 就農支援資金特別会計繰出金	△ 5,836	68	繰出金額の確定に伴う補正である。
イ 農業金融対策事業費助成	△ 12,200	83,000	
(ア) 農業振興資金利子補給金	△ 11,000	77,000	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
(イ) 静岡県農業信用基金協会特別準備金出捐金	△ 1,200	6,000	出捐額の確定に伴う補正である。
(5) 茶業振興対策費	△ 12,025	85,075	茶の生産技術改善、消費拡大等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 茶生産振興・消費拡大 対策費	△ 12,025	61,475	
(ア) 茶業経営体質強化推進 事業費	△ 12,025	12,675	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(6) 米・麦等対策費	△ 60,657	97,687	米麦等の計画的な生産振興、食育活動等の推進 に要する経費の補正である。
ア 米麦等生産対策事業費	△ 56,495	65,449	
(ア) 水田農業経営所得安定 対策推進事業費助成	△ 56,495	62,569	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに多彩な和の 食文化推進事業費	△ 4,162	32,238	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(7) みかん園芸対策費	861,152	1,238,154	果樹、野菜及び花きの産地育成、生産振興、消 費拡大等に要する経費の補正である。
ア みかん需給調整対策事 業資金造成費助成	1,211	2,983	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 野菜価格安定対策事業 費助成	39,441	48,541	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代施設園芸導入支 援事業費助成	820,500	898,500	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 820,500千円) 高度な生産設備を備え地域資源エネルギーを活 用する次世代施設園芸拠点の整備に対して助成す る。
第 2 目 畜産業費	△ 9,577	189,423	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,411		(8) 報償費 △ 374
諸収入	△ 1,575		(9) 旅費 △ 2,368
一般歳入	△ 4,591		(11) 需用費 △ 1,766
			(12) 役務費 △ 138
			(13) 委託料 △ 1,536
			(14) 使用料及び賃借料 △ 23
			(18) 備品購入費 △ 1,617
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,755
(1) 畜産振興対策費	△ 4,309	78,353	畜産物の生産振興、流通の促進及び畜産経営の 改善に要する経費の補正である。
ア 畜産経営安定対策事業 費	△ 4,309	27,853	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 畜産物価格安定対策事業費助成	△ 3,159	21,014	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(イ) 畜産競争力強化推進事業費	△ 1,150	3,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 家畜衛生対策費	△ 5,268	111,070	家畜の保健衛生対策及び改良増殖の促進に要する経費の補正である。
ア 家畜衛生対策事業費	△ 5,268	95,070	
(ア) 畜産業振興総合推進費	△ 2,481	42,457	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 1,617	3,583	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 特定家畜伝染病対策事業費	△ 1,170	49,030	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 目 林業費	△ 73,727	878,252	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	41,430		(4) 共済費 △ 99
諸収入	△ 212		(9) 旅費 △ 91
財産収入	1,046		(11) 需用費 △ 284
繰入金	△ 105,922		(12) 役務費 △ 101
一般歳入	△ 10,069		(13) 委託料 △ 75,850
			(19) 負担金、補助及び交付金 1,631
			(25) 積立金 1,067
(1) 林業振興費	△ 73,727	878,252	木材その他の林産物の生産振興、林業経営の安定及び林業、木材産業の構造改革等の推進に要する経費の補正である。
ア 林業人材等育成推進費	△ 83,837	71,059	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 12,350	5,100	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) ビジネス林業促進事業費	△ 16,780	15,500	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 林業労働総合対策事業費	△ 55,774	17,892	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	1,067	1,067	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 林業金融対策費	△ 9	0	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ 生産流通支援事業費	10,119	807,193	
(ア) 林業振興総合推進費	7,629	39,983	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	△ 10,000	190,000	補助対象経費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 森林整備加速化・林業再生事業費(林業振興)	12,490	378,490	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 45,000 千円) 森林整備の加速化及び林業、木材産業の再生を図るため、間伐材利用の木材加工施設等の整備を実施する林業事業者等に対して助成する。 ・補助率 1/2 以内ほか
第 5 項 水産業費	△ 22,913	1,137,226	
第 1 目 水産業費	△ 21,692	1,129,901	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 4,268		(1) 報酬 241
財産収入	△ 20,067		(2) 給料 △ 1,033
一般歳入	2,643		(3) 職員手当等 △ 967
			(4) 共済費 △ 584
			(9) 旅費 △ 975
			(11) 需用費 △ 2,091
			(12) 役務費 △ 26
			(13) 委託料 △ 2,932
			(15) 工事請負費 2,781
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 16,077
			(28) 繰出金 △ 29
(1) 職員給与費(委員会事務局人件費)	△ 2,476	25,665	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,033 一般職給 △ 1,033 ・職員手当等 △ 967 扶養手当 △ 276 地域手当 △ 50 通勤手当 527 時間外勤務手当 △ 718 期末手当 △ 328 勤勉手当 △ 122 ・共済費 △ 476 地方職員共済組合等負担金 △ 476
(2) 水産業振興対策費	△ 1,091	313,302	水産業振興の推進等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 駿河湾深層水総合利用 促進事業費	△ 1,000	32,952	事業費の確定に伴う補正である。
イ 沿岸漁場整備費	0	173,058	
（ア）沿岸漁場整備開発事業 費	0	142,000	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 水産業担い手対策費	△ 91	27,462	
（ア）漁業高等学園管理運営 費	△ 91	16,270	事業費の確定に伴う補正である。
（ 3）水産流通対策費	△ 11,981	113,231	漁業経営の支援等に要する経費の補正である。
ア 水産業振興資金利子補 給金	△ 11,952	93,764	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
イ 沿岸漁業改善資金特別 会計繰出金	△ 29	1,213	繰出金額の確定に伴う補正である。
（ 4）水産資源対策費	△ 6,144	677,703	栽培漁業、資源管理型漁業の推進等に要する経 費の補正である。
ア 水産業振興総合推進費	△ 2,144	50,625	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 魚介類種苗生産施設運 営費	0	202,668	財源更正に伴う補正である。
ウ 豊かな浜名湖ブランド 資源回復事業費	△ 4,000	3,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 海区漁業調整委員会費	△ 719	5,886	
（財源内訳） 国庫支出金	151		（節内訳） （ 1）報酬 △ 719
一般歳入	△ 870		
（ 1）海区漁業調整委員会費	△ 719	5,886	海区漁業調整委員会による漁業調整、指導等に 要する経費の補正である。
ア 海区漁業調整委員会委 員人件費	△ 719	4,978	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 719
第 3 目 内水面漁場管理委員会 費	△ 502	1,439	
（財源内訳） 国庫支出金	85		（節内訳） （ 1）報酬 △ 502
一般歳入	△ 587		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 内水面漁場管理委員会 費	△ 502	1,439	内水面漁場管理委員会による漁場の適正な管理 に要する経費の補正である。
ア 内水面漁場管理委員会 委員人件費	△ 502	994	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正であ る。 ・報酬 △ 502
第 6 項 商工業費	△ 1,759,576	12,906,061	
第 1 目 商工業費	△ 1,759,576	12,906,061	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	416,390		(1) 報酬 △ 300
諸収入	2,145		(4) 共済費 △ 400
県債	99,000		(9) 旅費 △ 1,719
一般歳入	△ 2,277,111		(11) 需用費 △ 821
			(12) 役務費 △ 334
			(13) 委託料 79,912
			(14) 使用料及び賃借料 △ 45
			(15) 工事請負費 △ 1,345,912
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 378,003
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 161,954
			(24) 投資及び出資金 50,000
(1) 商工業総合振興対策費	△ 2,031	56,173	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡ものづくり革新イ ンストラクタースクー ル事業費助成	16,800	16,800	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,800 千円) 現場における生産性向上の取組をアドバイスで きるインストラクターを養成する。
(3) 新成長産業分野育成推 進費	△ 1,229,900	936,000	地域企業の新たな事業分野への進出を支援する ための経費の補正である。
ア 新成長産業戦略的育成 事業費助成	△ 88,000	312,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 先端企業育成プロジェ クト推進事業費助成	200,000	200,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 200,000 千円) 国の関係機関と共同で研究開発に取り組む地域 企業に対して助成する。
ウ 静岡新産業集積クラス ター推進費	△ 1,341,900	424,000	
(ア) ファルマバレープロジ ェクト推進事業費	7,000	139,600	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 7,000 千円) 地域企業の品質管理体制構築の支援及び温泉を 活用した健康プログラムの普及を図る。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) ファルマバレープロジェクト機能強化事業費	△ 1,367,000	183,000	プロジェクト拠点施設の整備計画の変更に伴う補正である。
(ウ) フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト推進事業費	20,600	67,300	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,600 千円) 国の新たな機能性表示制度に対応するため、静岡県立大学と連携して体制を整備する。
(エ) フォトンバレープロジェクト推進事業費	△ 2,500	27,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 企業立地対策費	92,040	6,223,926	国内外の企業誘致等に要する経費の補正である。
ア 企業立地促進強化事業費	△ 950	11,934	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新規産業立地事業費助成	△ 74,000	3,726,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	166,990	1,285,992	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 中小企業国際化推進費	1,400	69,475	国際競争力のある県内企業の育成に要する経費の補正である。
ア 東南アジアビジネスサポートデスク設置事業費	△ 1,600	6,400	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外展開コンサルティング事業費助成	△ 500	2,500	補助対象経費の確定に伴う補正である。
ウ 県内企業国際化支援事業費助成	4,000	24,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) シンガポールのインターネット通販サイトを活用した県産品の販路拡大等の強化を図る。
エ 海外経済交流促進事業費	△ 500	30,775	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 中小企業向制度融資促進費	△ 537,686	2,397,560	中小企業者等の資金の融資の円滑化に要する経費の補正である。
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 425,732	1,961,514	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 161,954	327,046	損失補償額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 信用保証協会経営安定基金出捐金	50,000	50,000	静岡県信用保証協会所管の基金への出捐に伴う補正である。
(7) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 87,199	2,663,181	中小企業者等の経営力強化支援に要する経費の補正である。
ア 小規模事業経営支援事業費助成	△ 84,827	2,405,073	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 2,372	239,228	補助対象経費の確定に伴う補正である。
(8) 商業振興対策費	△ 13,000	9,000	商業の振興対策に要する経費の補正である。
ア 地域商業パワーアップ事業費助成	△ 13,000	5,000	補助対象経費の確定に伴う補正である。
第 7 項 労働委員会費	△ 11,042	99,572	
第 1 目 委員会費	△ 7,871	20,867	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 7,871		(1) 報酬 △ 7,321 (9) 旅費 △ 550
(1) 委員給与費	△ 7,331	19,169	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 7,331
(2) 委員活動費	△ 540	1,698	不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。
第 2 目 事務局費	△ 3,171	78,705	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 16 △ 3,155		(1) 報酬 △ 9 (2) 給料 △ 1,302 (3) 職員手当等 △ 226 (4) 共済費 △ 613 (8) 報償費 39 (9) 旅費 △ 470 (11) 需用費 △ 173 (12) 役務費 △ 410 (14) 使用料及び賃借料 △ 100 (19) 負担金、補助及び交付金 93
(1) 職員給与費	△ 2,111	71,479	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,302 一般職給 △ 1,302 ・職員手当等 △ 226 扶養手当 △ 222

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 事務局運営活動費	△ 1,060	7,226	地域手当 △ 43
			住居手当 14
			通勤手当 888
			管理職手当 1
			時間外勤務手当 △ 92
			期末手当 △ 449
			勤勉手当 △ 368
			児童手当 45
			・ 共済費 △ 583
			地方職員共済組合等負担金△ 583
<p>不当労働行為の審査等に要する経費の補正である。</p>			

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 交通基盤費	△ 8,979,071	143,857,025	
第 1 項 交通基盤管理費	138,458	21,238,795	
第 1 目 交通基盤総務費	172,649	10,218,202	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,120		(2) 給料 148,020
使用料及び手数料	△ 339		(3) 職員手当等 18,535
諸収入	31,229		(4) 共済費 6,080
一般歳入	142,879		(19) 負担金、補助及び交付金 14
(1) 職員給与費	172,649	10,218,202	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 148,020 一般職給 148,020 ・職員手当等 18,535 扶養手当 △ 5,759 地域手当 5,846 住居手当 8,820 通勤手当 12,775 管理職手当 △ 10,597 特殊勤務手当 2,098 時間外勤務手当 △ 3,255 夜間勤務手当 3 期末手当 22,863 勤勉手当 △ 4,870 寒冷地手当 153 児童手当 △ 9,695 単身赴任手当 153 ・共済費 6,080 地方職員共済組合等負担金 6,080 ・負担金、補助及び交付金 14
第 2 目 交通基盤企画費	△ 16,987	11,011,727	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	△ 5,028,250		(9) 旅費 △ 28
財産収入	2,871		(11) 需用費 △ 30
一般歳入	5,008,392		(25) 積立金 △ 16,929
(1) 交通基盤企画行政費	△ 58	1,091	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 森の力再生基金積立金	8,596	978,150	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(3) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	△ 25,525	9,999,986	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	収用委員会費	△ 17,204	8,866	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	△ 5,620		(1) 報酬 △ 6,367
	一般歳入	△ 11,584		(8) 報償費 △ 87
				(9) 旅費 △ 1,403
				(11) 需用費 △ 819
				(12) 役務費 △ 8,266
				(14) 使用料及び賃借料 △ 262
(1)	収用委員会費 (人件費)	△ 6,367	6,058	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,367
(2)	収用委員会運営事業費	△ 10,837	2,808	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項	建設支援費	△ 2,625	87,507	
第 1 目	建設支援費	△ 2,625	87,507	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 18		(8) 報償費 △ 335
	使用料及び手数料	△ 69		(9) 旅費 △ 321
	一般歳入	△ 2,538		(11) 需用費 △ 69
				(12) 役務費 △ 17
				(13) 委託料 △ 633
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,250
(1)	建設業指導管理事業費	△ 752	29,677	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	建設産業再生支援事業費	△ 1,521	2,479	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	公共用地対策事業費	△ 352	6,109	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項	道路費	△ 2,218,920	39,826,613	
第 1 目	道路橋りょう維持管理費	△ 485	5,736,048	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 485		(8) 報償費 △ 400
	諸収入	4,592		(9) 旅費 △ 65
	一般歳入	△ 4,592		(12) 役務費 △ 20
(1)	道路行政費	△ 485	1,048	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	道路等維持修繕費	0	5,735,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	道路橋りょう新設改良費	△ 2,226,748	28,005,252	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,045,010		(1) 報酬 △ 7,513
分担金及び負担金	6,843		(2) 給料 △ 32,622
諸収入	△ 327,604		(3) 職員手当等 △ 19,410
県債	△ 705,000		(4) 共済費 △ 11,783
一般歳入	△ 155,977		(7) 賃金 △ 1,541
			(8) 報償費 △ 256
			(9) 旅費 △ 3,729
			(11) 需用費 △ 19,556
			(12) 役務費 △ 13,501
			(13) 委託料 △ 106,163
			(14) 使用料及び賃借料 △ 11,573
			(15) 工事請負費 △ 972,850
			(17) 公有財産購入費 △ 553,580
			(18) 備品購入費 △ 1,510
			(19) 負担金、補助及び交付金 84,938
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 556,099
(1) 道路関係国庫補助事業費	△ 464,240	1,746,760	
ア 道路改良費	△ 464,240	1,732,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 演習場地区道路事業費	△ 17,937	12,063	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 社会資本整備総合交付金事業費(道路)	△ 1,719,509	18,397,491	
ア 道路改築費	△ 2,524,282	7,173,218	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	△ 360,819	589,181	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 基幹市町道整備費	△ 36,425	127,575	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 道路補修費	269,956	3,319,956	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 775,000 千円) 橋りょうの補修及び耐震対策を行う。
オ 災害防除費	△ 106,526	393,474	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 80,000 千円) 落石等の災害対策を行う。
カ 交通安全施設整備費	△ 410,223	2,789,777	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 電線共同溝整備	72,567	322,567	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 長寿命化緊急対策	1,522,743	3,622,743	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 効果促進事業	△ 146,500	40,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 道の駅防災拠点化事業費	△ 114,000	186,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独道路整備事業費	0	1,274,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 重点道路整備事業費	0	802,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 地震・津波対策促進費 交付金	84,938	1,518,938	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 道路関係受託事業費	4,000	4,000	道路施設の点検を市町から受託して実施する経費の補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	8,313	6,085,313	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	5,000		(19) 負担金、補助及び交付金
一般歳入	3,313		8,313
(1) 国直轄道路事業費負担金	8,313	6,085,313	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	1,124,313	5,498,313	
イ 交通安全施設整備費	△ 388,000	587,000	
(ア) 交通安全施設一種	△ 243,000	122,000	
(イ) 交通安全施設二種	△ 145,000	465,000	
ウ 電線共同溝	△ 10,000	0	
エ 沿道環境改善	△ 718,000	0	
第 4 項 河川砂防費	△ 1,532,759	38,045,899	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 52	787,606	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 52		(9) 旅費
(1) 砂防管理費	△ 52	2,583	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	121,431	18,399,431	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	272,659		(1) 報酬
分担金及び負担金	△ 1		(2) 給料
諸収入	△ 195,152		(3) 職員手当等
県債	189,000		(4) 共済費
			3,481
			6,909
			3,733
			2,699

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 145,075		(7) 賃金 893 (8) 報償費 26 (9) 旅費 △ 306 (11) 需用費 △ 2,488 (12) 役務費 △ 1,712 (13) 委託料 194,341 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,470 (15) 工事請負費 210,784 (17) 公有財産購入費 △ 106,705 (18) 備品購入費 △ 1,219 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 70,168 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 117,339 (27) 公課費 △ 28
(1) 河川関係国庫補助事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	189,947	9,872,947	
ア 広域河川改修費	1,207,317	5,238,154	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 800,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
イ 都市基盤河川改修費	△ 26,000	7,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 流域治水対策河川事業費	315,000	630,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 総合治水対策特定河川事業費	399,000	1,029,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 地震・高潮対策河川事業費	△ 1,722,900	1,383,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 60,000千円) 津波等への対応として、河川等を改修する。
カ 特定構造物改築	△ 132,300	168,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 流域貯留浸透事業費	25,250	81,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 総合流域防災事業費	226,100	1,276,100	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 140,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ケ 効果促進事業	△ 101,520	6,480	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 河川等災害関連事業費	0	1,005,000	
ア 災害復旧助成費	△ 200,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 災害関連費	210,000	1,005,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 特定関連費	△ 10,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区河川事業費	485	431,485	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 局地豪雨緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 河川管理権限移譲費助成	△ 14,001	20,999	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 9,333 千円) 河川管理権限の移譲に伴い負担増となった指定市に対して助成する。
(7) 津波対策「静岡方式」推進調査事業費	245,000	245,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 245,000 千円) 地域の特性に応じた津波対策「静岡方式」を推進するため、調査検討する。
第 3 目 海岸費	△ 1,068,550	6,991,450	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 88,340		(2) 給料 △ 2,223
繰入金	△ 900,000		(3) 職員手当等 △ 1,394
県債	△ 47,000		(4) 共済費 △ 638
一般歳入	△ 33,210		(9) 旅費 416
			(11) 需用費 2,062
			(12) 役務費 1,438
			(13) 委託料 △ 1,309,715
			(14) 使用料及び賃借料 1,232
			(15) 工事請負費 240,276
			(27) 公課費 △ 4
(1) 社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	△ 160,350	1,339,650	
ア 高潮対策費	△ 263,300	778,100	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000 千円) 風水害への対応として、防潮堤等を改修する。
イ 侵食対策費	△ 115,500	168,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 老朽化対策費	52,500	86,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 海岸環境整備	201,950	303,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 効果促進事業	△ 36,000	4,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独海岸事業費	0	359,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 海岸改良費	1,000	91,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海岸維持修繕費	△ 18,600	86,400	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸調査費	1,172	86,172	事業費の確定に伴う補正である。
エ なぎさクリーン事業費	△ 472	8,528	事業費の確定に伴う補正である。
オ 海岸養浜事業費	16,900	86,900	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県単独特定海岸保全施設整備事業費	0	81,000	財源更正に伴う補正である。
(4) 津波対策緊急整備事業費	△ 8,200	106,800	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 津波対策施設等整備事業費(海岸)	△ 900,000	5,100,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 1,446,919	6,779,081	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 891,566		(1) 報酬 1,869
分担金及び負担金	△ 70,514		(2) 給料 △ 10,255
県債	△ 529,000		(3) 職員手当等 △ 6,556
一般歳入	44,161		(4) 共済費 △ 2,164
			(7) 賃金 491
			(8) 報償費 105
			(9) 旅費 △ 2,558
			(11) 需用費 △ 12,928
			(12) 役務費 △ 9,193
			(13) 委託料 △ 252,348
			(14) 使用料及び賃借料 △ 25,813
			(15) 工事請負費 △ 1,119,335
			(17) 公有財産購入費 △ 2,993
			(18) 備品購入費 △ 1,451
			(19) 負担金、補助及び交付金 2,319
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 6,042
			(27) 公課費 △ 67
(1) 砂防関係国庫補助事業費	24,000	360,000	
ア 地すべり対策費	24,000	276,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 150,000 千円) 土砂災害防止施設等を整備する。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	17,642	4,825,642	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 通常砂防費	19,970	559,670	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,000 千円) 砂防設備等を整備する。
イ 火山砂防費	△ 43,700	460,300	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 97,000 千円) 砂防設備等を整備する。
ウ 地すべり対策費	△ 19,710	361,440	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 54,000 千円) 地すべり防止施設等を整備する。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 203,960	1,975,740	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 320,000 千円) 急傾斜地崩壊防止施設等を整備する。
オ 総合流域防災事業費	323,362	1,450,012	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 300,000 千円) 土砂災害警戒区域等指定に向けて調査する。
カ 効果促進事業費	△ 58,320	18,480	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,484,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4) 演習場地区砂防事業費	△ 4,561	69,439	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独砂防事業費	△ 1,800	1,462,200	
ア 通常砂防費	△ 15,000	407,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地すべり対策費	△ 10,500	49,100	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 急傾斜地崩壊対策費	△ 36,400	474,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 砂防等維持修繕費	△ 38,475	214,525	事業費の確定に伴う補正である。
オ 砂防等調査費	98,575	216,575	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 急傾斜地崩壊対策費助成	1,800	61,800	
ア 施設整備費	△ 1,985	48,015	事業費の確定に伴う補正である。
イ 指定促進対策費	3,785	13,785	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	354,594	1,003,594	
(財源内訳) 国庫支出金	244,552		(節内訳) (2) 給料 △ 1,395

科	目	補正額	現計額	説明
	県債 一般歳入	118,000 △ 7,958		(3) 職員手当等 △ 966 (4) 共済費 △ 403 (9) 旅費 △ 165 (11) 需用費 △ 2,959 (12) 役務費 △ 553 (13) 委託料 △ 2,552 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,101 (15) 工事請負費 367,813 (17) 公有財産購入費 △ 229 (18) 備品購入費 △ 72 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,824
(1)	農地地すべり対策事業費	8,800	220,800	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 66,000 千円) 農地地すべり防止施設等を整備する。
(2)	災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	治山地すべり防止事業費	△ 2,345	217,655	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 18,500 千円) 治山地すべり防止施設等を整備する。
(4)	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	371,139	436,139	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 436,139 千円) 現年発生 of 災害に対応した治山地すべり防止施設等を整備する。
第6目	国直轄事業費負担金 (財源内訳) 県債 一般歳入	506,737 435,000 71,737	4,084,737	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 506,737
(1)	国直轄河川事業費負担金	△ 140,300	1,667,700	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 100,000 千円) 国が管理する河川の改修事業等に要する経費の一部を負担する。
ア	河川改修費	491,380	1,517,280	
イ	河川環境整備費	△ 182,542	23,458	
ウ	河川工作物関連応急対策費	△ 9,170	12,830	
エ	河川総合開発事業費	△ 439,968	114,132	
(2)	国直轄海岸事業費負担金	153,290	812,290	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(3) 国直轄砂防事業費負担金	493,747	1,604,747	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。	
ア 砂防費	△ 2,337	173,663		
イ 火山砂防費	68,325	880,325		
ウ 地すべり対策費	427,759	550,759		
第 5 項 港湾費	△ 924,890	7,503,682		
第 1 目 港湾管理費	△ 9,370	760,521		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	83		(9) 旅費	△ 1
分担金及び負担金	△ 2,276		(11) 需用費	△ 328
諸収入	△ 7,175		(13) 委託料	83
一般歳入	△ 2		(15) 工事請負費	△ 9,124
(1) 港湾行政費	81	5,111	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 港湾維持管理費	△ 9,451	691,410	事業費の確定に伴う補正である。	
第 2 目 港湾建設費	△ 463,810	3,398,190		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 233,511		(2) 給料	△ 11,029
分担金及び負担金	△ 20,320		(3) 職員手当等	△ 6,668
県債	△ 151,000		(4) 共済費	△ 3,156
一般歳入	△ 58,979		(9) 旅費	△ 500
			(11) 需用費	△ 5,343
			(12) 役務費	△ 2,000
			(13) 委託料	△ 3,500
			(14) 使用料及び賃借料	△ 1,500
			(15) 工事請負費	△ 369,382
			(18) 備品購入費	△ 1,484
			(22) 補償、補填及び賠償金	△ 59,248
(1) 港湾関係国庫補助事業費	17,500	992,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 80,000 千円) 田子の浦港内における安全対策を図る。	
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(港湾)	△ 502,960	1,875,040	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 210,000 千円) 港湾における競争力の強化対策を図る。	
(3) 港湾災害関連事業費	21,650	65,650	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 41,339 千円) 災害復旧への迅速な対応を図る。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 県単独港湾整備事業費	0	465,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	△ 214,141	2,123,540	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 138
国庫支出金	△ 99,084		(2) 給料 △ 3,624
分担金及び負担金	23,237		(3) 職員手当等 △ 2,348
使用料及び手数料	△ 1,132		(4) 共済費 △ 916
諸収入	569		(7) 賃金 219
県債	△ 80,000		(9) 旅費 △ 439
一般歳入	△ 57,731		(11) 需用費 △ 4,803
			(12) 役務費 △ 622
			(13) 委託料 22,779
			(14) 使用料及び賃借料 △ 294
			(15) 工事請負費 △ 136,956
			(17) 公有財産購入費 1,457
			(18) 備品購入費 △ 227
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 88,505
(1) 漁港管理費	△ 591	125,402	
ア 県営漁港管理運営費	△ 563	26,190	事業費の確定に伴う補正である。
イ 焼津漁港管理事務所管理費	△ 28	2,572	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	111,144	993,144	
ア 県営漁港整備事業費	114,809	751,809	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県営漁港海岸整備事業費	△ 5,565	78,435	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	1,900	162,900	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 88,254	325,434	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 44,843	225,157	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) 市町営漁港の機能保全事業等に対して助成する。
イ 県単独漁港整備事業費助成	△ 41,511	95,177	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,500 千円) 市町営漁港等整備事業に対して助成する。
ウ 県単都市町営漁港小規模局部改良事業費助成	△ 1,900	5,100	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費 (漁港)	△ 249,859	666,141	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	13,419	13,419	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 13,419 千円) 災害復旧への迅速な対応を図る。
第 4 目 国直轄事業費負担金	△ 237,569	1,221,431	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 237,569
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 24,226		
県債	△ 192,000		
一般歳入	△ 21,343		
(1) 国直轄港湾事業費負担金	△ 237,569	1,221,431	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 都市費	△ 4,012,109	14,787,563	
第 1 目 都市政策費	△ 22,069	169,296	(節内訳) (13) 委託料 △ 22,069
(財源内訳) 国庫支出金	△ 624		
諸収入	△ 5,624		
一般歳入	△ 15,821		
(1) 都市整備推進費 (都市計画情報活用)	△ 1,493	1,987	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 都市計画調査費	△ 10,576	101,624	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 新富士 I C 周辺内陸フロンティア検討調査費	△ 10,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	7,329	1,744,001	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 7,329
(財源内訳) 一般歳入	7,329		
(1) 公共交通対策費	7,329	1,741,539	
ア バス運行対策費助成	△ 3,800	329,100	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県バス路線維持費助成	△ 1,871	1,729	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 市町自主運行バス事業費助成	13,000	294,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費	△ 3,948,391	4,642,159	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,057,469		(2) 給料 △ 20,954
	分担金及び負担金	△ 265,141		(3) 職員手当等 △ 11,603
	諸収入	△ 461,263		(4) 共済費 △ 3,919
	県債	△ 523,000		(7) 貸金 △ 70
	一般歳入	△ 641,518		(9) 旅費 △ 1,284
				(11) 需用費 △ 36,979
				(12) 役務費 △ 18,796
				(13) 委託料 △ 104,590
				(14) 使用料及び賃借料 △ 10,991
				(15) 工事請負費 △ 284,667
				(17) 公有財産購入費 △ 518,655
				(18) 備品購入費 △ 2,385
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,217,963
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 715,522
				(27) 公課費 △ 13
(1)	社会資本整備総合交付金事業費 (区画)	△ 2,110,823	1,155,177	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 56,245	4,505	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地再開発事業費助成	△ 17,586	131,014	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	市町都市計画事業指導監督事務費	14,000	46,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	社会資本整備総合交付金事業費 (街路)	△ 1,777,737	1,813,263	
ア	街路整備事業費	△ 1,453,256	1,797,744	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	鉄道高架事業費	△ 324,481	15,519	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6)	県単独街路整備事業費	74,660	1,310,660	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	都市計画街路事業費助成	△ 74,660	96,340	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	生活排水費	△ 104,613	3,055,054	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 50,960		(2) 給料 △ 774
	諸収入	△ 900		(3) 職員手当等 △ 582
	一般歳入	△ 52,753		(4) 共済費 △ 174
				(9) 旅費 △ 1,002
				(11) 需用費 △ 338
				(12) 役務費 △ 275

科	目	補正額	現計額	説明
				(13) 委託料 273 (14) 使用料及び賃借料 △ 68 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 85,492 (28) 繰出金 △ 16,181
(1)	都市整備推進費（下水道）	△ 532	3,355	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	モンゴル上下水道技術交流事業費	△ 900	2,100	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	農山漁村地域整備交付金事業費（農業集落排水）	△ 53,000	165,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	浄化槽整備事業費	△ 34,000	195,641	
ア	生活排水改善対策推進事業費助成	△ 34,000	195,000	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	流域下水道事業特別会計繰出金	△ 16,181	2,675,258	特別会計に繰り出す経費の補正である。
第 5 目	公園緑地費	55,635	5,177,053	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 24,500		(9) 旅費 △ 150
	使用料及び手数料	△ 11,669		(11) 需用費 △ 228
	諸収入	1,624		(12) 役務費 2,339
	県債	△ 17,000		(13) 委託料 △ 3,326
	一般歳入	107,180		(15) 工事請負費 57,000
(1)	都市整備推進費（公園）	△ 1,039	6,520	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	都市公園維持管理費	△ 46,326	2,191,533	
ア	都市公園管理運営費	△ 3,326	1,797,533	県営都市公園の管理運営に要する経費の補正である。
イ	都市公園維持補修費（整備）	△ 43,000	321,800	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	都市公園津波対策緊急避難地整備事業費	100,000	300,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 100,000 千円) 吉田公園に津波避難地となる命山を整備する。
(4)	草薙総合運動場リニューアル事業費	3,000	2,430,000	新体育館完成に伴い、必要な備品等を移設する。
第 7 項	農地費	△ 1,290,494	13,341,966	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	農地費	△ 1,105,906	12,884,554	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 65,143		(1) 報酬 △ 12,255
	分担金及び負担金	△ 28,977		(2) 給料 △ 38,508
	諸収入	△ 717,472		(3) 職員手当等 △ 30,668
	財産収入	△ 1,170		(4) 共済費 △ 9,951
	県債	△ 8,000		(7) 賃金 △ 3,530
	一般歳入	△ 285,144		(8) 報償費 282
				(9) 旅費 △ 2,076
				(11) 需用費 △ 17,681
				(12) 役務費 △ 12,147
				(13) 委託料 △ 184,830
				(14) 使用料及び賃借料 △ 13,033
				(15) 工事請負費 263,889
				(16) 原材料費 △ 1,454
				(17) 公有財産購入費 △ 57,080
				(18) 備品購入費 △ 1,742
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 125,008
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 859,854
				(23) 償還金、利子及び割引料 △ 8
				(25) 積立金 △ 250
				(27) 公課費 △ 2
(1)	農地計画費	42,437	606,600	
ア	農業農村整備事業調査 計画策定費	43,116	214,099	
(ア)	県単独農業農村整備調 査費	47,900	178,400	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	新エネルギー農業水利 施設利活用促進事業費	△ 3,500	5,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 534	30,049	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	国庫委託土地改良調査 費	△ 750	150	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農村整備関連事業計画 策定費	3,500	10,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	国土調査費助成	△ 4,179	382,001	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	△ 633,982	5,042,250	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費	139,047	911,047	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 366,500 千円) 基幹的な農業用水利施設の改修並びに長寿命化を図るための予防保全及び施設の適期更新を行う。
イ 農業地域生産力強化整備事業費	82,753	2,902,753	
(ア) 県営農業地域生産力強化整備事業費	113,496	2,805,739	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 923,000 千円) 企業感覚にあふれ、事業意欲旺盛な農業経営体等の育成、確保が見込まれる地域を対象として農業基盤を整備する。
(イ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	△ 30,743	97,014	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,500 千円) 農業用排水路等の補修や更新整備を行うことにより農業水利施設の長寿命化を図る市町等に対して助成する。
ウ 土地改良事業管理費	△ 99	129,340	
(ア) 土地改良施設管理運営費	△ 82	8,082	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 土地改良施設維持管理適正化事業費助成	△ 9	61,770	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 8	2,492	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業基盤整備事業費	35,118	415,631	
(ア) 県単独農業農村整備事業費助成	80,649	353,618	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県単独鳥獣害防止対策事業費助成	3,651	9,682	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県単独耕作放棄地解消基盤整備事業費	△ 47,681	27,319	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 県単独担い手育成基盤整備事業費	350	7,350	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 経営体育成促進事業費助成	△ 1,345	1,168	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業費	△ 506	16,494	事業費の確定に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進費	△ 827,801	82,479	
(ア) 土地改良事業推進対策費助成	△ 881	8,969	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	△ 826,920	71,080	事業費の確定に伴う補正である。
カ 農地維持支払交付金	△ 78,000	72,000	事業費の確定に伴う補正である。
キ 農地関係受託事業費	0	514,000	財源更正に伴う補正である。
ク 「食の都」地域創生事業費	15,000	15,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 15,000千円) 新たな農業農村ビジネスと地域経営を自立的に担う組織を育成する。
(3) 農地保全費	△ 512,096	7,219,308	
ア 農村地域整備事業費	100,511	2,396,511	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,014,000千円) 中山間地域の生産基盤及び生活環境の改善並びに農道の新設、改良等を行う。
イ 農地・農村防災対策事業費	△ 627,751	1,907,249	
(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	△ 597,863	1,646,514	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 332,000千円) 自然災害による被害を防止するため、農業用排水施設等及び防災施設を整備・改修する。
(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 29,888	260,735	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,000千円) 農業用ため池の耐震診断等を行う市町等に対して助成する。
ウ 県単独農地整備事業費助成	△ 28,666	34,338	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 170千円) 農業基盤整備事業等を行う市町等に対して助成する。
エ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	47,740	2,612,740	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 760	152,240	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 緑と水のふるさとづくり推進事業費	△ 1,170	18,230	
(ア) ふじのくに美しく品格のある邑づくり推進事業費	△ 920	16,180	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 緑と水のふるさと基金積立金	△ 250	2,050	基金運用益の確定に伴う補正である。
キ 資源向上支払交付金	△ 2,000	98,000	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 農地利用管理事務費	△ 2,265	16,396	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 184,588	457,412	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 10,368		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 184,588
県債	△ 137,000		
一般歳入	△ 37,220		
(1) 国直轄等農業用水事業費負担金	△ 184,588	457,412	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項 森林費	864,268	9,025,000	
第 1 目 森林費	966,868	8,805,600	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	666,046		(2) 給料 △ 10,707
分担金及び負担金	1,354		(3) 職員手当等 △ 6,892
諸収入	363		(4) 共済費 △ 3,181
財産収入	2,152		(8) 報償費 △ 45
繰入金	△ 75,967		(9) 旅費 △ 3,823
県債	531,000		(11) 需用費 △ 19,376
一般歳入	△ 158,080		(12) 役務費 1,045
			(13) 委託料 △ 40,217
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,559
			(15) 工事請負費 877,338
			(18) 備品購入費 △ 841
			(19) 負担金、補助及び交付金 169,631
			(22) 補償、補填及び賠償金 5,523
			(25) 積立金 2,003
			(27) 公課費 △ 31
(1) 森林計画費	336,765	3,081,802	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 森林計画事業費	336,765	2,075,802	
（ア）森林・林業再生推進事業費	△ 9,900	1,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（イ）森林整備事務費	△ 3,409	36,609	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）森林整備加速化・林業再生基金積立金	1,233	2,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
（エ）森林整備加速化・林業再生事業費（森林整備）	85,314	160,970	国の補正予算等に伴う補正である。 （国の補正予算分 106,800千円） 利用間伐等を行う事業者等に対して助成する。
（オ）農山漁村地域整備交付金事業費（森林）	268,511	1,839,511	国の補正予算等に伴う補正である。 （国の補正予算分 528,000千円） 治山施設及び路網を整備する。
（カ）県単独森林整備事業費助成	△ 4,984	30,572	事業費の確定に伴う補正である。
（ 2）森林整備費	420,553	2,894,514	
ア 造林事業費	159,936	1,202,470	
（ア）水土保全森林緊急間伐対策事業費助成	△ 12,834	0	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）造林事業費	183,770	1,076,770	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（ウ）しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	△ 7,000	73,000	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）海岸防災林再生苗木供給体制構築事業費	△ 4,000	1,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	314,829	1,606,829	
（ア）県営林道整備事業費	317,000	577,000	国の補正予算等に伴う補正である。 （国の補正予算分 170,000千円） 森林整備保全事業計画に基づく林道（森林基幹道）の開設及び過疎地域振興特別措置法等に基づく県代行の林道や林業専用道の開設を行う。
（イ）団体営林道事業費	△ 9,171	206,829	国庫支出金の決定に伴う補正である。
（ウ）県単独林道事業費	7,000	448,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 54,212	85,215	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 408	21,816	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 54,574	62,426	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	770	973	基金運用益等の確定に伴う補正である。
(3)	森林保全費	209,550	2,829,284	
ア	森林保全事業費	△ 36	19,698	
	(ア) 保安林整備事業費	△ 36	18,114	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	治山事業費	209,586	2,809,586	
	(ア) 治山事業費	262,804	1,484,804	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 485,000 千円) 森林整備保全事業計画に基づき治山事業を実施し、安全で住み良い県土づくりを推進する。
	(イ) 緊急治山事業費	△ 50,218	450,782	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 450,782 千円) 災害による林地崩壊に対し、緊急の復旧整備を行う。
	(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
	(エ) 県単独治山事業費	0	874,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目	国直轄事業費負担金	△ 102,600	219,400	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 92,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 102,600
	一般歳入	△ 10,600		
(1)	国直轄治山事業費負担金	△ 102,600	219,400	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 危機管理費	1,083,678	9,023,398	
第 1 項 危機管理費	1,083,678	9,023,398	
第 1 目 危機管理総務費	△ 3,175	1,337,180	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	427		(2) 給料 2,534
一般歳入	△ 3,602		(3) 職員手当等 △ 2,736
			(4) 共済費 △ 2,973
(1) 危機管理総務費	△ 3,175	1,337,180	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 2,534
			一般職給 2,534
			・職員手当等 △ 2,736
			扶養手当 △ 351
			地域手当 △ 1,859
			住居手当 △ 564
			通勤手当 4,161
			管理職手当 △ 1,037
			特殊勤務手当 111
			期末手当 △ 1,947
			勤勉手当 △ 1,478
			児童手当 210
			単身赴任手当 18
			・共済費 △ 2,973
			地方職員共済組合等負担金△ 2,973
第 2 目 危機管理費	1,086,853	7,686,218	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,109,809		(8) 報償費 △ 572
諸収入	△ 1,406		(9) 旅費 △ 691
県債	456,000		(11) 需用費 △ 87,108
一般歳入	△ 477,550		(12) 役務費 810
			(13) 委託料 △ 27,672
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,792
			(15) 工事請負費 10,508
			(18) 備品購入費 8,474
			(19) 負担金、補助及び交付金 1,184,896
(1) 危機管理対策費	5,373	5,507,873	
ア 危機管理総合調整費	△ 1,826	567,788	事業費の決定に伴う補正である。
イ 防災ヘリコプター活動 事業費	9,268	169,268	防災ヘリコプターの修繕に要する経費の補正である。
ウ 防災行政無線デジタル 化推進事業費	△ 552	4,665,448	事業費の決定及び財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 国際防災協力関連事業費	△ 1,517	1,483	事業費の決定に伴う補正である。
(2) 地域防災対策活性化事業費	9,426	90,926	
ア 県民防災啓発強化事業費	△ 444	55,856	事業費の決定に伴う補正である。
イ 地域防災力向上人材育成事業費	△ 48	5,152	事業費の決定に伴う補正である。
ウ 富士山火山三県合同防災訓練事業費	△ 34	12,966	事業費の決定に伴う補正である。
エ 協働による地域防災人づくりまちづくり事業費	△ 48	1,952	事業費の決定に伴う補正である。
オ SNS活用による災害情報伝達強化事業費	10,000	10,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を活用し、多様な災害情報を伝達するシステムを構築する。
(3) 消防体制強化推進費	△ 25,000	100,000	
ア 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練運営費	△ 7,000	4,000	事業費の決定に伴う補正である。
イ 一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費	△ 18,000	67,000	事業計画の決定に伴う補正である。
(4) 原子力発電等対策費	1,097,054	1,971,219	
ア 原発防災対策事業費	1,117,165	1,792,548	
(ア) 原発防災対策事業費	1,117,165	1,506,548	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,212,000 千円) 原子力災害に備えるため、要援護者施設の放射線防護対策等を行う。
イ 原発安全対策推進費	△ 20,111	178,671	
(ア) 環境放射能対策事業費	△ 7,132	60,078	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 原子力発電広報対策事業費	△ 5,014	57,342	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 環境放射線監視センター 一庁舎等維持事業費	△ 7,900	55,931	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 防災・原子力学会議 等運営費	△ 65	5,320	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 1,193,088	76,058,098	
第 1 項 警察管理費	△ 1,203,006	72,796,547	
第 1 目 公安委員会費	△ 810	15,272	
(財源内訳) 一般歳入	△ 810		(節内訳) (1) 報酬 △ 810
(1) 公安委員会運営事業費	△ 810	15,272	公安委員の報酬の補正である。
第 2 目 警察本部費	△ 1,150,958	63,784,113	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	△ 55,792 23,319 △ 200,000 △ 918,485		(節内訳) (1) 報酬 △ 2,150 (2) 給料 △ 52,990 (3) 職員手当等 △ 965,228 (4) 共済費 △ 94,135 (5) 災害補償費 10,461 (7) 賃金 △ 11,773 (8) 報償費 △ 3,651 (9) 旅費 6,280 (11) 需用費 △ 41,486 (12) 役務費 3,332 (14) 使用料及び賃借料 △ 3,301 (19) 負担金、補助及び交付金 1,745 (27) 公課費 1,938
(1) 職員給与費	△ 1,112,112	61,550,926	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 192 ・給料 △ 52,990 一般職給 △ 52,990 ・職員手当等 △ 965,228 扶養手当 △ 798 地域手当 2,280 住居手当 8,126 通勤手当 43,308 管理職手当 △ 1,076 特勤勤務手当 △ 1,847 特種勤務手当 △ 11,673 時間外勤務手当 △ 8,352 休日勤務手当 △ 86,895 夜間勤務手当 88,355 宿日直手当 5,543 期末手当 △ 75,809 勤勉手当 △ 136,790 退職手当 △ 805,650 児童手当 20 単身赴任手当 259 管理職員特別勤務手当 15,771

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済費 △ 94,135 <li style="padding-left: 20px;">地方職員共済組合等負担金 △ 93,223 <li style="padding-left: 20px;">社会保険料 △ 912 ・ 災害補償費 10,461 ・ 賃金 △ 11,773 ・ 負担金、補助及び交付金 1,745
(2) 警察装備管理事業費	△ 31,147	406,310	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 38,000	337,000	警察官制服等の整備費の補正である。
イ 警察車両管理事業費	6,853	69,310	装備車両等の維持管理費の補正である。
(3) 警察管理運営事業費	△ 5,149	1,109,315	
ア 警察企画管理事業費	△ 3,191	392,768	弁護士報酬等の補正である。
イ 警察署協議会活動推進事業費	△ 1,958	8,032	警察署協議会委員の報酬の補正である。
(4) 地域警察管理事業費	△ 2,550	450,848	駐在所等家族報償費の補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 45,702	2,300,151	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 234		(11) 需用費 △ 234
一般歳入	△ 45,468		(13) 委託料 △ 45,468
(1) 運転免許事業費	△ 3,936	1,200,586	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 3,936	422,975	運転免許試験等に要する経費の補正である。
(2) 運転者教育事業費	△ 41,766	1,099,565	高齢者講習等受講者の変動に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 51,060	4,486,007	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 500		(12) 役務費 △ 2,843
使用料及び手数料	△ 17,121		(13) 委託料 △ 48,422
諸収入	△ 34,305		(14) 使用料及び賃借料 △ 444
一般歳入	866		(15) 工事請負費 △ 56
			(19) 負担金、補助及び交付金 705
(1) 交通安全活動推進事業費	△ 2,138	503,551	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 静岡県交通安全指導員 設置費助成	705	397,705	静岡県交通安全指導員の人件費等の補正である。
イ 交通反則通告事業費	△ 2,843	20,766	交通反則通告書送付件数の変動に伴う補正である。
(2) 交通安全施設等整備事業費	△ 500	3,461,338	交通安全施設整備に要する経費の補正である。
(3) 市街地駐車等対策事業費	△ 48,422	319,247	自動車保管場所証明取扱件数の変動等に伴う補正である。
(4) 放置駐車対策事業費	0	104,990	財源更正に伴う補正である。
(5) 自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	0	96,881	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 警察施設費	50,035	2,087,190	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 9,541		(9) 旅費 △ 21
県債	42,000		(11) 需用費 △ 1,839
一般歳入	17,576		(12) 役務費 △ 22
			(13) 委託料 △ 292
			(14) 使用料及び賃借料 △ 102
			(15) 工事請負費 △ 3,472
			(17) 公有財産購入費 55,793
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 10
(1) 警察施設管理運営事業 費	△ 5,758	1,067,066	警察施設の維持管理費の補正である。
(2) 警察庁舎整備事業費	55,793	358,591	
ア 交番・駐在所建設事業 費	55,793	292,591	交番の整備に要する経費の補正である。
(3) 警察職員住宅整備事業 費	0	434,852	
ア 警察職員住宅費償還事 業費	0	335,984	財源更正に伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 4,511	123,814	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 4,511		(6) 恩給及び退職年金 △ 4,511

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 警察職員恩給費	△ 4,511	123,814	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 警察活動費	9,918	3,261,551	
第 1 目 警察活動費	9,918	3,261,551	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 95,239 105,157		(節内訳) (8) 報償費 6,956 (9) 旅費 1,476 (11) 需用費 △ 3,802 (12) 役務費 7,251 (13) 委託料 △ 508 (14) 使用料及び賃借料 △ 341 (18) 備品購入費 △ 1,114
(1) 警察装備事業費	△ 5,651	894,592	警察活動用器材の整備費の補正である。
(2) 留置施設管理対策事業費	7,859	210,976	被留置者の処遇に要する経費の補正である。
(3) 地域警察活動事業費	△ 2,304	1,321,864	地域警察活動に要する経費の補正である。
(4) 刑事警察活動事業費	10,014	279,017	通訳活動経費等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 2,929,477	303,046,121	
第 1 項 教育委員会費	△ 51,009	14,836,715	
第 1 目 教育委員会費	△ 1,910	14,649	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,910		(1) 報酬 △ 1,868 (9) 旅費 △ 14 (11) 需用費 △ 16 (12) 役務費 △ 9 (14) 使用料及び賃借料 △ 3
(1) 教育委員会運営費	△ 42	4,158	教育委員会の運営に要する経費の補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 1,868	10,491	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 1,868
第 2 目 教育総務費	139,079	3,965,590	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 一般歳入	10,080 318 545 128,136		(1) 報酬 5,503 (2) 給料 △ 28,641 (3) 職員手当等 147,005 (4) 共済費 13,274 (8) 報償費 261 (9) 旅費 188 (11) 需用費 533 (12) 役務費 217 (13) 委託料 △ 1,221 (14) 使用料及び賃借料 1,528 (18) 備品購入費 216 (19) 負担金、補助及び交付金 216
(1) 職員給与費	136,391	3,561,510	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 4,970 ・給料 △ 28,641 一般職給 △ 28,641 ・職員手当等 147,005 扶養手当 △ 1,305 地域手当 △ 188 住居手当 3,788 通勤手当 26,282 管理職手当 2,949 時間外勤務手当 84,988 休日勤務手当 △ 15 期末手当 △ 9,731 勤勉手当 △ 5,305 退職手当 45,179

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			児童手当 △ 935 単身赴任手当 1,316 管理職員特別勤務手当 △ 18 ・ 共済費 12,454 地方職員共済組合等負担金 14,191 社会保険料 △ 1,737 ・ 旅費 387 ・ 負担金、補助及び交付金 216
(2) クレーム対応学校支援事業費	△ 497	8,702	学校に対するクレーム等の対応に要する経費の補正である。
(3) 教職員総合研修事業費	△ 5,924	67,576	教職員の資質向上研修等に要する経費の補正である。
(4) ICT教育推進事業費	△ 1,318	189,682	県立学校の情報教育機器の整備等に要する経費の補正である。
ア 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 1,297	25,203	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 21	164,479	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 人権教育総合推進事業費	△ 67	2,796	人権教育に関する研修会等の実施に要する経費の補正である。
(6) 青少年の国際交流推進事業費	△ 6	10,894	東アジア諸国との学校交流、青少年交流等に要する経費の補正である。
(7) 幼児教育連携推進事業費	10,500	16,500	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,500 千円) 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小等の連携を推進する。
第 3 目 教育管理費	△ 151,434	9,830,928	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	286,287		(1) 報酬 △ 878
使用料及び手数料	50		(4) 共済費 △ 18
諸収入	36		(8) 報償費 757
繰入金	△ 17,575		(11) 需用費 △ 14,644
県債	5,000		(12) 役務費 △ 7,541
一般歳入	△ 425,232		(13) 委託料 △ 19,505
			(14) 使用料及び賃借料 △ 4,579
			(15) 工事請負費 △ 103,959
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,067

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 教育行政運営費	△ 3,553	213,600	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,000 千円) 特別支援学校における外部専門員（医療従事者） の活用を図る。
(2) 教育財産維持管理費	△ 9,863	565,837	県立学校等の修繕、借地管理に要する経費の補 正である。
(3) 県立学校等施設整備事 業費	△ 131,320	7,483,480	県立学校等の施設整備に要する経費の補正であ る。
(4) 県立学校等外壁安全対 策事業費	△ 3,000	650,400	県立学校等の外壁補修に要する経費の補正であ る。
(5) 県立学校等吊り天井落 下防止対策事業費	△ 3,698	149,302	県立学校等の吊り天井の落下防止対策に要する 経費の補正である。
第 4 目 福利厚生費	△ 25,244	661,812	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 18,625		(8) 報償費 △ 17
一般歳入	△ 6,619		(11) 需用費 △ 3,952
			(12) 役務費 △ 1,327
			(13) 委託料 △ 7,689
			(15) 工事請負費 △ 11,812
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 447
(1) 教職員健康管理事業費	△ 2,649	141,395	教職員の健康診断に要する経費の補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 2,951	14,549	教職員に貸与する被服等の購入に要する経費の 補正である。
(3) 教職員住宅費	△ 19,644	505,868	教職員住宅の解体等に要する経費の補正である。
ア 教職員住宅整備費	△ 10,308	363,668	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 9,336	142,200	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 6,322	139,513	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 6,322		(6) 恩給及び退職年金 △ 6,322
(1) 恩給及び退職年金費	△ 6,322	139,513	教育委員会教職員の恩給及び退職年金の補正で ある。 ・ 恩給及び退職年金 △ 6,322 恩給 △ 5,358 退職年金 △ 964
第 6 目 総合教育センター費	△ 5,178	224,223	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 1,428 △ 385 152 △ 3,517		(節内訳) (8) 報償費 △ 500 (9) 旅費 △ 394 (12) 役務費 △ 8 (13) 委託料 △ 4,276
(1) 総合教育センター管理 運営費	△ 5,178	224,223	総合教育センター管理運営に要する経費の補正 である。
第 2 項 小学校費	△ 526,326	104,989,371	
第 1 目 教職員費	△ 526,326	104,989,371	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	124,087 112,654 △ 800,000 36,933		(節内訳) (1) 報酬 △ 29,193 (2) 給料 534,375 (3) 職員手当等 △ 608,804 (4) 共済費 △ 420,197 (9) 旅費 △ 2,507
(1) 小学校教職員給与費等	△ 526,326	104,656,071	小学校教職員の人件費の補正である。
ア 教職員給与費	△ 526,326	104,656,071	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 29,193 ・給料 534,375 一般職給 534,375 ・職員手当等 △ 608,804 扶養手当 △ 3,152 地域手当 30,125 住居手当 31,326 通勤手当 21,109 管理職手当 △ 6,871 へき地手当 △ 16,561 特殊勤務手当 △ 72 時間外勤務手当 △ 22,546 休日勤務手当 △ 55 義務教育等教員特別手当 7,641 期末手当 △ 85,457 勤勉手当 △ 15,100 退職手当 △ 544,900 児童手当 △ 2,925 単身赴任手当 △ 1,382 管理職員特別勤務手当 16 ・共済費 △ 420,197 地方職員共済組合等負担金 △ 644,176 社会保険料 223,979 ・旅費 △ 2,507
第 3 項 中学校費	△ 876,259	62,265,767	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	教職員費	△ 876,259	62,265,767	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	589,658		(1) 報酬 △ 59,945
	諸収入	45,422		(2) 給料 △ 10,394
	県債	△ 400,000		(3) 職員手当等 △ 466,378
	一般歳入	△ 1,111,339		(4) 共済費 △ 360,930
				(9) 旅費 600
(1)	中学校教職員給与費等	△ 876,259	61,942,867	中学校教職員の人件費の補正である。
	ア 教職員給与費	△ 876,259	61,942,867	人件費の確定に伴う補正である。
				・報酬 △ 59,945
				・給料 10,394
				一般職給 10,394
				・職員手当等 △ 466,378
				扶養手当 △ 11,508
				地域手当 7,508
				住居手当 △ 4,592
				通勤手当 26,022
				管理職手当 △ 2,981
				へき地手当 △ 10,225
				特殊勤務手当 204
				時間外勤務手当 △ 16,047
				休日勤務手当 △ 50
				義務教育等教員特別手当 △ 785
				期末手当 △ 97,923
				勤勉手当 △ 55,662
				退職手当 △ 290,346
				児童手当 △ 9,165
				単身赴任手当 △ 828
				・共済費 △ 360,930
				地方職員共済組合等負担金 △ 421,566
				社会保険料 60,636
				・旅費 600
第4項	高等学校費	△ 1,069,030	59,415,439	
第1目	高等学校総務費	△ 1,100,536	53,026,656	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 14,546		(1) 報酬 △ 41,640
	使用料及び手数料	△ 3,076		(2) 給料 △ 129,370
	諸収入	△ 141,480		(3) 職員手当等 △ 444,148
	県債	△ 500,000		(4) 共済費 △ 486,651
	一般歳入	△ 441,434		(9) 旅費 1,273
(1)	教職員給与費	△ 1,100,536	53,026,656	高等学校教職員の人件費の補正である。
				・報酬 △ 41,640
				・給料 △ 129,370

科	目	補正額	現計額	説明
				一般職給 △ 129,370 ・職員手当等 △ 444,148 扶養手当 △ 22,353 地域手当 △ 400 住居手当 5,969 通勤手当 43,834 管理職手当 △ 5,536 定時制通信教育手当 5,932 産業教育手当 2,958 特殊勤務手当 △ 30 時間外勤務手当 △ 54,855 休日勤務手当 76 夜間勤務手当 19 宿日直手当 8 義務教育等教員特別手当 △ 4,356 期末手当 △ 107,666 勤勉手当 △ 62,718 退職手当 △ 243,811 児童手当 △ 460 単身赴任手当 △ 759 ・共済費 △ 486,651 地方職員共済組合等負担金 △ 183,831 社会保険料 △ 302,820 ・旅費 1,273
第 2 目	高等学校管理費	31,506	6,388,783	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	98,369		(7) 賃金 84
	使用料及び手数料	△ 2,993		(8) 報償費 △ 5
	諸収入	8,234		(9) 旅費 △ 317
	財産収入	△ 3,186		(11) 需用費 4,526
	一般歳入	△ 68,918		(12) 役務費 △ 5,401
				(13) 委託料 △ 9,224
				(14) 使用料及び賃借料 △ 241
				(16) 原材料費 △ 399
				(18) 備品購入費 137,839
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 56,850
				(21) 貸付金 △ 38,506
(1)	高等学校管理運営費	132,099	3,862,334	県立高等学校の管理運営に要する経費の補正である。
ア	高等学校管理費	△ 2,541	3,055,359	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	高等学校水産実習費	△ 1,139	173,796	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ	高等学校農業実習費	△ 3,481	71,219	実習経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 産業教育設備費	139,260	561,960	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 139,800 千円) 産業教育に必要な実験実習設備を整備する。
(2) 高等学校生徒修学奨励費	△ 100,593	2,526,449	高等学校生徒の就学支援に要する経費の補正である。
ア 高等学校等奨学事業費	△ 84,978	285,155	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高等学校就学支援事業費	△ 15,615	2,238,185	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 大学費	△ 42,365	7,700,769	
第 1 目 大学費	△ 42,365	7,700,769	
(財源内訳) 一般歳入	△ 42,365		(節内訳) (1) 報酬 △ 112 (8) 報償費 △ 200 (9) 旅費 △ 350 (11) 需用費 △ 246 (13) 委託料 △ 1,433 (15) 工事請負費 △ 4,132 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 35,892
(1) 大学運営指導費	△ 570	4,377	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 泉南教職員住宅解体等事業費	△ 4,513	16,487	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 静岡県立大学新看護学部棟施設整備等事業費助成	△ 33,714	1,362,286	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) ふじのくに学術振興事業費	△ 2,385	42,215	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 高大連携推進事業費	△ 1,097	1,403	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 人づくり推進事業費	△ 86	3,914	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 特別支援学校費	80,978	22,829,241	
第 1 目 特別支援学校費	74,812	21,261,284	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 44,109 24,138 94,783		(節内訳) (1) 報酬 △ 76,338 (2) 給料 89,171 (3) 職員手当等 184,235 (4) 共済費 △ 120,083

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 特別支援学校教職員給与費等	74,812	21,261,284	(9) 旅費 △ 2,173 特別支援学校教職員の人件費の補正である。
ア 特別支援学校教職員給与費	77,231	21,182,203	人件費の確定に伴う補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・報酬 △ 76,338 ・給料 89,171 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 89,171 ・職員手当等 184,235 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 17,239 地域手当 10,468 住居手当 9,626 通勤手当 9,256 管理職手当 139 特殊勤務手当 △ 116 時間外勤務手当 8,488 休日勤務手当 △ 67 宿日直手当 1,322 義務教育等教員特別手当 1,048 期末手当 31,228 勤勉手当 22,894 退職手当 75,494 児童手当 △ 2,455 単身赴任手当 △ 329 ・共済費 △ 120,083 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金△ 168,051 社会保険料 47,968 ・旅費 246
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 2,419	79,081	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	6,166	1,567,957	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 24
国庫支出金	8,500		(11) 需用費 △ 10,821
諸収入	△ 111		(12) 役務費 △ 64
財産収入	555		(13) 委託料 △ 2
一般歳入	△ 2,778		(16) 原材料費 77
			(20) 扶助費 17,000
(1) 特別支援学校管理費	△ 10,834	1,103,957	特別支援学校の管理運営経費の確定に伴う補正である。
ア 特別支援学校管理運営費	△ 11,278	1,094,822	管理運営経費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 特別支援学校作業実習費	444	9,135	実習経費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校就学奨励費	17,000	464,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 7 項 学校教育費	△ 235,648	1,704,771	
第 1 目 高校教育費	△ 27,635	705,435	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 13,196		(節内訳) (1) 報酬 △ 7,712
一般歳入	△ 14,439		(8) 報償費 △ 2,085
			(9) 旅費 △ 4,110
			(11) 需用費 △ 3,877
			(12) 役務費 △ 284
			(13) 委託料 △ 5,187
			(14) 使用料及び賃借料 △ 613
			(18) 備品購入費 △ 1,565
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,145
			(27) 公課費 △ 57
(1) 高校教育指導費	△ 8,566	609,304	高校生の人材育成等に要する経費の補正である。
ア 実学推進フロンティア事業費	△ 4,337	98,363	事業費の確定に伴う補正である。
イ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 4,229	21,471	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費	△ 15,183	26,317	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。
(3) 発達障害等の生徒支援充実事業費	△ 400	21,500	発達障害等のある生徒に対する専門的支援に要する経費の補正である。
(4) 山の村運営費	△ 3,486	48,314	山の村の管理運営に要する経費の補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 177,434	518,262	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 62,066		(節内訳) (1) 報酬 △ 163,883
諸収入	△ 747		(4) 共済費 △ 3,706
繰入金	△ 2,000		(8) 報償費 246
一般歳入	△ 112,621		(9) 旅費 1,450
			(11) 需用費 302
			(12) 役務費 269
			(13) 委託料 △ 10,063
			(14) 使用料及び賃借料 △ 49
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 学力向上推進事業費	△ 70,976	249,624	学び方支援非常勤講師等の配置に要する経費の補正である。
(2) 生徒指導等推進事業費 (小・中)	△ 109,458	255,742	スクールカウンセラーの配置等に要する経費の補正である。
(3) 小中学校児童生徒就学 支援等事業費	△ 2,000	4,000	市町の就学支援事業等の支援に要する経費の補正である。
(4) しずおか型コミュニテ ィ・スクール推進事業 費	5,000	5,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000 千円) コミュニティ・スクールの導入を目指す地域の 組織や体制づくりを支援する。
第 4 目 学校健康安全費	△ 30,579	477,114	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,152		(8) 報償費 △ 2,243
諸収入	△ 362		(9) 旅費 △ 1,189
一般歳入	△ 19,065		(11) 需用費 △ 1,058
			(12) 役務費 △ 6,940
			(13) 委託料 △ 18,320
			(14) 使用料及び賃借料 △ 198
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 631
(1) 学校地震対策総合推進 事業費	△ 3,837	5,063	学校の地震対策に要する経費の補正である。
(2) 学校体育推進事業費	△ 1,324	39,401	学校体育の振興に要する経費の補正である。
ア 学校体育推進事業費	△ 333	1,992	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおか型部活動推進 事業費	△ 991	37,409	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 学校保健管理事業費	△ 7,291	157,240	児童生徒の心臓疾患検査等に要する経費の補正 である。
(4) 学校給食管理事業費	△ 15,147	238,238	学校給食管理等に要する経費の補正である。
ア 高等学校等給食管理事 業費	△ 11,835	231,550	事業費の確定に伴う補正である。
イ 学校食育推進事業費	△ 3,312	6,688	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 交通安全教育推進事業 費	△ 2,229	3,191	交通安全教育推進に要する経費の補正である。
(6) 学校地域連携安全・安 心推進事業費	△ 751	2,513	スクールヘルスリーダー等に要する経費の補正 である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 8 項	社会教育費	△ 124,262	797,587	
第 1 目	社会教育費	△ 2,783	63,579	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	1,326		(8) 報償費 474
	一般歳入	△ 4,109		(9) 旅費 △ 154
				(11) 需用費 391
				(12) 役務費 15
				(13) 委託料 △ 7
				(14) 使用料及び賃借料 164
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,666
(1)	社会教育総合推進事業費	△ 4,383	55,971	社会教育の総合的な推進に要する経費の補正である。
ア	地域の教育力向上推進事業費	△ 4,342	53,222	事業費の確定に伴う補正である。
イ	「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 41	2,749	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	家庭教育推進事業費	1,600	1,600	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,600 千円) 家庭における携帯電話のルールづくりを推進し、ネットモラルの向上を図る。
第 2 目	図書館費	△ 2,938	160,913	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 28		(1) 報酬 △ 33
	諸収入	△ 513		(4) 共済費 △ 1,151
	一般歳入	△ 2,397		(7) 賃金 △ 91
				(9) 旅費 △ 51
				(11) 需用費 △ 1,413
				(12) 役務費 △ 43
				(14) 使用料及び賃借料 △ 156
(1)	県立中央図書館活動充実事業費	△ 2,938	160,913	図書館活動充実に要する経費の補正である。
ア	県立中央図書館管理運営費	△ 1,449	88,902	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	県立中央図書館資料充実費	△ 1,489	72,011	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	青少年対策費	△ 153	15,920	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 153		(節内訳) (8) 報償費 △ 7 (9) 旅費 △ 61 (11) 需用費 △ 8 (12) 役務費 △ 76 (13) 委託料 △ 1
(1) 青少年参加体験活動支援事業費	△ 153	15,920	青少年健全育成に要する経費の補正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 1,600	287,530	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 164 △ 87 △ 1,349		(節内訳) (1) 報酬 △ 400 (4) 共済費 △ 110 (7) 賃金 △ 306 (8) 報償費 △ 128 (9) 旅費 △ 46 (11) 需用費 △ 152 (12) 役務費 △ 127 (13) 委託料 △ 147 (14) 使用料及び賃借料 △ 58 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 118 (27) 公課費 △ 8
(1) 青少年の家等管理運営費	△ 1,600	287,530	青少年の家等の管理運営に要する経費の補正である。
第 5 目 文化財保護費	△ 116,788	269,645	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 624 △ 114,746 △ 1,418		(節内訳) (2) 給料 △ 362 (3) 職員手当等 △ 3 (4) 共済費 △ 49 (7) 賃金 △ 198 (8) 報償費 △ 55 (9) 旅費 △ 155 (11) 需用費 △ 758 (12) 役務費 △ 1,481 (13) 委託料 △ 105,797 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,874 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,056
(1) 文化財保護対策費	△ 6,056	165,142	文化財の保存、活用と未来への継承の推進に要する経費の補正である。
ア 文化財保存・管理費助成	△ 6,056	146,132	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 埋蔵文化財保存活用推進事業費	△ 110,732	104,503	埋蔵文化財の発掘、調査、保存活用に要する経費の補正である。
ア 文化財調査受託事業費	△ 110,115	62,533	事業費の確定に伴う補正である。
イ 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 617	34,685	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第 9 項 スポーツ振興費	△ 61,320	882,250	
第 1 目 スポーツ振興費	△ 61,320	882,250	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	257		(8) 報償費 △ 10
諸収入	△ 244		(9) 旅費 △ 373
繰入金	△ 74		(12) 役務費 △ 3
県債	143,000		(13) 委託料 △ 15,323
一般歳入	△ 204,259		(14) 使用料及び賃借料 △ 10
			(15) 工事請負費 △ 660
			(18) 備品購入費 △ 10
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 44,931
(1) 生涯スポーツ振興費	△ 31	17,039	生涯スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
(2) スポーツ施設管理運営費	△ 15,267	364,733	県立のスポーツ施設の管理運営に要する経費の補正である。
(3) 競技スポーツ振興事業費	△ 45,362	246,138	競技スポーツの振興を図るために要する経費の補正である。
ア 競技力向上対策事業費	△ 15,098	218,402	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業費	△ 30,264	27,736	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 富士水泳場安全対策事業費	△ 660	254,340	富士水泳場の安全対策に要する経費の補正である。
第 10 項 私学振興費	△ 24,236	27,624,211	
第 1 目 私学振興費	△ 24,236	27,624,211	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 99,867		(4) 共済費 28
諸収入	21		(9) 旅費 △ 80
財産収入	74		(11) 需用費 △ 71
繰入金	298,416		(12) 役務費 △ 18
一般歳入	△ 222,880		(14) 使用料及び賃借料 △ 7

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 138,168 (20) 扶助費 114,006 (25) 積立金 74
(1) 私立学校指導事務費	△ 175	5,379	私立学校の調査、指導等に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	230,267	27,573,160	私立学校教育の充実、振興を図るために要する経費の補正である。
ア 私立学校経常的経費助成	341,928	21,794,635	
(ア) 私立学校経常費助成	376,842	21,383,942	補助対象園児、児童、生徒数及び授業料減免対象者数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 34,494	323,598	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 407	24,116	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 13	62,979	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 111,661	5,778,525	
(ア) 私立幼稚園障害児教育費助成	3,920	156,016	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 122,414	4,575,606	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立高等学校等奨学給付金助成	17,842	114,006	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 691	176,409	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 私立幼稚園緊急環境整備事業費助成	△ 7,265	42,735	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 3,127	208,223	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 高校生修学支援基金積立金	74	420	基金運用益の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校地震対策緊急整備事業費助成	△ 254,328	45,672	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 3,754,385	5,116,233	
第 1 項 土木施設災害復旧費	△ 2,200,792	4,618,208	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 55,776	1,000,224	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 36,203		(2) 給料 △ 800
県債	△ 17,000		(3) 職員手当等 △ 534
一般歳入	△ 2,573		(4) 共済費 △ 263
			(9) 旅費 △ 134
			(11) 需用費 △ 710
			(12) 役務費 △ 467
			(13) 委託料 △ 430
			(14) 使用料及び賃借料 △ 199
			(15) 工事請負費 △ 51,870
			(17) 公有財産購入費 △ 365
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 4
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 54,776	1,000,224	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 2,270,016	3,339,984	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,300,382		(2) 給料 495
県債	△ 970,000		(3) 職員手当等 316
一般歳入	366		(4) 共済費 153
			(9) 旅費 △ 14,131
			(11) 需用費 △ 167,089
			(12) 役務費 △ 81,357
			(13) 委託料 △ 11,922
			(14) 使用料及び賃借料 △ 10,837
			(15) 工事請負費 △ 1,977,784
			(17) 公有財産購入費 △ 6,550
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,310
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 2,174,157	3,334,843	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 19,859	1,141	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 76,000	4,000	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第3目	国直轄事業費負担金	125,000	278,000	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	125,000		(19) 負担金、補助及び交付金 125,000
(1)	国直轄現年災害事業費負担金	125,000	278,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第2項	農林水産施設災害復旧費	△ 1,558,134	354,866	
第1目	過年災害農林水産施設復旧費	5,207	48,207	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	2,529		(2) 給料 79
	県債	2,000		(3) 職員手当等 57
	一般歳入	678		(4) 共済費 24
				(9) 旅費 55
				(11) 需用費 △ 11
				(12) 役務費 26
				(14) 使用料及び賃借料 27
				(15) 工事請負費 6,974
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,024
(1)	過年災害漁港施設復旧費	7,322	33,322	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	過年災害農地等復旧費助成	272	6,272	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	団体営過年災害林道復旧費	△ 2,387	8,613	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第2目	現年災害農林水産施設復旧費	△ 1,563,341	306,659	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,135,337		(2) 給料 1,318
	分担金及び負担金	△ 2,984		(3) 職員手当等 886
	県債	△ 391,000		(4) 共済費 391
	一般歳入	△ 34,020		(9) 旅費 △ 8,793
				(11) 需用費 △ 74,304
				(12) 役務費 △ 1,266
				(14) 使用料及び賃借料 △ 846
				(15) 工事請負費 △ 1,030,464
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 446,539
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 3,724

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 現年災害漁港施設復旧費	△ 184,772	7,228	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 現年災害農地等復旧費	△ 297,561	75,439	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 12,252	24,748	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 現年災害農地等復旧費助成	△ 285,309	50,691	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年災害治山施設復旧費	△ 888,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4) 現年災害林道復旧費	△ 195,048	221,952	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 193,048	221,952	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 指導監督事務費	2,040	2,040	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 項 災害対策諸費	4,541	143,159	
第 1 目 災害対策本部費	△ 2,528	106,372	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,528		(節内訳) (11) 需用費 △ 2,528
(1) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 2,528	106,372	事業費の決定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	7,069	36,487	
(財源内訳) 分担金及び負担金 財産収入	7,076 △ 7		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 7,076 (25) 積立金 △ 7
(1) 災害救助対策費	△ 7	23,786	
ア 災害救助基金積立金	△ 7	4,815	基金運用益の確定に伴う補正である。
(2) 東日本大震災関連災害救助費負担金	7,076	7,076	東日本大震災により被災した県に対し、県内市町が実施した災害救助に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	△ 2,034,583	179,952,417	
第 1 項 公債費	△ 2,034,583	179,952,417	
第 1 目 元金	△ 233,056	141,798,944	(節内訳) (28) 繰出金 △ 233,056
(財源内訳) 諸収入 繰入金 一般歳入	88,192 △ 16,390,000 16,068,752		
(1) 公債費 (元金)	△ 233,056	141,798,944	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,817,011	36,773,989	(節内訳) (28) 繰出金 △ 1,817,011
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	4,213 △ 1,812,798		
(1) 公債費 (利子)	△ 1,817,011	36,773,989	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	15,484	1,379,484	(節内訳) (12) 役務費 45,472 (28) 繰出金 △ 29,988
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 2,757 18,241		
(1) 公債諸費	15,484	1,379,484	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第14款 諸支出金	△ 4,550,000	125,896,000	
第 1 項 公営企業費	0	15,000	
第 2 項 地方消費税清算金	△ 4,341,000	51,751,000	
第 1 目 地方消費税清算金 (財源内訳) 一般歳入	△ 4,341,000	51,751,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 4,341,000
(1) 地方消費税清算金	△ 4,341,000	51,751,000	地方消費税について、都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 利子割交付金	△ 138,000	1,178,000	
第 1 目 利子割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 138,000	1,178,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 138,000
(1) 利子割交付金	△ 138,000	1,178,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	2,058,000	4,610,000	
第 1 目 配当割交付金 (財源内訳) 一般歳入	2,058,000	4,610,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 2,058,000
(1) 配当割交付金	2,058,000	4,610,000	県民税配当割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	703,000	2,819,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金 (財源内訳) 一般歳入	703,000	2,819,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 703,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	703,000	2,819,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 地方消費税交付金	△ 1,543,000	46,520,000	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	地方消費税交付金	△ 1,543,000	46,520,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,543,000 地方消費税収入額を都道府県間で清算した額の1/2を市町に交付する経費の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	△ 1,543,000		
(1)	地方消費税交付金	△ 1,543,000	46,520,000	
第7項	ゴルフ場利用税交付金	△ 79,000	1,860,000	
第1目	ゴルフ場利用税交付金	△ 79,000	1,860,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 79,000 ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	△ 79,000		
(1)	ゴルフ場利用税交付金	△ 79,000	1,860,000	
第8項	自動車取得税交付金	△ 332,000	2,107,000	
第1目	自動車取得税交付金	△ 332,000	2,107,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 332,000 自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	△ 332,000		
(1)	自動車取得税交付金	△ 332,000	2,107,000	
第9項	軽油引取税交付金	322,000	11,007,000	
第1目	軽油引取税交付金	322,000	11,006,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 322,000 軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する額の補正である。
	(財源内訳) 一般歳入	322,000		
(1)	軽油引取税交付金	322,000	11,006,000	
第10項	利子割精算金	0	29,000	
第1目	利子割精算金	0	29,000	財源更正に伴う補正である。
	(財源内訳) 諸収入	9,000		
	一般歳入	△ 9,000		
(1)	利子割精算金	0	29,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 項 県税還付金	△ 1,200,000	4,000,000	
第 1 目 県税還付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 1,200,000	4,000,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,200,000
(1) 県税還付金	△ 1,200,000	4,000,000	県税の過誤納に係る還付金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	0	300,000	
第 1 項 予備費	0	300,000	

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	1,528,000	13,080,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	997,000	10,426,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	529,000	3,826,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	322,000	1,907,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	194,000	1,120,000	農山漁村地域整備交付金事業（漁港）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	80,000	420,000	都市公園津波対策緊急避難地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 8 森林費	森林費	675,000	3,980,000	農山漁村地域整備交付金事業（森林）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
交通基盤部	12 災害対策費 1 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	1,088,000	2,023,000	現年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	70,000	314,000	団体営現年災害林道復旧事業等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経営管理部	2 経営管理費 1 経営管理費	管財費	38,000	県庁舎等施設改修事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
企画広報部	3 企画広報費 1 企画広報費	政策企画費	315,000	国の補正予算に係るまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	4 くらし・環境費 1 くらし・環境費	くらし・環境企画費	37,000	国の補正予算に係るふじのくにに住みかえる事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 2 県民生活費	県民生活費	23,000	国の補正予算に係るふじのくに女性大活躍応援事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
くらし・環境部	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	住宅対策費	27,000	国の補正予算に係る豊かな暮らし空間創生事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	26,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	4 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	67,000	国の補正予算に係る地下水保全対策構築事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
文化・観光部	5 文化・観光費 2 文化学術費	文化事業費	60,000	国の補正予算に係るこどもたちの文化芸術鑑賞推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 2 文化学術費	世界遺産推進費	131,000	富士山世界遺産センター（仮称）整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 2 文化学術費	美術館費	5,000	美術館運営事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 文化・観光費 3 観光交流費	観光費	187,000	観光施設整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
文化・観光部	5 文化・観光費 4 空港振興費	空港政策費	97,000	富士山静岡空港新運営体制構築事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	6 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	1,773,000	介護保険関連施設整備事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 3 こども未来費	こども未来費	137,000	保育所等整備事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	医務福祉費	140,000	がん医療均てん化推進事業費助成において、放射線治療棟整備工事に不測の日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	248,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
	6 健康福祉費 6 生活衛生費	薬務費	40,000	国の補正予算に係る危険ドラッグ撲滅対策事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	7 経済産業費 1 経済産業費	経済産業企画費	40,000	国の補正予算に係るミラノ国際博覧会参加事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経済産業部	7 経済産業費 2 経済産業振興費	経済産業振興費	2,515,000	国の補正予算に係る地域消費喚起型事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 2 経済産業振興費	研究振興費	167,000	農林技術研究所果樹研究センター移転整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 3 就業支援費	就業支援費	83,000	国の補正予算に係る中小企業等U I Jターン促進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 4 農林業費	農業費	1,728,000	経営体育成支援事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 4 農林業費	林業費	59,000	公共建築物木使いモデル事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 5 水産業費	水産業費	199,000	沿岸漁場整備開発事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 経済産業費 6 商工業費	商工業費	250,000	国の補正予算に係る先端企業育成プロジェクト推進事業費助成等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	8 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 維持管理費	504,000	道路等維持修繕費において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理 費	73,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	3,051,000	津波対策施設等整備事業（海岸）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり 対策費	585,000	災害関連緊急治山地すべり防止事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	107,000	港湾維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	都市政策費	26,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	1,674,000	社会資本整備総合交付金事業（街路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	8 交通基盤費 6 都市費	生活排水費	15,000	流域別下水道整備総合計画調査費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 交通基盤費 7 農地費	農地費	4,085,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
危機管理部	9 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	3,274,000	原子力防災拠点施設整備事業費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	11 教育費 1 教育委員会費	教育総務費	11,000	国の補正予算に係る幼児教育連携推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 教育費 1 教育委員会費	教育管理費	1,000	国の補正予算に係る特別支援学校外部専門員活用事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 教育費 4 高等学校費	高等学校管理費	140,000	国の補正予算に係る産業教育設備整備事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 教育費 7 学校教育費	義務教育費	5,000	国の補正予算に係るしずおか型コミュニティ・スクール推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所 属 部	款 項	事 業 名	金 額	説 明
教育委員会 事務局	11 教育費 8 社会教育費	社会教育費	2,000	国の補正予算に係る家庭教育支援事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 1 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	396,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	7,000	過年災害漁港施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 平成26年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	委託予定額	平成26年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 就業支援局	16 緊急経済対策民間活 力推進事業等委託契約	変更前	2,535,000	1,325,000	1,210,000	26～27年度
		変更後	2,628,000	1,245,000	1,383,000	26～27年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	平成26年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 商工業局	24 ファルマバレープロ ジェクト拠点施設整備 工事契約	変更前	3,502,000	1,432,000	2,070,000	26～27年度
		変更後	4,132,000	65,000	4,067,000	26～28年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
経 営 管 理 部 自 治 局	70 静岡県議会議員選挙 公報印刷請負契約	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	債務負担行為限度額 14,400 千円 請負予定額 14,400 千円 平成26年度計上予算額 0 千円
文化・観光部 文化学術局	71 ふじのくに地球環境 史ミュージアム設計委 託契約 (3階改修設計ほか2件)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	債務負担行為限度額 17,900 千円 委託予定額 17,900 千円 平成26年度計上予算額 0 千円
	3階改修設計	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	債務負担行為限度額 7,800 千円 委託予定額 7,800 千円 平成26年度計上予算額 0 千円
	外壁改修設計	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	債務負担行為限度額 7,600 千円 委託予定額 7,600 千円 平成26年度計上予算額 0 千円
	太陽光発電設備等設置 設計	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	債務負担行為限度額 2,500 千円 委託予定額 2,500 千円 平成26年度計上予算額 0 千円
交 通 基 盤 部 道 路 局	72 道路事業工事契約 (一般国道 414 号ほか 10 件)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 1,055,000 千円 工事予定額 1,400,000 千円 平成26年度計上予算額 345,000 千円
	一般国道 414 号 新立野橋橋梁耐震対 策工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 140,000 千円 工事予定額 180,000 千円 平成26年度計上予算額 40,000 千円
	一般国道 414 号 志戸橋橋梁耐震対 策工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 75,000 千円 工事予定額 110,000 千円 平成26年度計上予算額 35,000 千円
	主要地方道三島裾野線 徳倉橋橋梁耐震対 策工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 70,000 千円 工事予定額 100,000 千円 平成26年度計上予算額 30,000 千円

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
交 通 基 盤 部 道 路 局	主要地方道藤枝黒俣線 中山橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 55,000 千円 工事予定額 65,000 千円 平成26年度計上予算額 10,000 千円
	主要地方道掛川天竜線 原谷大橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 130,000 千円 工事予定額 170,000 千円 平成26年度計上予算額 40,000 千円
	主要地方道焼津森線 西山橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 125,000 千円 工事予定額 150,000 千円 平成26年度計上予算額 25,000 千円
	一般県道駿河小山停車場線 富士見橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 70,000 千円 工事予定額 105,000 千円 平成26年度計上予算額 35,000 千円
	一般県道伊久美藤枝線 西高橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 60,000 千円 工事予定額 70,000 千円 平成26年度計上予算額 10,000 千円
	一般県道掛川山梨線 高田橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 125,000 千円 工事予定額 150,000 千円 平成26年度計上予算額 25,000 千円
	一般県道袋井小笠線 花面橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 130,000 千円 工事予定額 150,000 千円 平成26年度計上予算額 20,000 千円
	一般県道磐田袋井線 三ヶ野橋橋梁耐震対策 工事	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	債務負担行為限度額 75,000 千円 工事予定額 150,000 千円 平成26年度計上予算額 75,000 千円

4 県 債

公共事業等費等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
公 共 事 業 等 費 計	34,594,000	36,005,000	△ 1,411,000	
観 光 施 設 整 備 事 業 費	2,000	5,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
道 路 事 業 費	742,000	937,000	△ 195,000	〃
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	7,587,000	8,369,000	△ 782,000	〃
河 川 事 業 費	4,846,000	4,519,000	327,000	〃
海 岸 保 全 事 業 費	636,000	534,000	102,000	〃
砂 防 事 業 費	1,689,000	2,241,000	△ 552,000	〃
港 湾 事 業 費	1,157,000	1,308,000	△ 151,000	〃
漁 港 整 備 費	447,000	531,000	△ 84,000	〃
漁 港 海 岸 保 全 費	27,000	34,000	△ 7,000	〃
都 市 公 園 整 備 費	1,196,000	1,248,000	△ 52,000	〃
土 地 改 良 事 業 費	1,587,000	1,295,000	292,000	〃
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	649,000	950,000	△ 301,000	〃
林 道 事 業 費	499,000	331,000	168,000	〃
治 山 事 業 費	1,652,000	1,315,000	337,000	〃
高 等 学 校 施 設 整 備 費	156,000	143,000	13,000	〃
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	952,000	1,797,000	△ 845,000	〃
国 直 轄 道 路 事 業 費	5,474,000	5,469,000	5,000	〃
国 直 轄 河 川 事 業 費	1,509,000	1,369,000	140,000	〃
国 直 轄 海 岸 保 全 事 業 費	731,000	550,000	181,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄砂防事業費	1,443,000	998,000	445,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄港湾事業費	670,000	890,000	△ 220,000	〃
国直轄土地改良事業費	327,000	464,000	△ 137,000	〃
国直轄治山事業費	197,000	289,000	△ 92,000	〃
その他計上事業費	419,000	419,000	0	
災害復旧事業費計	1,742,000	2,993,000	△ 1,251,000	
過年災害復旧費（補助）	337,000	352,000	△ 15,000	
過年災害土木復旧費	327,000	344,000	△ 17,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害農林水産施設復旧費	10,000	8,000	2,000	〃
現年災害復旧費（補助）	1,123,000	2,408,000	△ 1,285,000	
現年災害土木復旧費	1,115,000	2,009,000	△ 894,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害農林水産施設復旧費	8,000	399,000	△ 391,000	〃
現年災害復旧費（単独）	4,000	80,000	△ 76,000	
現年災害土木復旧費	4,000	80,000	△ 76,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄災害復旧費	278,000	153,000	125,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
全国防災事業費計	598,000	1,233,000	△ 635,000	
河川事業費	209,000	380,000	△ 171,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
海岸保全事業費	0	167,000	△ 167,000	〃
漁港整備費	40,000	34,000	6,000	〃
国直轄河川事業費	0	284,000	△ 284,000	〃
国直轄海岸保全事業費	0	47,000	△ 47,000	〃
国直轄港湾事業費	349,000	321,000	28,000	〃

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
教育・福祉施設等整備事業費計	2,526,000	1,967,000	559,000	
児童福祉施設整備事業費	11,000	10,000	1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
特別支援学校施設整備費	558,000	0	558,000	〃
その他計上事業費	1,957,000	1,957,000	0	
一 般 単 独 事 業 費 計	16,870,000	15,031,000	1,839,000	
地震防災事業費	143,000	118,000	25,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	137,000	152,000	△ 15,000	〃
環境衛生科学研究所整備費	31,000	0	31,000	〃
文化学術施設整備事業費	2,022,000	1,189,000	833,000	〃
観光施設整備事業費	82,000	141,000	△ 59,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	7,000	10,000	△ 3,000	〃
ファルマバレープロジェクト拠点施設整備費	99,000	0	99,000	〃
臨時県道整備事業費	1,548,000	1,799,000	△ 251,000	〃
海岸保全事業費	131,000	114,000	17,000	〃
自然災害防止事業費	1,521,000	1,468,000	53,000	〃
漁港整備費	81,000	76,000	5,000	〃
都市公園整備費	35,000	0	35,000	〃
治山事業費	340,000	191,000	149,000	〃
地震対策事業費	4,568,000	4,112,000	456,000	〃
警察施設整備費	209,000	167,000	42,000	〃
臨時高等学校施設整備費	2,188,000	1,909,000	279,000	〃
県有施設改善事業費	143,000	0	143,000	〃
その他計上事業費	3,585,000	3,585,000	0	

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
公 営 企 業 債	2,580,000	3,921,000	△ 1,341,000	
地方独立行政法人費	2,473,000	3,814,000	△ 1,341,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	107,000	107,000	0	
その他計上事業債	79,000	79,000	0	
退 職 手 当 債	4,000,000	6,000,000	△ 2,000,000	
退 職 手 当	4,000,000	6,000,000	△ 2,000,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨 時 財 政 対 策 債	121,101,000	120,000,000	1,101,000	
臨 時 財 政 対 策	121,101,000	120,000,000	1,101,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一 般 会 計 合 計	184,090,000	187,229,000	△ 3,139,000	

特 別 会 計	191,252,949	192,730,870	△ 1,477,921	
企 業 会 計	3,221,000	3,472,000	△ 251,000	
再 計	378,563,949	383,431,870	△ 4,867,921	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 5 0 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 2,083,144	442,749,856	
第 1 項 公債費	△ 2,083,144	442,749,856	
第 1 目 元金	△ 233,233	396,823,767	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 45,243 (25) 積立金 △ 278,476 県債の元金相当額の補正である。 県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
(財源内訳) 繰入金	△ 233,233		
(1) 公債費 (元金)	△ 233,233	396,823,767	
ア 公債費 (元金) 特別会計	45,243	298,149,423	
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	△ 278,476	98,674,344	
第 2 目 利子	△ 1,819,923	45,262,077	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,818,467 (25) 積立金 △ 1,456 県債の利子の補正である。 県債管理基金に積み立てる県債利子相当額の補正である。
(財源内訳) 財産収入 繰入金	△ 1,456 △ 1,818,467		
(1) 公債費 (利子)	△ 1,819,923	45,262,077	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 1,818,467	41,015,533	
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	△ 1,456	4,246,544	
第 3 目 公債諸費	△ 29,988	664,012	(節内訳) (12) 役務費 △ 29,988 県債の支払手数料等の補正である。
(財源内訳) 繰入金	△ 29,988		
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 29,988	664,012	

第51号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	△ 94,000	2,914,000	
第 1 項 一般会計繰出金	△ 94,000	2,914,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 94,000	2,914,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	△ 94,000		(28) 繰出金 △ 94,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	△ 94,000	2,914,000	自動車税及び自動車取得税のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第52号議案

3 市町振興助成事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 市町振興助成事業費	7,923	2,205,923	
第 1 項 市町振興事業貸付金	△ 500,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 500,000	0	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入	△ 500,000		(21) 貸付金 △ 500,000
(1) 市町振興助成事業貸付 金	△ 500,000	0	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 88	1,655	
第 1 目 諸費	△ 88	1,655	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入	△ 88		(9) 旅費 △ 88
(1) 市町振興助成事業事務 費	△ 88	1,655	貸付金に係る調査等に要する経費の補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	508,011	2,204,268	
第 1 目 一般会計繰出金	508,011	2,204,268	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入 繰越金	499,210 8,801		(28) 繰出金 508,011
(1) 一般会計繰出金	508,011	2,204,268	貸付金の事業計画の決定に伴う補正である。

第53号議案

4 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 78,871	8,525,287	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 2,776	3,078,497	
第 1 目 管理総務費	△ 73	172,900	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 73		(節内訳) (2) 給料 280 (3) 職員手当等 36 (4) 共済費 △ 389
(1) 職員給与費	△ 73	172,900	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 280 一般職給 280 ・職員手当等 36 扶養手当 35 地域手当 14 住居手当 △ 328 通勤手当 831 管理職手当 1 時間外勤務手当 57 期末手当 △ 10 勤勉手当 △ 395 児童手当 △ 169 ・共済費 △ 389 地方職員共済組合等負担金△ 389
第 2 目 県営住宅管理費	△ 2,703	2,905,597	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 財産収入 繰入金	76,254 △ 26,391 14,375 △ 66,941		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,000 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,771 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 776 (23) 償還金、利子及び割引料 4,200 (27) 公課費 △ 3,356
(1) 県営住宅管理費	△ 2,703	1,399,597	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,506,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 341,697	5,095,324	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 341,697	5,095,324	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 94,598		(節内訳) (2) 給料 △ 384

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
国庫支出金 繰入金 諸収入 県債	△ 366,787 △ 7,730 △ 23,582 151,000		(3) 職員手当等 650 (4) 共済費 △ 266 (8) 報償費 △ 267 (9) 旅費 △ 99 (11) 需用費 6,079 (12) 役務費 △ 5,000 (13) 委託料 △ 77,632 (15) 工事請負費 △ 205,785 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,875 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 41,118
(1) 県営住宅総合再生整備事業費	△ 341,697	5,095,324	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 550,000千円) 県営住宅の外壁を改修する。(11団地)
第 3 項 積立金	265,602	351,466	
第 1 目 積立金 (財源内訳) 財産収入 繰越金	265,602 30,371 235,231	351,466	(節内訳) (25) 積立金 265,602
(1) 県営住宅管理基金積立金	265,602	351,466	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 公債費	△ 23,129	2,511,301	
第 1 項 公債費	△ 23,129	2,511,301	
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 23,000 △ 24,713 1,713	358,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 23,000
(1) 公債費(利子)	△ 23,000	358,000	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料	△ 129 △ 129	8,301	(節内訳) (12) 役務費 △ 129
(1) 公債費(諸費)	△ 129	8,301	県債の発行額の確定に伴う発行手数料に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	66,412	
第 1 項 予備費	0	66,412	

繰越明許費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	738,000	県営住宅総合再生整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成26年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

(単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	2,644,000	2,493,000	151,000

第54号議案

5 母子寡婦福祉資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子寡婦福祉資金費	0	607,000	
第 1 項 母子寡婦福祉資金貸付金	0	606,647	
第 1 目 貸付金	0	606,647	
(財源内訳)			
繰入金	8,000		
繰越金	△ 16,999		
諸収入	△ 7,001		
県債	16,000		
(1) 母子寡婦福祉資金貸付金	0	606,647	繰越金の確定等に伴う財源の補正である。
第 2 項 諸費	0	353	

平成26年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

(単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
国の予算等貸付金債	母子寡婦福祉資金貸付金	128,000	112,000	16,000

第55号議案

6 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 6,461	657,389	
第 1 項 扶養年金費	△ 6,458	653,091	
第 1 目 扶養年金費	△ 6,458	653,091	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	29		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,458
諸収入	△ 6,487		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 6,458	653,091	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 5,000	296,461	加入者数の変動に伴う補正である。
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	△ 1,458	356,630	受給者数の変動に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 3	4,298	
第 1 目 諸費	△ 3	4,298	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 8		(12) 役務費 △ 3
諸収入	5		
(1) 心身障害者扶養共済取 扱事務費	△ 3	4,298	事業費の決定等に伴う補正である。
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第56号議案

7 就農支援資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 就農支援資金費	△ 11,598	234,196	
第 1 項 就農支援資金貸付金	△ 19,545	200,455	
第 1 目 貸付金	△ 19,545	200,455	(節内訳)
(財源内訳)			(21) 貸付金 △ 19,545
繰入金	△ 5,616		
繰越金	56,775		
諸収入	△ 38,474		
県債	△ 32,230		
(1) 就農支援資金貸付金	△ 19,545	200,455	諸収入等の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 1,717	24,077	
第 1 目 諸費	△ 1,717	24,077	(節内訳)
(財源内訳)			(11) 需用費 △ 18
繰入金	△ 220		(13) 委託料 △ 30
繰越金	△ 1,217		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,669
諸収入	△ 280		
(1) 農業改良資金制度運営費	△ 30	648	制度運営費の確定等に伴う補正である。
(2) 就農支援資金制度運営費	△ 18	192	制度運営費の確定等に伴う補正である。
(3) 農業改良資金補助金返還金	△ 1,669	23,237	諸収入の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	9,664	9,664	
第 1 目 一般会計繰出金	9,664	9,664	(節内訳)
(財源内訳)			(28) 繰出金 9,664
繰越金	9,664		
(1) 就農支援資金特別会計一般会計繰出金	9,664	9,664	過年度に貸付財源として一般会計から繰り入れた資金のうち、余剰となる分について一般会計へ繰り出す。
第 2 款 公債費	0	34,087	
第 1 項 公債費	0	34,087	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 予備費	53,598	106,717	
第 1 項 予備費	53,598	106,717	
第 1 目 予備費	53,598	106,717	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	506		(30) 予備費
諸収入	53,092		53,598
(1) 農業改良資金予備費	2,741	22,734	諸収入の確定に伴う補正である。
(2) 就農支援資金予備費	50,857	83,983	諸収入の確定に伴う補正である。

平成 26 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位 : 千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
国の予算等貸付金債	就農支援資金貸付金	38,000	70,230	△ 32,230

第57号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 101,293	89,704	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	7,666		
諸収入	△ 7,666		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 67,500	32,500	
第 1 目 貸付金	△ 67,500	32,500	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 33,750		(21) 貸付金 △ 67,500
諸収入	△ 33,750		
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 67,500	32,500	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 24	954	
第 1 目 諸費	△ 24	954	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 24		(9) 旅費 △ 11
諸収入			(13) 委託料 △ 13
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 24	888	制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 33,769	16,250	
第 1 目 元金	△ 33,750	16,250	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 33,750		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 33,750
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 33,750	16,250	貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 19	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 19		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 19
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 19	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	29,819	229,822	
第 1 項 予備費	29,819	229,822	
第 1 目 予備費	29,819	229,822	
(財源内訳) 繰越金	64,254		(節内訳) (30) 予備費 29,819
諸収入	△ 34,435		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	29,770	179,636	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	49	50,186	諸収入の確定に伴う補正である。

第58号議案

9 沿岸漁業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 沿岸漁業改善資金費	△ 29	71,213	
第 1 項 沿岸漁業改善資金貸付金	0	70,000	
第 1 目 貸付金	0	70,000	
(財源内訳)			
繰越金	3,433		
諸収入	△ 3,433		
(1) 沿岸漁業改善資金貸付金	0	70,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 29	1,213	
第 1 目 諸費	△ 29	1,213	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 29		(11) 需用費 △ 10
			(12) 役務費 △ 19
(1) 沿岸漁業改善資金制度運営費	△ 29	1,213	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	25,835	75,593	
第 1 項 予備費	25,835	75,593	
第 1 目 予備費	25,835	75,593	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	26,650		(30) 予備費 25,835
諸収入	△ 815		
(1) 沿岸漁業改善資金予備費	25,835	75,593	繰越金等の確定に伴う補正である。

第59号議案

10 中小企業振興資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業振興資金費	△ 974,101	1,580,443	
第 1 項 中小企業振興資金貸付金	△ 755,862	861,272	
第 1 目 貸付金	△ 755,862	861,272	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 377,684		(21) 貸付金 △ 755,862
諸収入	△ 305,487		
県債	△ 72,691		
(1) 設備資金貸付事業費貸付金	△ 500,000	400,000	貸付金の確定に伴う補正である。
(2) 設備貸与事業費貸付金	△ 165,000	35,000	貸付金の確定に伴う補正である。
(3) 高度化資金費貸付金	△ 90,862	426,272	中小企業者等の高度化事業に対して貸し付ける経費の補正である。
ア 集団化資金費貸付金	△ 85,628	404,372	貸付金の確定に伴う補正である。
イ 集積区域整備資金費貸付金	△ 5,234	20,566	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 71,337	50,524	
第 1 目 諸費	△ 71,337	50,524	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 73,925		(22) 補償、補填及び賠償金 △ 71,337
繰越金	2,333		
諸収入	255		
(1) 振興資金貸付事務費	△ 71,337	50,524	設備資金及び高度化資金の貸付事務及び債権管理事務等に要する経費の補正である。
ア 設備貸与事業損失補償費	△ 71,277	12,503	損失補償額の確定に伴う補正である。
イ 設備資金貸付事業損失補償費	△ 60	3,636	損失補償額の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 146,902	668,647	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 146,902	668,647	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 一般会計繰出金	25 △ 146,927 △ 146,902	668,647	(節内訳) (28) 繰出金 △ 146,902 償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 382,877	1,975,579	
第 1 項 公債費	△ 382,877	1,975,579	
第 1 目 元金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 公債費 (元金)	△ 382,053 5,148 △ 387,201 △ 382,053	1,889,750 1,889,750	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 382,053 償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子 (財源内訳) 諸収入 (1) 公債費 (利子)	△ 824 △ 824 △ 824	85,829 85,829	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 824 償還金の確定に伴う補正である。

平成 26 年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業振興資金貸付金	339,949	412,640	△72,691

第60号議案

1 1 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 1,653,831	2,717,349	
第 1 項 港湾管理費	△ 40,606	1,766,014	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 10,782	1,364,970	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 15,828		(1) 報酬 △ 197
諸収入	5,046		(2) 給料 △ 759
			(3) 職員手当等 394
			(4) 共済費 △ 1,068
			(9) 旅費 △ 165
			(11) 需用費 △ 7,810
			(12) 役務費 △ 335
			(14) 使用料及び賃借料 △ 842
(1) 職員給与費	△ 1,340	285,692	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 759
			一般職給 △ 759
			・職員手当等 394
			扶養手当 539
			地域手当 △ 276
			住居手当 △ 49
			通勤手当 677
			管理職手当 2
			特殊勤務手当 12
			時間外勤務手当 69
			期末手当 △ 234
			勤勉手当 △ 1,481
			児童手当 1,135
			・共済費 △ 975
			地方職員共済組合等負担金△ 975
(2) 事務所費	△ 490	164,046	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 399	27,661	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 6,628	660,417	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 119	25,571	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 清水港保安対策事業費	△ 1,806	200,093	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	田子の浦港港湾管理費	△ 4,374	192,201	(節内訳)
	(財源内訳)			
	使用料及び手数料	△ 4,388		(2) 給料 △ 1,675
	諸収入	14		(3) 職員手当等 △ 1,860
				(4) 共済費 △ 731
				(9) 旅費 △ 5
				(11) 需用費 △ 95
				(12) 役務費 △ 8
(1)	職員給与費	△ 4,266	68,280	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。
				・給料 △ 1,675
				一般職給 △ 1,675
				・職員手当等 △ 1,860
				扶養手当 △ 473
				地域手当 △ 64
				住居手当 362
				通勤手当 △ 12
				時間外勤務手当 △ 100
				期末手当 △ 654
				勤勉手当 △ 399
				児童手当 △ 520
				・共済費 △ 731
				地方職員共済組合等負担金 △ 731
(2)	田子の浦港保安対策事業費	△ 108	37,759	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	公課費	△ 25,450	17,670	(節内訳)
	(財源内訳)			
	使用料及び手数料	△ 25,450		(27) 公課費 △ 25,450
(1)	公課費	△ 25,450	17,670	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項	施設整備費	△ 990,000	657,000	
第 1 目	清水港施設整備費	△ 945,000	295,000	(節内訳)
	(財源内訳)			
	県債	△ 960,000		(15) 工事請負費 △ 800,000
	繰越金	15,000		(17) 公有財産購入費 △ 160,000
				(23) 償還金、利子及び割引料 15,000
(1)	清水港施設整備費	△ 945,000	295,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 御前崎港施設整備費	△ 45,000	122,000	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 45,000		(節内訳) (15) 工事請負費 △ 45,000
(1) 御前崎港施設整備費	△ 45,000	122,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 積立金	△ 623,225	282,775	
第 1 目 積立金	△ 623,225	282,775	
(財源内訳) 使用料及び手数料	158,775		(節内訳) (25) 積立金 △ 623,225
財産収入	△ 782,000		
(1) 積立金	△ 623,225	282,775	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	51,236	2,171,312	
第 1 項 公債費	51,236	2,171,312	
第 1 目 元金	88,362	1,812,111	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 46,047		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 88,362
諸収入	114		
繰越金	134,295		
(1) 公債費 (元金)	88,362	1,812,111	県債償還額の確定に伴う元金に要する経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 37,126	353,583	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 57,606		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 37,126
財産収入	20,480		
(1) 公債費 (利子)	△ 37,126	353,583	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	2,744	
第 1 項 予備費	0	2,744	

線 越 明 許 費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	17,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	3,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 1 港湾管理費	御前崎港港湾管理費	10,000	保安対策事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	220,000	新興津埠頭用地整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	御前崎港施設整備費	36,000	風力発電施設撤去事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成 26 年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	569,000	569,000	0
	新興津荷役機械整備費	20,000	20,000	0
	清水港資本費平準化費	549,000	549,000	0
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	260,000	1,220,000	△ 960,000
	新興津埠頭用地整備費	200,000	400,000	△ 200,000
	新興津都市再開発等用地整備費	60,000	820,000	△ 760,000
	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	259,000	259,000	0
	吉原鈴川上屋整備費	160,000	160,000	0
	中央埠頭荷役機械整備費	80,000	80,000	0
	田子の浦港資本費平準化債	19,000	19,000	0
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	308,000	308,000	0
	御前崎港資本費平準化費	308,000	308,000	0
	合 計		1,396,000	2,356,000

第61号議案

1.2 流域下水道事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費	△ 2,719,531	10,422,136	
第 1 項 流域下水道管理費	△ 2,880	5,560,887	
第 1 目 管理総務費	30,449	653,583	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	31,085		(2) 給料 21,040
繰入金	△ 664		(3) 職員手当等 12,983
諸収入	28		(4) 共済費 5,507
			(27) 公課費 △ 9,081
(1) 職員給与費	39,530	194,232	流域下水道事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 21,040 一般職給 21,040 ・職員手当等 12,983 扶養手当 1,487 地域手当 576 住居手当 704 通勤手当 2,281 時間外勤務手当 945 期末手当 5,112 勤勉手当 1,369 児童手当 509 ・共済費 5,507 地方職員共済組合等負担金 5,507
(2) 管理総務費（管理事務費）	△ 9,081	459,351	狩野川東部、西遠、天竜川左岸及び狩野川西部流域下水道の維持管理業務に要する経費の補正である。
第 2 目 狩野川東部管理費	△ 168	823,533	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 11,226		(13) 委託料 △ 168
使用料及び手数料	7		(15) 工事請負費 △ 5,719
繰入金	11,051		(23) 償還金、利子及び割引料 5,719
(1) 狩野川東部管理費	△ 168	823,533	狩野川東部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	西遠管理費	△ 168	2,016,842	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 1,973		(13) 委託料
	繰入金	1,805		△ 168
(1)	西遠管理費	△ 168	2,016,842	西遠流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 4 目	天竜川左岸管理費	△ 18,830	869,662	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 25,570		(13) 委託料
	使用料及び手数料	1		(15) 工事請負費
	繰入金	6,739		△ 15,252
(1)	天竜川左岸管理費	△ 18,830	869,662	天竜川左岸流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 5 目	狩野川西部管理費	△ 14,163	1,197,267	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 12,397		(11) 需用費
	繰入金	△ 1,766		(13) 委託料
(1)	狩野川西部管理費	△ 14,163	1,197,267	狩野川西部流域下水道の施設の維持管理に要する経費の補正である。
第 2 項	流域下水道建設費	△ 2,716,651	4,861,249	
第 1 目	流域下水道建設費	△ 2,716,651	4,861,249	
	(財源内訳)			(節内訳)
	分担金及び負担金	△ 505,577		(2) 給料
	国庫支出金	△ 1,632,314		(3) 職員手当等
	繰入金	1,240		(4) 共済費
	県債	△ 580,000		(7) 賃金
				(9) 旅費
				(11) 需用費
				(12) 役務費
				(13) 委託料
				(14) 使用料及び賃借料
				(15) 工事請負費
				(18) 備品購入費
				(22) 補償、補填及び賠償金
(1)	流域下水道建設費 (補助事業)	△ 2,716,651	4,861,249	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 50,000 千円) 下水道施設の耐震化を図る。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 公債費	△ 27,954	2,244,043	
第 1 項 公債費	△ 27,954	2,244,043	
第 1 目 元金	0	1,543,873	
(財源内訳) 分担金及び負担金	15,934		
繰入金	△ 15,934		
(1) 公債費 (元金)	0	1,543,873	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 27,956	700,118	
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 9,304		(節内訳)
繰入金	△ 18,652		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 27,956
(1) 公債費 (利子)	△ 27,956	700,118	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	2	52	
(財源内訳) 分担金及び負担金	1		(節内訳)
諸収入	1		(12) 役務費 2
(1) 公債費 (諸費)	2	52	県債の支払手数料に要する経費の補正である。
第 3 款 予備費	0	336	
第 1 項 予備費	0	336	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費	流域下水道建設費	110,000	1,771,000	狩野川東部流域下水道事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

平成26年度 県債の補正について

下水道事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
下水道事業債	狩野川東部流域下水道事業費	96,000	179,000	△ 83,000
	西遠流域下水道事業費	774,000	1,092,000	△ 318,000
	天竜川左岸流域下水道事業費	136,000	196,000	△ 60,000
	狩野川西部流域下水道事業費	101,000	220,000	△ 119,000
合 計		1,107,000	1,687,000	△ 580,000

第62号議案

13 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 501,910	2,068,090	
第 1 項 集中管理費	△ 501,910	2,068,090	
第 1 目 物品調達費	△ 508,610	1,958,390	
(財源内訳) 諸収入	△ 508,610		(節内訳) (1) 報酬 △ 870 (4) 共済費 △ 170 (8) 報償費 △ 11,910 (11) 需用費 △ 50,490 (12) 役務費 △ 1,540 (14) 使用料及び賃借料 △ 34,090 (18) 備品購入費 △ 408,150 (27) 公課費 △ 1,390
(1) 物品調達費	△ 508,610	1,958,390	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	10,900	59,900	
(財源内訳) 諸収入	10,900		(節内訳) (9) 旅費 △ 200 (11) 需用費 800 (14) 使用料及び賃借料 10,300
(1) 自動車管理費	10,900	59,900	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,200	49,800	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,200		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,200
(1) 電話管理費	△ 4,200	49,800	本庁における電話料に要する経費の補正である。

平成 26 年度 債務負担行為の補正について

追 加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要						
出 納 局	静岡県議会議員選挙公報 印刷請負契約	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">債務負担行為限度額</td> <td style="text-align: right;">14,400 千円</td> </tr> <tr> <td>請負予定額</td> <td style="text-align: right;">14,400 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> </table>	債務負担行為限度額	14,400 千円	請負予定額	14,400 千円	平成 26 年度計上予算額	0 千円
債務負担行為限度額	14,400 千円								
請負予定額	14,400 千円								
平成 26 年度計上予算額	0 千円								

第3 企業会計2月補正予算

第63号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	△ 21,866	5,033,134	
第 1 項 営業収益	△ 96,837	4,522,537	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 84,173	4,402,304	給水量の確定に伴う補正である。
柿田川工業用水道料金	69		
富士川工業用水道料金	△ 15,481		
東駿河湾工業用水道料金	△ 61,704		
静清工業用水道料金	△ 6,067		
中遠工業用水道料金	2,263		
西遠工業用水道料金	△ 2,552		
湖西工業用水道料金	△ 701		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 12,664	120,233	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 12,664		
第 2 項 営業外収益	62,679	194,586	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	339	10,355	預金利息の補正である。
預金利息	339		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	62,340	179,449	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	62,340		
第 3 項 特別利益	12,292	316,011	
第 1 目 固定資産売却益 (節内訳)	23,350	23,350	職員公舎用地の売却に伴う補正である。
固定資産売却益	23,350		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 その他特別利益	△ 11,058	292,661	退職給付引当金戻入額の確定に伴う補正である。
(節内訳) 退職給付引当金戻入額	△ 11,058		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 57,496	4,938,884	
第 1 項 営業費用	△ 88,188	4,431,707	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 153,312	1,674,330	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 2,520 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 2,487 (5) 法定福利費 △ 33 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 33 ・維持管理費 △ 150,792 <ul style="list-style-type: none"> (9) 需用費 △ 5,579 (10) 役務費 △ 2,562 (11) 委託料 △ 61,210 (12) 賃借料 △ 108 (13) 修繕料 △ 172 (16) 動力費 △ 38,385 (17) 薬品費 △ 40,816 (20) 負担金 △ 2,000 (24) 公課費 40
第 2 目 配水及び給水費	40,932	722,791	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 7,480 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 97 (2) 給料 2,910 (3) 職員手当等 1,848 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 276 地域手当 99 通勤手当 915 時間外勤務手当 26 期末手当 437 勤勉手当 230 賞与引当金繰入額 1,512 管理職手当 2 休日勤務手当 9 住居手当 △ 700 児童手当 △ 958 (5) 法定福利費 2,625 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 2,317 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費引当金繰入額 308 ・維持管理費 33,452 <ul style="list-style-type: none"> (9) 需用費 △ 1,658 (10) 役務費 139 (11) 委託料 3,129

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			休日勤務手当 △ 7 住居手当 360 退職給付費 3,500 児童手当 297 (5) 法定福利費 △ 382 法定福利費 △ 397 法定福利費引当金繰入額 15 ・事務費 0 (9) 需用費 △ 41 (10) 役務費 10 (23) 保険料 28 (24) 公課費 3 ・維持管理費 △ 6,628 (11) 委託料 △ 926 (13) 修繕料 △ 5,481 (16) 動力費 △ 202 (23) 保険料 △ 25 (24) 公課費 6
第 5 目 減価償却費	43,108	1,568,428	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 46,640 (36) 無形固定資産減価償却費 △ 3,532
第 6 目 資産減耗費	△ 15,298	13,257	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 15,298
第 2 項 営業外費用	22,002	435,679	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 6,723	289,402	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 6,723
第 2 目 繰延勘定償却	△ 1,275	6,277	繰延勘定償却の確定に伴う補正である。 (節内訳) (46) 開発費償却 △ 1,275
第 4 目 消費税及び地方消費税	30,000	130,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 30,000
第 3 項 特別損失	8,690	68,498	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 固定資産売却損	350	350	職員公舎建物の売却に伴う補正である。 (節内訳) (50) 固定資産売却損 350
第 2 目 過年度損益修正損	8,340	8,340	過年度における減価償却費及び資産減耗費の修正に伴う補正である。 (節内訳) (53) 過年度損益修正損 8,340
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 93,839	516,161	
第 1 項 企業債	△ 65,000	407,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 65,000	407,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・中遠 196,000 → 149,000 千円 ・西遠 41,000 → 23,000 千円
中遠工業用水道建設費債	△ 47,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 18,000		
第 2 項 国庫補助金	0	53,000	
第 3 項 補償金	△ 43,000	42,000	
第 1 目 補償金 (節内訳)	△ 43,000	42,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・中遠 85,000 → 42,000 千円
補償金	△ 43,000		
第 4 項 負担金	9,500	9,500	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	9,500	9,500	建設改良事業の確定に伴う補正である。
富士川工業用水道工事費負担金	9,500		
第 5 項 固定資産売却代金	4,661	4,661	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	4,661	4,661	職員公舎用地及び建物の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	4,661		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 390,403	2,017,870	
第 1 項 建設改良費	△ 390,687	964,313	
第 1 目 富士川工業用水道建設改良費	11,500	40,828	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 11,500 (62) 工事請負費 11,500
第 2 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 336,387	174,358	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 336,387 (11) 委託料 4,000 (62) 工事請負費 △ 340,387
第 3 目 静清工業用水道建設改良費	30,000	378,096	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 30,000 (11) 委託料 18,000 (62) 工事請負費 12,000
第 4 目 中遠工業用水道建設改良費	△ 95,700	260,725	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 95,700 (11) 委託料 △ 18,800 (18) 材料費 △ 40,000 (20) 負担金 △ 21,000 (62) 工事請負費 △ 15,900
第 5 目 西遠工業用水道建設改良費	△ 26,200	70,081	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 26,200 (11) 委託料 3,000 (62) 工事請負費 △ 29,200
第 6 目 湖西工業用水道建設改良費	26,100	40,225	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 26,100 (62) 工事請負費 26,100
第 2 項 固定資産取得費	0	42,193	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 企業債償還金	284	987,054	
第 1 目 企業債償還金	284	987,054	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 284
第 4 項 負担金償還金	0	24,310	

備考 資本的収入額 516,161 千円が資本的支出額 2,017,870 千円に対し不足する額 1,501,709 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 72,554 千円、減債積立金 170,539 千円、建設改良積立金 49,902 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,208,714 千円で補填するものとする。

平成26年度 企業債の補正について（第5条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	東駿河湾工業用水道建設費	23,000	23,000	0
	静清工業用水道建設費	212,000	212,000	0
	中遠工業用水道建設費	149,000	196,000	△ 47,000
	西遠工業用水道建設費	23,000	41,000	△ 18,000
合 計		407,000	472,000	△ 65,000

第64号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	△ 74,190	7,197,610	
第 1 項 営業収益	△ 96,692	6,473,257	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 78,976	6,389,999	給水量の確定に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 32,459		
榛南水道料金	△ 1,941		
遠州水道料金	△ 44,576		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 17,716	83,258	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 17,716		
第 2 項 営業外収益	△ 13,746	519,086	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	572	8,370	預金利息の補正である。
預金利息	572		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 15,339	508,988	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 15,339		
第 3 目 雑収益 (節内訳)	1,021	1,728	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
その他雑収益	1,021		
第 3 項 特別利益	36,248	205,267	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳)	36,248	205,267	退職給付引当金戻入額の確定に伴う補正である。
退職給付引当金戻入額	36,248		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 246,055	6,396,271	
第 1 項 営業費用	△ 304,790	5,599,156	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 181,304	1,483,669	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 191 (1) 報酬 △ 289 (5) 法定福利費 480 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 480 ・維持管理費 △ 181,495 (10) 役務費 200 (11) 委託料 △ 75,015 (12) 賃借料 △ 1,400 (13) 修繕料 △ 42,331 (16) 動力費 △ 47,000 (17) 薬品費 △ 21,000 (20) 負担金 5,000 (24) 公課費 51
第 2 目 配水及び給水費	△ 15,594	1,206,609	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 6,725 (1) 報酬 △ 106 (2) 給料 △ 4,587 (3) 職員手当等 △ 1,199 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 800 地域手当 △ 361 通勤手当 1,159 時間外勤務手当 △ 1,695 期末手当 △ 941 勤勉手当 △ 323 賞与引当金繰入額 354 特殊勤務手当 △ 26 休日勤務手当 △ 10 住居手当 △ 673 児童手当 517 (5) 法定福利費 △ 833 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 934 法定福利費引当金繰入額 101 ・維持管理費 △ 8,869 (10) 役務費 1,600 (11) 委託料 △ 59,652 (12) 賃借料 △ 1,148 (13) 修繕料 62,331

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(16) 動力費 △ 12,000
第 3 目 総係費	△ 1,951	326,141	<p>企業局職員の人件費及び事務費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 200 (1) 報酬 426 (2) 給料 △ 423 (3) 職員手当等 △ 16 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 403 地域手当 1 通勤手当 3,011 時間外勤務手当 1,956 期末手当 △ 546 勤勉手当 175 賞与引当金繰入額 686 特殊勤務手当 26 管理職手当 1 休日勤務手当 △ 1 住居手当 △ 288 退職給付費 △ 5,655 児童手当 215 (5) 法定福利費 213 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 65 法定福利費引当金繰入額 148 ・事務費 △ 2,151 (6) 旅費 △ 218 (9) 需用費 △ 1,486 (10) 役務費 75 (12) 賃借料 △ 524 (23) 保険料 2
第 4 目 共用施設管理費	3,482	141,052	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 3,482 (1) 報酬 36 (2) 給料 △ 183 (3) 職員手当等 3,509 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 60 地域手当 △ 2 通勤手当 734 時間外勤務手当 △ 13 期末手当 △ 32 勤勉手当 △ 69 賞与引当金繰入額 133 休日勤務手当 △ 2 退職給付費 3,000 児童手当 △ 300

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(5) 法定福利費 120 法定福利費 90 法定福利費引当金繰入額 30 ・維持管理費 0 (10) 役務費 200 (11) 委託料 △ 205 (24) 公課費 5
第 5 目 減価償却費	△ 28,826	2,428,958	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 28,826
第 6 目 資産減耗費	△ 80,597	12,727	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 80,597
第 2 項 営業外費用	59,891	758,344	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,000	477,461	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 5,000
第 2 目 繰延勘定償却	△ 1,109	5,883	繰延勘定償却の確定に伴う補正である。 (節内訳) (46) 開発費償却 △ 1,109
第 4 目 消費税及び地方消費税	66,000	271,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 66,000
第 3 項 特別損失	△ 1,156	35,771	
第 1 目 その他特別損失	△ 1,156	35,771	賞与引当金及び法定福利費引当金の繰入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 1,156 (3) 職員手当等 △ 1,003 賞与引当金繰入額 △ 1,003 (5) 法定福利費 △ 153 法定福利費引当金繰入額 △ 153
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 34,000	431,200	
第 1 項 企業債	△ 34,000	401,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳)	△ 34,000	401,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・駿豆 20,000 → 0 千円 ・榛南 209,000 → 229,000 千円 ・遠州 206,000 → 172,000 千円
駿豆水道建設費債	△ 20,000		
榛南水道建設費債	20,000		
遠州水道建設費債	△ 34,000		
第 2 項 出資金	0	15,000	
第 3 項 国庫補助金	0	15,200	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 284,500	2,921,385	
第 1 項 建設改良費	△ 287,500	1,432,500	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 163,500	388,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 163,500 (62) 工事請負費 △ 163,500
第 2 目 榛南水道建設改良費	39,500	375,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 39,500 (11) 委託料 △ 6,000 (18) 材料費 △ 57,850 (19) 補償費 50 (62) 工事請負費 103,300
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 163,500	669,500	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 163,500 (11) 委託料 △ 48,000 (18) 材料費 △ 34,000 (19) 補償費 △ 2,500 (20) 負担金 △ 21,000 (56) 土地購入費 △ 2,500 (62) 工事請負費 △ 55,500
第 2 項 固定資産取得費	0	37,944	
第 3 項 企業債償還金	0	1,447,941	
第 4 項 国庫補助金返還金	3,000	3,000	
第 1 目 国庫補助金返還金	3,000	3,000	国庫補助金交付要綱に基づく消費税相当額の返還に伴う補正である。 (節内訳) (75) 国庫補助金返還金 3,000

備考 資本的収入額 431,200 千円が資本的支出額 2,921,385 千円に対し不足する額 2,490,185 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 107,796 千円、減債積立金 538,353 千円、建設改良積立金 215,722 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,628,314 千円で補填するものとする。

平成26年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水道建設費債	駿豆水道建設費	0	20,000	△ 20,000
	榛南水道建設費	229,000	209,000	20,000
	遠州水道建設費	172,000	206,000	△ 34,000
合 計		401,000	435,000	△ 34,000

第65号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	731	125,731	
第 1 項 営業外収益	85	6,049	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳) 預金利息	△ 693 △ 693	5,253	預金利息の補正である。
第 2 目 雑収益 (節内訳) その他雑収益	778 778	796	開発整備資産の貸付けに伴う補正である。
第 2 項 特別利益	646	119,682	
第 1 目 その他特別利益 (節内訳) 退職給付引当金戻入額 売却済用地補償引当金 戻入額	646 702 △ 56	119,682	退職給付引当金戻入額等の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 71,757	838,813	
第 1 項 営業費用	△ 20,253	51,982	
第 1 目 一般管理費	△ 20,253	51,982	<p>企業局職員の人件費、土地維持管理費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 11,565 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 200 (2) 給料 △ 9,678 (3) 職員手当等 1,279 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 474 地域手当 △ 311 通勤手当 △ 731 時間外勤務手当 3,476 期末手当 △ 1,786 勤勉手当 △ 876 賞与引当金繰入額 △ 1,183 特殊勤務手当 △ 40 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 1 住居手当 △ 360 退職給付費 3,803 児童手当 △ 240 (5) 法定福利費 △ 3,366 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 3,157 法定福利費引当金繰入額 △ 209 ・事務費 △ 276 <ul style="list-style-type: none"> (6) 旅費 △ 107 (9) 需用費 △ 72 (10) 役務費 150 (11) 委託料 △ 67 (12) 賃借料 △ 180 <ul style="list-style-type: none"> ・土地維持管理費 △ 5,800 (30) 土地維持管理費 △ 5,800 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 △ 2,500 (33) 補助金 △ 2,500 <ul style="list-style-type: none"> ・資産減耗費 △ 112 (37) 固定資産除却費 △ 112
第 2 項 営業外費用	△ 68,452	22,272	
第 2 目 雑損失	△ 68,452	22,000	<p>仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (48) その他雑損失 △ 68,452

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 特別損失	16,948	761,559	
第 1 目 減損損失	25,255	25,255	保有資産の帳簿価額の減額に伴う補正である。 (節内訳) (51) 減損損失 25,255
第 2 目 その他特別損失	△ 8,307	736,304	保有土地の評価減に伴う補正である。 (節内訳) (54) 開発整備資産評価損 △ 8,307
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科	目	補正額	現計額	説明
第1款	資本的収入	△ 104,186	35,814	
第1項	掛川大淵・沖之須地区 事業収入	△ 4,186	35,814	
第1目	掛川大淵・沖之須地区 事業収入	△ 4,186	35,814	建設改良事業の確定に伴う補正である。
(節内訳)	掛川大淵・沖之須地区 事業収入	△ 4,186		
第2項	新規用地事業収入	△ 100,000	0	
第1目	新規用地事業収入	△ 100,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
(節内訳)	新規用地事業収入	△ 100,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 591,650	1,688,470	
第 1 項 建設改良費	△ 591,650	1,686,771	
第 1 目 開発整備費	△ 541,650	1,661,771	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 23,350 (2) 給料 9,177 (3) 職員手当等 11,028 扶養手当 378 地域手当 299 通勤手当 133 時間外勤務手当 7,624 期末手当 1,591 勤勉手当 861 児童手当 142 (5) 法定福利費 3,145 法定福利費 3,145 ・工事費 △ 565,000 (11) 委託料 △ 560,000 (12) 賃借料 △ 5,000
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 50,000
第 2 項 固定資産取得費	0	1,699	

備考 資本的収入額 35,814 千円が資本的支出額 1,688,470 千円に対し不足する額 1,652,656 千円は、繰越工事資金 717 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,651,939 千円で補填するものとする。

第66号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	△ 782,509	28,006,855	
第 1 項 医業収益	△ 803,270	21,271,020	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	△ 719,556	20,504,772	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 366,434		
外来収益	△ 353,122		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 83,714	766,248	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 31,979		
医業雑収益	△ 51,735		
第 2 項 医業外収益	16,900	6,730,974	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	1,747	21,755	預金利息及び有価証券利息の補正である。
預金利息	△ 548		
有価証券利息	2,295		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	△ 34,245	493,405	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	△ 34,245		
第 3 目 他会計負担金 (節内訳)	32,977	5,037,079	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	32,977		
第 4 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 17,885	155,561	固定資産の減価償却に伴う長期前受金戻入の補正である。
長期前受金戻入	△ 17,885		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	34,306	1,023,174	治験研究受託金、公舎貸付料等の補正である。
資産貸付収益	△ 4,229		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
受託等研究収益 その他受託金 その他医業外収益	11,607 △ 1,147 28,075		
第 3 項 特別利益	3,861	4,861	
第 1 目 過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	3,861 3,861	4,861	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 款 研究所事業収益	△ 94,720	895,245	
第 1 項 研究所収益	△ 94,720	895,245	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 28,140 △ 28,140	713,856	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益 長期前受金戻入 その他研究所収益	△ 66,580 △ 52,004 18 △ 14,594	181,389	外部研究資金等の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	144,779	28,796,223	
第 1 項 医業費用	87,056	26,858,414	
第 1 目 給与費	316,419	10,306,122	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 1,766</p> <p>(2) 職員手当等 254,724</p> <p> 扶養手当 3,275</p> <p> 地域手当 9,062</p> <p> 住居手当 △ 871</p> <p> 通勤手当 3,681</p> <p> 管理職手当 680</p> <p> 初任給調整手当 15,390</p> <p> 特殊勤務手当 57,415</p> <p> 時間外勤務手当 165,493</p> <p> 休日勤務手当 4,784</p> <p> 夜間勤務手当 △ 5,798</p> <p> 宿日直手当 △ 2,656</p> <p> 期末手当 2,765</p> <p> 勤勉手当 △ 2,905</p> <p> 児童手当 3,005</p> <p> 単身赴任手当 456</p> <p> 管理職員特別勤務手当 948</p> <p>(3) 報酬 16,554</p> <p>(4) 賃金 △ 3,037</p> <p>(5) 法定福利費 35,771</p> <p>(6) 退職給付費 35,281</p> <p>(7) 負担金 △ 21,040</p> <p>(8) 奨学費 △ 3,600</p>
第 2 目 材料費	△ 239,038	7,566,489	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 △ 245,228</p> <p>(10) 診療材料費 △ 791</p> <p>(11) 医療消耗備品費 6,981</p>
第 3 目 経費	△ 24,065	5,442,762	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 厚生福利費 △ 580</p> <p>(14) 報償費 691</p> <p>(15) 旅費 △ 2,392</p> <p>(17) 消耗品費 11,767</p> <p>(18) 消耗備品費 6,768</p> <p>(19) 光熱水費 110,242</p>

科	目	補正額	現計額	説明
				(20) 燃料費 55 (21) 食糧費 155 (22) 印刷製本費 △ 1,128 (23) 修繕費 △ 68,364 (24) 保険料 △ 433 (25) 賃借料 △ 9,262 (26) 通信運搬費 △ 3,291 (27) 委託料 △ 224,895 (28) 手数料 3,464 (29) 諸会費 991 (30) 貸倒引当金繰入額 125,151 (31) 雑費 26,996
第 4 目	減価償却費	△ 65,782	2,986,725	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (32) 有形固定資産減価償却費 25,009 (33) 無形固定資産減価償却費 △ 79,571 (34) リース資産減価償却費 △ 11,220
第 5 目	資産減耗費	13,088	14,088	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (35) 棚卸資産減耗費 13,088
第 6 目	研究研修費	86,288	382,984	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (28) 手数料 5,828 (37) 研究材料費 69,834 (42) 研究雑費 10,626
第 7 目	長期前払消費税償却	146	159,244	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (75) 長期前払消費税償却 146
第 2 項	医業外費用	14,203	1,331,219	
第 1 目	支払利息及び企業債取扱諸費	△ 6,844	715,522	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (43) 企業債利息 △ 6,946 (47) リース資産利息 102
第 2 目	受託研究費	△ 32,991	352,436	医薬品受託研究費の補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 5,252

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(5) 法定福利費 △ 238 (17) 消耗品費 △ 1,448 (18) 消耗備品費 △ 9,372 (22) 印刷製本費 △ 146 (23) 修繕費 △ 418 (25) 賃借料 △ 304 (26) 通信運搬費 △ 1,730 (27) 委託料 10,142 (28) 手数料 △ 4,034 (31) 雑費 △ 10,279 (37) 研究材料費 △ 8,746 (40) 図書費 △ 1,166
第 3 目 がん予防対策費	△ 4,161	30,921	がん予防対策に係る県受託事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (3) 報酬 △ 242 (14) 報償費 △ 1,971 (15) 旅費 △ 1,227 (17) 消耗品費 2 (22) 印刷製本費 118 (25) 賃借料 △ 254 (26) 通信運搬費 △ 348 (27) 委託料 △ 457 (28) 手数料 218
第 4 目 雑損失	62,804	199,096	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (15) 旅費 3,730 (17) 消耗品費 5,000 (18) 消耗備品費 3,020 (21) 食糧費 160 (26) 通信運搬費 5 (27) 委託料 10,719 (28) 手数料 50 (38) 謝金 100 (40) 図書費 100 (50) その他雑損失 39,920
第 5 目 消費税等	△ 4,605	33,244	納税予定額の減に伴う補正である。 (節内訳) (74) 消費税等 △ 4,605
第 3 項 特別損失	43,520	606,590	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 過年度損益修正損	6,363	569,433	一般会計負担金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (70) 過年度損益修正損 6,363
第 2 目 固定資産除却損	35,575	35,575	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (69) 固定資産除却損 35,575
第 3 目 その他特別損失	1,582	1,582	医業未収金の欠損額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) その他特別損失 1,582
第 2 款 研究所事業費用	△ 58,310	1,144,724	
第 1 項 研究所費用	△ 111,558	1,078,384	
第 1 目 給与費	△ 55,356	259,425	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 △ 23,337 (2) 職員手当等 △ 25,364 扶養手当 △ 426 地域手当 △ 2,254 住居手当 △ 468 通勤手当 601 管理職手当 △ 1,241 初任給調整手当 △ 9,888 特殊勤務手当 △ 1,621 時間外勤務手当 △ 399 休日勤務手当 △ 6,240 期末手当 △ 1,387 勤勉手当 △ 1,751 児童手当 △ 290 (3) 報酬 △ 645 (5) 法定福利費 △ 5,956 (6) 退職給付費 △ 54
第 2 目 研究費	△ 59,787	197,858	がんセンター研究所の研究費の補正である。 (節内訳) (15) 旅費 △ 3,352 (17) 消耗品費 1,000 (18) 消耗備品費 1,500 (27) 委託料 24,413 (28) 手数料 1,203 (37) 研究材料費 △ 84,551

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 運営経費	△ 8,899	291,576	がんセンター研究所の運営経費の補正である。 (節内訳) (14) 報償費 △ 221 (15) 旅費 △ 235 (17) 消耗品費 △ 576 (18) 消耗備品費 576 (19) 光熱水費 6,942 (23) 修繕費 △ 65 (24) 保険料 48 (25) 賃借料 △ 891 (26) 通信運搬費 △ 282 (27) 委託料 △ 13,983 (28) 手数料 △ 172 (31) 雑費 △ 40
第 4 目 減価償却費	△ 917	205,332	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (32) 有形固定資産減価償却費 △ 1,192 (33) 無形固定資産減価償却費 275
第 5 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 74	95,471	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (43) 企業債利息 △ 74
第 6 目 長期前払消費税償却	1,061	11,926	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (75) 長期前払消費税償却 1,061
第 7 目 消費税等	12,414	16,796	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (74) 消費税等 12,414
第 2 項 特別損失	53,248	66,340	
第 1 目 過年度損益修正損	53,248	66,340	一般会計負担金の返還等に係る補正である。 (節内訳) (70) 過年度損益修正損 53,248

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	1,990	3,056,990	
第 1 項 企業債	△ 149,000	2,399,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 149,000	2,399,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 110,000		
静岡がんセンター整備 費債	△ 39,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	1,000	7,000	
第 1 目 受託金 (節内訳)	1,000	7,000	器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	1,000		
第 4 項 投資有価証券償還金	△ 150	499,850	
第 1 目 投資有価証券償還金 (節内訳)	△ 150	499,850	投資有価証券に係る償還金の額の確定に伴う補正である。
投資有価証券償還金	△ 150		
第 5 項 補助金	139,160	139,160	
第 1 目 一般会計補助金 (節内訳)	139,160	139,160	器械備品等の整備に充てるための一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	139,160		
第 6 項 寄附金	10,980	10,980	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	10,980	10,980	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	10,980		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 61,900	187,175	
第 1 項 企業債	△ 3,000	14,000	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	企業債	△ 3,000	14,000	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための企業債の補正である。
(節内訳)	静岡がんセンター研究所整備費債	△ 3,000		
第2項	他会計負担金	△ 500	409	
第1目	一般会計負担金	△ 500	409	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための一般会計負担金の補正である。
(節内訳)	一般会計負担金	△ 500		
第3項	受託金	△ 58,400	14,000	
第1目	受託金	△ 58,400	14,000	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
(節内訳)	受託金	△ 58,400		
第4項	出資金	0	158,766	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	18,006	8,751,403	
第 1 項 建設改良費	10,626	2,584,857	
第 1 目 資産購入費	△ 13,182	1,542,822	器械備品等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (27) 委託料 4,201 (54) 器械備品購入費 △ 3,186 (58) 無形固定資産購入費 206 (59) リース資産購入費 △ 14,403
第 2 目 建設改良費	23,808	1,042,035	機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (27) 委託料 27,385 (28) 手数料 68 (61) 工事費 △ 3,645
第 2 項 企業債償還金	0	3,106,366	
第 3 項 投資	0	3,000,000	
第 4 項 積立金	10,980	10,980	
第 1 目 積立金	10,980	10,980	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (79) 積立金 10,980
第 5 項 長期貸付金	△ 3,600	49,200	
第 1 目 長期貸付金	△ 3,600	49,200	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (76) 貸付金 △ 3,600
第 2 款 研究所資本的支出	△ 61,899	187,176	
第 1 項 建設改良費	△ 61,900	28,409	
第 1 目 資産購入費	△ 67,019	19,790	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (54) 器械備品購入費 △ 67,019

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 建設改良費	5,119	8,619	がんセンター研究所の研究機器整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (27) 委託料 8,619 (28) 手数料 △ 3,500
第 2 項 企業債償還金	1	158,767	
第 1 目 企業債償還金	1	158,767	企業債元金の償還に要する経費の補正である。 (節内訳) (65) 企業債元金償還金 1

備考 資本的収入額 3,244,165 千円が資本的支出額 8,938,579 千円に対し不足する額 5,694,414 千円は、過年度分損益勘定留保資金 5,694,414 千円で補填するものとする。

平成26年度 企業債の補正について (第5条)

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
県立病院建設改良費	静岡がんセンター 医療機器整備費	1,954,000	2,064,000	△ 110,000
	静岡がんセンター 整備費	445,000	484,000	△ 39,000
	静岡がんセンター 研究所整備費	14,000	17,000	△ 3,000
合 計		2,413,000	2,565,000	△ 152,000